

官報

号外

令和四年六月九日

○第二百八回 衆議院会議録 第三十二号

令和四年六月九日(木曜日)

議事日程 第二十七号

令和四年六月九日

午後一時開議

第一 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

衆議院議長細田博之君不信任決議案(馬淵澄夫君外二名提出)

岸田内閣不信任決議案(西村智奈美君外二名提出)

出

情報監視審査会会長の情報監視審査会令和三年

年次報告書についての発言

日程第一 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時二分開議

○副議長(海江田万里君) これより会議を開きます。

○山田賢司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

馬淵澄夫君外二名提出、衆議院議長細田博之君不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○副議長(海江田万里君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(海江田万里君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

衆議院議長細田博之君不信任決議案(馬淵澄夫君外二名提出)

○副議長(海江田万里君) 衆議院議長細田博之君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。岡本あき子さん。

衆議院議長細田博之君不信任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔岡本あき子君登壇〕

○岡本あき子君 立憲民主党・無所属の岡本あき子です。(拍手)

初めに、ロシアのウクライナ侵略に対し、犠牲になられた方々に哀悼の誠をささげます。

ロシアによる深刻な人権侵害を強く非難するとともに、必要な制裁を強化し、武力攻撃のいつときも早い停止を求めます。

また、国内外で頻繁に発生する自然災害、事故、事件や感染症により命を失った全ての方の御冥福をお祈り申し上げます。

さて、私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました細田博之衆議院議長不信任決議案について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

本院は、衆議院議長細田博之君を信任せず。
右決議する。

〔拍手〕

以下、その理由を申し述べます。

言うまでもなく、憲法第四十一条に定めるところ、国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関です。また、議長は、その最高責任者として、国会法第十九条に定めるところ、議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する立場にあります。

細田博之議長は、昨年十一月十日、議長就任に際して、「その職責の重大さを痛感しており、また、二議院の民主主義の本旨にのっとり、議院の

公正円満な運営に全力を傾注いたします」とともに、国民の皆様の期待と信頼に応えるべく最善の努力をいたす所存であります。」と決意を述べました。

しかし、細田議長は、その言葉とは裏腹に、国権の最高機関たる衆議院議長として、民主主義の根幹を揺るがす言動を度々繰り返しており、議長に最も不適切な人物です。

具体的理由を申し述べます。

理由の第一は、衆議院議長は立法府を代表する立場にありながら、民主主義の根幹たる一票の格差是正の意義を全く理解していないことです。

報道によれば、細田議長は、就任して一か月もたたない昨年十一月三十日、自民党の高木国対委員長に、十増十減の増減規模縮小を含めた議論を始めるように求め、その後も、自民党衆議院議員の政治資金パーティーで、地方を減らして都会を増やすだけが能じゃない、地方いじめだと批判したといひます。

与党がアダムズ方式の採用に踏み切ったのは、最高裁判所が当時の衆議院小選挙区間の人口格差について三度にわたり違憲状態との大法廷判決を出したことから、違憲状態の解消に向けて、一票の格差是正措置を講ずることが喫緊の課題になっていたための決断だったと考えます。また、この違憲状態解消に向けて、二〇一四年、平成二十六年六月十九日の衆議院議長運営委員会の議決に基づいて議長の下に設置された諮問機関、衆議院選挙制度に関する調査会の答申がこのアダムズ方式の導入を提唱したからです。しかも、与党が提出した改正法案の筆頭提出者は、ほかでもない、細田博之議員御本人なのです。

こうした衆議院での真摯な議論の積み重ねの上に導入されたアダムズ方式に基づく一票の格差是正の取組について、あろうことか、地方いじめと歪曲し、自らが旗振りしてきたにもかかわらず、この期に及んで、区割り変更を心ない政治と放言する有様です。

国会が国権の最高機関たることを憲法によって定められているのは、国民が投するその一票が全て平等の価値を有するがゆえであることは論をまちません。議長という要職にありながら、これを阻止しようとするその姿勢は、まさに投票価値の不平等を意図的に放置することを意味します。今回の細田議長の発言や姿勢は、党利党略で選挙区を改悪せしめる米国のグリマンダーならぬ令和日本の細マンダーであり、一票を軽んじる者は民主主義国家全体を軽んじる者であります。

そのような人物が衆議院議長でいることは、まさに民主主義の危機です。

理由の第二は、選挙制度、議員定数に関する不適切な発言です。

細田議長は、五月十日にあった自民党議員の政治資金パーティーで、議長になっても毎月もらう歳費は百万円しかない、百万円未満の議員を多少増やしても罰は当たらない、上場会社の社長は必ず一億円もらうなどと述べて、国会議員の定数増を主張したと報道されているものです。

歳費百万円未満だから議員定数を多少増やしても罰は当たらないなどというような感覚は、コロナ禍や物価高に苦しむ庶民の生活感覚からは、全く受け入れ難いものと言わなければなりません。このような細田議員に、この先、衆議院議長として、国民の信頼を得ながら公正公平な議会運営を

任せることは到底できません。

くしくも、日銀の黒田総裁も、家計の値上げ許容度も高まっていると発言をし、庶民感覚とのずれから、多くの批判を浴びています。値段が上がっても必需品は買わざるを得ず、許容ではなく諦めなのです。平均貯蓄額以下の世帯は三分の二です。勤労世代の負債現在高も増えていることや、貯蓄がない家庭が依然として一番高い層となっていることに目を配ることもせず、物価上昇を好機と捉えるとは、国民生活実感と全くかけ離れた、一部の分析を支持する無神経な発言でした。

国会は、生活者の立場に立ち、このような国民生活の実態とずれた課題認識を指摘し、先を見据えた政策の必要性や修正、立法をするのが使命です。そのトップに議長は位置しているのです。

一方で、三十六万円の政治資金を受け取ったにもかかわらず政治資金収支報告書に記載していないことが明るみに出ており、これは政治資金規正法違反の疑いもあり、国民の更なる失望を買うなど、立法院の長として、その金銭感覚は余りにもお粗末です。

現下の終わらないコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略に発する急激な資源高、物価高により、国民生活は急速に厳しくなっています。議長の発言や政治資金の不適切な処理は、これら窮乏する一般国民の現状を顧みず、その心を踏みつけるものです。

議長が今なすべきことは、議員の歳費が少なくと触れ回るよりも、御自身が自ら常に国民生活の実態に敏感であるような心がけることです。

理由の第三は、まさに本日報道されている細田

議長の公職選挙法違反の疑いです。

細田氏は、島根一区に在住する市議と町議十一名に、衆議院選挙の公示日だった十月十九日付で、計六万七千五百円の労務費を払っていた、地方議員の方が、報道では、選挙運動に関わっていないながら、労務費も受け取っていたという内容です。

公職選挙法を所管する総務省に伺ったところ、選挙関係実例判例集によると、選挙運動に従事する者が同日内に労務や車上運動した場合、報酬を支給することはできないとのことでした。

今回の報道では、ポスター貼りの対価を受け取る一方で、まさにこの日に選挙運動をしていたことも記事となっています。これが事実であれば、公選法違反、買収の可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

また、労務費支給対象の中に地方議員が含まれていることも問題になっています。地方議員は、国政選挙などの際は、所属政党の候補者のための選挙運動の先頭に立つことは当然です。選挙体制の中で、総括主宰者や地域主宰者、組織的選挙運動管理者等になることも十分あり得ますし、そうでなくても、一般的に、初日から投票箱の蓋が閉まるまで、全力で選挙運動することを前提としているではありませんか。

我が党の所属議員で、選挙期間中に、この日は選挙運動をしませんなどということなど許されるはずがありません。自民党の場合は、公示日午前中にポスター貼りをして労務費をもらい、午後からは運動をしないということを確認する党であるというところ难道でしょうか。

日本国憲法の前文にも、「日本国民は、正当に

選挙された国会における代表者を通じて行動し」とあり、まさに、正当な選挙が行われることが、日本の政治の大前提である民主主義の根幹です。今回の報道が事実で、一日の中でも、特例で、報酬を得て労務する時間と無償で選挙運動する時間を分けることが法的にも認められるのならば、あえて労務を頼み、労務費を支払いつつ、選挙運動もしていただくことが可能となり、選挙の在り方そのものを根底から覆す衝撃となります。

民主主義の根幹たる選挙においても不正を働いていたとなれば、議長どころか議員の職を辞すべき事態です。

理由の最後は、細田議長のセクハラ疑惑問題です。

五月十九日に、細田議長のセクハラ問題が報じられました。女性記者が細田議長に、添い寝したら教えてあげると言われたり、深夜に電話で今から来ないかと誘われたりしたと、驚くべき報道がされたのです。議院を代表する者として議院の秩序と品位を保持していただく議長が、数々のセクハラ行為を行い、圧力もかけたと報じられることは前代未聞です。

事の重大さを鑑みて、最初に報道された五月十九日に、野党四党の国対委員長、具体的には、立憲民主党の馬淵委員長、日本維新の会の遠藤委員長、日本共産党の穀田委員長、国民民主党の古川委員長が、自由民主党の高木国対委員長に対して、このような報道に対する説明、真偽も含めた説明を細田議長から議運の場で行っていただきたいと申し入れるため、与野党国対委員長会談の開催を求めました。しかし、高木委員長からは、開催は難しいと受け入れていただけず、その代わり

に、高木委員長から議連の山口委員長に伝えるという返事でした。自民党の高木委員長が主導して議長が説明できる場をつくることをこの日以来待ち続けましたが、細田議長と与党が拒否しているために、議長による説明がまだなされていません。

議連での説明だけでなく、記者会見も開かず、説明責任を一切果たしておりません。たった二つの文書を提示しただけです。細田博之事務所又は個人名で出しただけです。しかし、セクハラを報じた週刊誌は、その日のうちに、記事は、セクハラに関する多数の当事者の証言や証拠に基づくもので十分自信を持っています、細田議長は、国権の最高機関の長として、自らの言動を検証し、真摯に説明されることを期待しておりますと反論しました。

やはり、細田議長は、逃げたり隠蔽したりせず、国会や記者会見という公の場で、御本人の口からきちんと説明をしていただくことが問題を解決する一番の近道だと思いますが、いかがでしょうか。

本来、議長がなすべきは、自分の不都合を隠蔽するのではなく、時の総理や閣僚、政府が行ってきた政府資料の隠蔽や改ざん、破棄、虚偽答弁などに対して、三権分立の一つ、立法府の長として、矜持を持って政府、内閣に向き合うことであり、疑念のある者へは、説明責任を求めるなり、事実を明らかにするよう求めるなど、行政監視機能の役割を果たす国会の機能強化を率先して進めることです。ましてや、自らに課せられた、疑念に対する説明責任を果たさず、時が過ぎるのを待つだけの議長は、立法府の矜持、品格をおとしめ

るほかありません。

私は、立憲民主党でジェンダー平等推進本部長代行を務めております。このような事態に発展するに至り、看過することができず、細田議長御本人に会って申入れをしました。六月三日に、立憲民主党、日本共産党、社会民主党のジェンダー担当の連名で、衆議院議長公邸において、細田議長に対して、「細田博之衆議院議長のセクハラ発言問題に対する申し入れ」という文書を手渡し、会期中速やかに事実関係を明らかにするよう求めました。

内容は、主に、「昨年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」においてセクハラ防止を追加改正するなど、与野党の垣根を超えてジェンダー平等推進にさらに取り組むなか、三権の長にもかわらず、セクハラ疑惑報道により立法府の権威を貶め、政治への不信を招いたことは誠に遺憾である。セクシャルハラスメントは、人権を傷つけ、個人の尊厳の侵害となる決して許されない行為であり、疑惑を持たれている細田議長には報道について、速やかに事実関係を明らかにするとともに、自らの言動についての責任を明確にするよう求める。」というものです。

加えて、私たちは、会期中に事実を明らかにしていた、だきと再三説明を求めましたが、これについても回答がございませんでした。

やはり議長の資質に対しても疑念を抱かざるを得ない結果になり、本当に残念でなりません。さて、この異常な事態を解決する方法は三つあると思います。

一つは、再三申し上げているとおり、細田議長御自身が公の場で身の潔白を証明することです。

た。議院運営委員会理事会においても、我が党の青柳陽一郎野党筆頭理事が、馬淵国対委員長と同様に何度も求めましたが、議長、議運委員長、自民党理事らは、全く聞く耳を持たず、一切応じませんでした。

二つ目の解決方法として、今回のように議長不信任案を提出し、賛成多数で可決することです。三つ目の解決方法は、自由民主党が自浄作用を発揮することです。

三つ目の自民党の自浄作用について、五月二十七日に開かれた予算委員会において、我が党の大串博志予算委員会野党筆頭理事が、自由民主党総裁の岸田首相に質問しました。

「総理としてではなくて自民党の総裁として、自民党の議院運営委員会の皆さんに、細田議長からきちんとその場で事実関係を説明していただくよう指導、指示をしていただきたい。いかがでしょうか。」これに対し、岸田総理の答弁は、「私は行政府の長という立場でもありますので、その立場から立法府の在り方について、立法府の議長が発言についてコメントすることは控えないければならないと思います。」と。

また、党内でセクハラ疑惑が生じているにもかかわらず、自民党内では調査もせず、総裁に対して報告は全く行っていないことも岸田首相の答弁で明らかになりました。

無責任極まりない答弁です。細田議長本人がこの問題を議員個人の問題として対応しているなら、なおさら、自民党に所属する国会議員として、その組織のトップである岸田総裁が責任を負い行動するべきです。

自民党は、五月三十一日、このタイミングで党

のガバナンスコードを発表いたしました。党として、社会に対する透明性と説明責任を担保し、国民の信頼を確保、増進していくためだそうです。このガバナンスコードのうち、原則二―三で、世代、ジェンダーにかかわらず、その能力や属性に応じて活躍できる組織風土を醸成、深化するとうたいました。セクハラ疑惑解決はど真ん中です。早速実行してください。

原則五―三で、政治資金の取扱い等に関するコンプライアンス上の疑義があった場合には、政治資金規正法及び政党助成法等の趣旨にのっとり、疑惑を持たれた議員は、国民に対して丁寧な説明を行うと明記されております。その中に、選挙運動収支報告書、政治資金収支報告書も含まれるのではないですか。

今まさに、これを遵守して、疑惑を持たれている細田議員に国民に対する丁寧な説明を促す、そのときではないでしょうか。自民党がガバナンスコードを公表して十日もたたないうちに、まさか絵に描いた餅になることがないよう願います。

国会においては、細田議長も大いに関係しています。先月、議院運営委員会において、衆議院議員全員を対象に、IPU、列国議会同盟ジェンダー自己評価のアンケートが実施されました。議会運営におけるジェンダー平等を点検するものです。

立憲民主党会派所属の九十七名の議員は九十七名全員がアンケート回答を提出し、回答率は一〇〇%です。後半、自民党さんの提出率も伸ばしていただき、全衆議院議員で、合計約八〇%の回答率となりました。細田議長は、御自身が過去に男女共同参画担当大臣も務め、ジェンダーの課題を

十分知っている私たちにおっしゃってくださいているのですから、間違いなく御回答いただいたものと信じております。

むしろ、細田議長自ら、このIPUのアンケート結果を速やかに分析し、昨年改正した政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の、政治家のセクハラやパワハラを防止する環境整備や、雇用関係におけるセクハラ防止に努めること、政策立案にもジェンダー視点を取り入れることなど、衆議院の運営、制度、法案審議などにジェンダー平等の視点で改革を行うリーダーシップを示すべきですが、その意欲も全く見えない点も議長の資質に疑問を抱かざるを得ません。

新聞各紙も、細田議長の問題について説明責任を果たすよう、社説で主張しています。幾つか御紹介します。

五月二十八日の朝日新聞。「細田氏の言動 衆議院議長の資質欠く」というタイトルで、「説明責任を果たそうとしない。これでは、議長の資質に欠けるというほかに、国会に対する国民の信頼をも損ないかねない。」「疑惑をもたれた国会議員は、国民の前で、自ら進んで丁寧に答える責務がある。議長として、範を示すことなく、あと二週間余りで会期末を迎える今国会を、このままやり過ぎ」というのなら不誠実だ。」「公正中立な議会運営の要である、議長への信頼が揺らいでいる現状は放置できない。立法府全体として、細田氏に責任ある対応を求めねばならない。とりわけ自民党の責任は重い。」

続いて、五月三十日の産経新聞。「セクハラ疑惑 議長は身の処し方考えよ」とのタイトルで、「三権の長であり、議事運営に最高の責任を持つ

衆議議長としての資質を疑わざるを得ない。女性記者らへのセクハラ疑惑が浮上した細田博之氏のことだ。事実ならその立場を顧みない振る舞いにあきれる。ことは女性の尊厳に関わる問題だ。事実関係をうやむやにしたままの幕引きは許されない。やましいところがないのであれば、まずは記者会見を開き、公人として当然の説明責任を果たすべきである。」「国会議員の進退は自らが決めることである。だが、説明責任を果たせず潔白を証明できないというのであれば、細田氏は身の処し方を考えるべきではないか。」産経新聞です。

さらに、六月四日の東京新聞。「細田氏の言動 議長としての資質疑う」として、「細田氏が一連の発言を撤回せず、セクハラ報道についても説明を拒んでいる以上、立憲民主党が議長不信任決議案を提出する方針を固めたのは当然だ。自民、公明の与党が数の力で決議案を否決すれば、細田氏の言動を容認することになると心得るべきだ。」などです。

このように、各紙からそろって、議長の資質が疑われているのです。議長は記者会見などで説明責任を果たすべきであり、そうさせない首相や自民党にも責任があると論じています。

国会は、諸外国との国際協調や危機管理などの協力、議会間交流や外交を通じて、相互理解と協力を深める役割を担っており、衆議院議長はその責任者でもあります。国会会期が終わるまで、説明責任を果たさず、疑惑から逃げる姿勢の議長を、国際社会からはどう評価されるでしょうか。議場内にいる全ての皆さんに問いたいです。これだけ疑念が残り、事実関係の確認も、説明責任

も果たさず、反省も改善もないままでよいのでしょうか。疑惑を残したまま、見て見ぬふりをし、議院を代表する立場を続けていただいてもよいのでしょうか。

セクハラ問題は人権問題でもあります。弱い立場にありながら、セクハラを受けながら、頑張って取材をしている女性記者を助けてください。私も周りの記者に聞いたところ、報道されていることはおおむね事実だと教えてくれました。取材は、さしになってこそ評価される世界。そのため、無理を言われても我慢せざるを得ない状況が実際にある。特に政治は、圧倒的に力関係があるため、名のりも社名も難しい。でも、これからの後輩女性記者に、理不尽だけれども我慢しろと伝えないとならないと思うとつらいと話してくれました。

今、この女性記者たちの環境を改善することが、日本中でセクハラを始めとするあらゆるハラ・スメントを受けている弱い立場の方々を救うことにつながります。日本は、セクハラ、パワハラ問題を始めとする人権問題を放置せず、きちんと対処する国であると諸外国に対して示すことができ

る機会です。

各党の皆さんは、党の縛りがあるでしょう。反対票を投じるように言われているかもしれませんが、でも、特に、日頃からジェンダー問題に取り組んでおられる議員の方に、個人の良心に従って、この不信任決議案に賛成票を投じてくださいと改めてお願いします。

国政を担う者としての品格と矜持を全国国會議員が持っています。そのトップである議長たるものが、民主主義の一票の格差を軽んじ、経済困窮に

苦しむ国民の気持ちを軽んじ、人権を軽んじ、説明責任を果たさず、民主主義の根幹を揺るがせている今、国会の権威は地に落ちています。党派を超えて、私たち一人一人が国民の信託を受けている自負と誇りを持ち、不信任決議案に賛成の御判断をいただくよう求めるものです。

これが、衆議院議長細田博之君を信任せずの決議案を提出する理由です。

重ねて、御賛同をよろしくお願い申し上げます。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 討論の通告があります。順次これを許します。丹羽秀樹君。

(丹羽秀樹君登壇)

○丹羽秀樹君 自由民主党の丹羽秀樹です。私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました衆議院議長細田博之君の不信任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

細田議長は、これまで、各党各会派の主張に誠心誠意耳を傾け、公正かつ円満な国会運営を行うべく、最大限の努力を続けてこられました。国民の負託に応える立法府の在り方を念頭に、丁寧で充実した法案審査を進められるよう心血を注いできた姿勢は、多くの同僚議員諸君の認めるところであります。

しかるに、この度の週刊誌報道に便乗した不信任決議案は、全く理解に苦しみます。決議案を提出するには、誰もがそうだと認めるような著しく適正を欠いた議会運営を行うなど、明確な理由が必要であります。果たして、議長は、不信任に

値するほど逸脱したような議会運営をなされたでしょうか。

決議案が単独会派での提出ということから見て、全く賛同を得られていないことが明らかではあります。むしろ非難されるべきは、会期末が迫る今頃になって、貴重な時間を法案審査よりも不信任に費やそうとする立憲民主党の皆さんの対応なのであります。

週刊誌報道については、議長御自身が明確に、事実無根であると断言しています。選挙制度をめぐる発言については、議院運営委員会理事会において、更に気をつけるとの話が議長からあったことを山口議院運営委員長が報告しておられます。いずれも議長御本人の言葉が伝えられたもので、説明責任を果たしていないとする野党の主張は当たりません。

もとより、立法院は、後世の歴史の評価に堪え得るべく真摯な議論を繰り返す、間違いない決断を下すことで国民の負託に応えていくという大切な使命を帯びております。しかし、決議案の提出によって議論を寸断する一部野党諸君の残念な行為によって、立法院としての責務を放棄していると国民から指摘されかねないような議会の停滞が生み出されているわけであります。

御承知のとおり、今、世界は未曾有の危機にあります。我が国にとって、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した国際情勢の急激な変化、原油や穀物等の価格や供給の不安定化による物価高、新型コロナウイルス感染症による国民生活への影響など、的確かつ速やかに対処すべき諸課題は山積しております。

かかる状況において、多くの課題に適時適切に

取り組んでいかなければならないとき、週刊誌情報に基づいて議会の機能を止めている場合でありましうか。我々に課せられた役割は、立法院という言葉が示すとおり、国家国民のために政策を議論し、より適切な法律を作っていくことであります。限りある時間は、もっと有益に使うべきです。

このような状況において、良識を持ち、人格高潔にして温厚と言われている細田議長に対し不信任決議案を突きつけるのみならず、議会を停滞に陥れる行為は言語道断であり、我々は、決してこれを容認することはできません。

常に中立公平な立場から職責を果たしている細田議長の議会運営を高く評価し、本決議案が直ちに否決されるべきであると申し上げ、私の反対討論といたします。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 吉田はるみさん。

(吉田はるみ君登壇)

○吉田はるみ君 立憲民主党の吉田はるみです。

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました衆議院議長細田博之君不信任決議案について、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

国会は国権の最高機関であつて、また、議長は、その最高責任者として、国会法第十九条に定めるとおり、議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する立場にあります。

しかし……(発言する者あり)はい、繰り返します。

細田議長は、議院の秩序を保持するどころか、度重なる失言、うんざりするほどの疑惑報道の連

続で、秩序を乱し、そして、自らの議長不信任決議案が提出されたことにより議事を整理する役割もままならず、議長自らが憲法や国会法を軽んじる愚行を重ねております。

我々の院の威厳を回復するため、ここに議長不信任決議案に賛成する理由を述べたいと思います。

まず第一に、議会が決めた法案を議長として公然と批判し、国会の権威を著しくおとしめる点です。

二〇一六年に国会で成立したいわゆる衆議院小選挙区定数の増十減について、細田議長は反対意見を公言し続けてきました。これらの議長の発言の問題点については、この院に集う誰もが痛感しているものと思いますが、ここはあえて歴代議長からの言葉を紹介することで指摘に代えたいと思います。

まず、伊吹文明元衆議院議長は、本件に関し、議会が決めた法案を公然と批判してしまつたら国会の権威は丸潰れだと述べられております。

また、大島理森前衆議院議長は、アダムズ方式は与野党で真摯な議論を経て結論を出したものと強調した上で、深く考え、是非尊重してほしいと述べられています。

大島前議長が述べられている歴史的な経緯を全く御存じない方ならいざ知らず、細田議長は、当時の法案の筆頭提出者であり、議論をリードしてきた当事者であります。この結論に至るまでの経緯をお忘れになったのかもしれませんが、この点一つを取ってみても、このまま議長を任せ続けることは適当ではなく、立法院の長としてはふさわしくないことは明らかです。

第二の理由は、議長の感覚が国民感情から著しくかけ離れている点です。

細田議長は、増十減発言の余韻冷めやらぬうちに、今度は以下のような発言をしました。議員を減らせばよいかどうか考えた方がいい、一人当たり月額百万円未満であるような手取りだ、多少増やしても罰は当たらない。

この発言は、迫りくる物価高に雇用や年金の不安が重なり、生活不安を抱えながら一生懸命に生活している国民の現状をまるで理解しておりません。大企業の社長を引き合いに出して持論を続けたようですが、何ら説得力もなく、ただひたすらに国民を失望させる結果となりました。

このような発言をした方が引き続き議長の座にとどまることは、院全体でこの発言を容認していると思えられかねず、細田議長の解任を求めるものです。

第三の理由は、自らが長たる衆議院に対し正面から向き合わない、不誠実な点です。

週刊誌が細田議長からセクハラを受けた女性たちの告発を次々と報じましたが、それら一つ一つはおよそ聞くに堪えないものです。ここでその実例を挙げたいところですが、それもはばかられるような言葉です。

単なる失言、セクハラ問題と片づけられないください。この問題の本質は、人権や尊厳の問題であり、同時に、日本の議会の在り方であり、権力や地位の高い人が弱い立場にある人の声をかき消してしまう社会の問題です。

疑惑が本当だとしたら、女性記者は本当に苦悩されたと思います。地位の高い人からの再三の電話のお誘い、どう断ろうかと悩み、電話の着信音

が恐怖だったと思います。会社や同僚に迷惑をおかけしてしまうだろうか、それなら自分一人が我慢すればいいのかと苦しかったと思います。自民党議員の女性も、触られたくらいで一々騒いで、冗談の通じない女だくらいのことを言われているんじゃないでしょうか。同じ女性として、無念です。看過できません。

もちろん、これらの週刊誌報道をもつて、直ちにセクハラ行為があったと断定するものではありません。ただ、このような報道が続くことについて、議長が説明責任を果たすべきは当然のことではないでしょうか。しかし、細田議長は、いまだ説明責任を全く果たしておりません。このような不誠実な対応を続けてきた細田議長は、これ以上、議長にとどまるべきではないと考えます。

第四の理由は、議長の資質どころか、国会議員としての資質が問われる事態を招いている点です。

もはや常設コーナーでも設けられているかのように、毎週新たな疑惑が報じられている細田議長ですが、とうとう選挙違反、運動員買収という、議長はおろか、議員であることの正当性すら疑われる報道がなされました。

細田議長は、昨年行われた総選挙に際し、地方議員にお金を配ったことや、受け取った地方議員が選挙運動をしていたことなどが、いつ、どこで、誰が、どういった、事実関係を基に詳細が報じられました。運動員買収という公職選挙法違反は、過去に議員辞職に至った例が複数あるなど、選挙という民主主義の根幹を揺るがす重大な問題です。

参議院選挙が間近に迫る中、細田議長が疑惑に

ついて身の潔白を早期に説明することができなければ、公明適正な選挙をゆがめることにもなりかねず、議長の職はおろか、議員としてもその職にとどまることは是非が問われます。

もし、今後、具体的に指摘されたこれらの疑惑について司法から責任を問われることになれば、我々の院の権威と信任は地に落ちます。この点も、細田議長がこれ以上議長にとどまるべきではない大きな理由となっています。

最後に、細田議長に対し議長不信任案を提出することは政治的なパフォーマンスだと批判する声があります。その批判は、逆に、今行われた討論をした方にこそ向けられるべきものだと考えます。なぜなら、その討論は、ただ単に与党であるから議長を守らなければならないという、恐らく、自ら志願したわけでもなく、役回りとして押しつけられ、一見威勢よくも、内心泣々述べられているものと予想されるからです。その意味で、討論させられる討論者にはかすかな同情すら抱きます。

これから日本維新の会も反対討論を行うようですが、幻滅です。是々非々の党、民主主義を大切にする党ではなかったのでしょうか。

たとえ乾いた雑巾を絞るかのように細田議長の正当性を訴えようにも、この議会で決めたことを公然と批判し、議会の権威をおとしめ、国民感覚から大きくずれた金銭感覚をさらけ出し、耳を塞ぎたくなるようなセクハラや強制わいせつの疑いが報じられ、挙げ句の果てに運動員買収の疑惑まで持ち出された細田議長の前では、何ら効力を持ちません。

以上述べてきたとおり、歴史上、今まで提出されてきた議長不信任案の中においても、最も議長としての資質が問われる細田議長に対する不信任案への賛成理由を述べさせていただきました。

〇副議長(海江田万里君) 吉田はるみさん、申合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡略にお願いいたします。

〇吉田はるみ君(統) この場に集う国民の代表たる議員の皆様が、これから選挙区に戻って、何があっても細田議長は議長にふさわしい人だと一点の曇りもなく有権者や支援団体の方に伝えられるのであれば、反対票を投じてください。

〇副議長(海江田万里君) 吉田はるみさん、申合せの時間が過ぎていきます。

〇吉田はるみ君(統) 良心と責任に従って賛成してくださることを願い、討論を終わります。(拍手)

〔山本剛正君登壇〕
〇山本剛正君 日本維新の会の山本剛正です。衆議院議長細田博之君不信任決議案に対して、会派を代表して討論いたします。(拍手)

全会一致の慣例により、我々日本維新の会も、さきの衆議院議長選挙において、投票用紙に細田博之と記入いたしました。すなわち、我々も、細田博之議長に投票した会派でございます。残念ながら、その我々の期待は裏切られ、細田議長の一連の発言には、その資質に疑問がつくだけにとどまらず、本当に投票してもよかったのかと後悔すら覚える次第であります。

細田議長は、議長という立場にありながら、自民党所属議員の政治資金パーティーにおいて、自民党主導で、すなわち御自身も賛成して成立させ

た議員定数十増十減法案を否定する、極めて政治的な発言をされました。それだけでは飽き足らず、逆に議員定数を増やすべきだと、議長自らが決まったことをひっくり返そうとする、常識では全く考えられない主張をされました。

さらに、一人当たり月給で手取り百万未満の議員を多少増やしても罰が当たらないとか、議長になっても毎月もらう歳費は百万円しかないとか、国民感覚からかけ離れた発言を連発しています。

細田議長御自身のホームページには、私たちはもともと国民の声を肌で感じるよう努力をしなければなりませんと書かれています。しかし、国民の声を肌で感じる努力を本当にしているならば、一連の発言が口から出てくるはずがありません。

国会では、相変わらず、いわゆる文通費、旧文書通信交通滞在費の領収書公開すら決断されず、議員特権にあぐらをかいている状態です。そんな中で放たれた、細田議長、国会議員はもともと増やすべき、国会議員の給料は安いという趣旨の一連の発言は、議長という立場にふさわしくないのはもちろんのこと、コロナ禍と不景気に苦しむ多くの国民にとって到底受け入れ難いものであります。

このような一連の議長の態度に、我が党は、説明責任があると再三申し上げてきましたが、今に至るまで、十分な説明がされておられません。なぜ御本人からしるべき説明、釈明をされないのでしょうか。

細田議長の一連の発言は、人口減少や過疎化が叫ばれる今日、一国会議員として、やむにやまれぬ思いで発せられたのかもしれませんが、しかし、議長は、一国会議員の立場のみならず、三権の

た議員定数十増十減法案を否定する、極めて政治的な発言をされました。それだけでは飽き足らず、逆に議員定数を増やすべきだと、議長自らが決まったことをひっくり返そうとする、常識では全く考えられない主張をされました。

長、衆議院議長であられます。その立場は、国民の負託を得た、衆議院に議席を置く我々が満場一致で推挙した、これ以上ない重たい立場であられることは十分御承知いただいていることと存じます。ならば、やはり顧みて自らの発言を猛省すべきであると改めて強く申し上げます。

一方、セクハラ疑惑や選挙買収等、昨今の週刊誌の報道については、現時点で真偽のほどが定かではなく、今後、細田議長本人より真実が語られることを期待する所存であり、それらを踏まえ、本日時点では、不信任案に対する態度は留保いたします。

しかしながら、本日の不信任案を提出されるという極めて重い事態をもつても、なお細田議長がしかるべき責任を果たさないのであれば、我々日本維新の会も、細田議長の資質と、そして事実上の人事権者である自由民主党の責任を厳しく追及せざるを得ないということを強く申し上げます。

皆さん、我々は何のために国会に来ているんですか。会期末に儀式のように不信任案を出すためですか。あらを探して批判するためですか。そんなことのために、苦しい選挙を戦い、ここに来ているんですか。

あの苦しい選挙を戦うのは、唯一の立法府である国会で法律を作ること、よりよい社会をつくるためじゃないんですか。社会を変える手段は幾らでもあります。その中で、我々は、法律を作ること、その政策を闘わせてよりよいものをつくる道を選んでいるのではないのでしょうか。

政治課題が山積している今日、こんなことに時

間を費やしている場合ではありません。我々は、議会ではもとより、参議院選挙が控えている中で、正々堂々と政策で競い合おうではないですか。私たち日本維新の会は、新たなこの国の形を既にお示ししています。こんな手段ではなく、是非、正々堂々と選挙でやりましょうよ。

我々日本維新の会は、こんな茶番のようなやり方ではなく、来る参議院議員選挙で正々堂々と政策論争を繰り広げ、我々こそが未来への責任を果たす改革を進めていけることを国民の皆様にお示しすることをお誓い申し上げます、私の討論とさせていただきます。(拍手)

副議長(海江田万里君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました細田博之議長不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

憲法第四十一条、国会は、国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関であります。この国会を代表する衆議院議長は、三権の長として特別な職責を担っているものであり、国民から疑念を持たれるようなことが決してあってはなりません。しかし、細田議長の言動には、その自覚のかけらも見られません。

今般、細田議長のセクハラ疑惑について、週刊誌報道がありました。複数の女性記者や自民党本部の女性職員などへの取材、証言に基づくものであり、事実無根の一言で終わらせるわけにはいきません。国民を代表する立場にある議長がセクハラ疑惑を指摘された時点で、議長の資格が鋭く問われているのです。

ところが、議長は、六月三日、立憲民主党、日本共産党などの議員らが説明責任を果たすよう申し入れた際には、国会が終わった後に訴訟で明らかにすると答えるのみでした。自らにかけられたセクハラ疑惑を晴らすことなしにその職にとどまることは、決して許されません。

二〇一九年のILO総会で、ハラスメント禁止条約が採択されました。日本も条約に賛成し、批准に向けた対応が迫られる中、日本共産党はハラスメントの禁止を法律に明記するよう修正案を提案しましたが、禁止規定は盛り込まれず、かつ、日本政府は批准もしていません。

今年五月、IPU、列国議会同盟が提唱する点検手法を用いての議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケートが全衆議院議員に対して実施されました。超党派の、政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟の中川正春会長が、二月に細田議長と面会し、実施を要請したものです。その中には、国会には差別や性差別、ハラスメントがない職場を保証する行為規範や方針として明文化されたものがないが必要だと思いか、国会議員を対象としたハラスメント防止方針及びハラスメントや差別の苦情処理の仕組みはないが設ける必要があるかなどの問いが並んでいました。国際基準に照らしても日本の国会が大きく立ち遅れていることを認め、国会が変わるときではないでしょうか。

更に言えば、細田議長は、被害を受けた当事者が名のり出てくることはないとたかをくくっているではありませんか。まして、記者は取材源を秘匿することが鉄則であり、被害者若しくは事実

を知る同僚記者などが名のり出することは困難であります。

四年前の財務省事務次官のセクハラ問題もありました。取材を通じてのハラスメントから記者たちを守るため、マスコミ各社ができること、やらなければならないことがあるのではないのでしょうか。この際、マスコミ各社の皆さんにも心から呼びかけたいと思います。

加えて、細田議長は小選挙区十増十減の見直しを訴えています。この法改正の趣旨説明を行い、現行の小選挙区制を温存させた本人が、実施する段になって反対を訴えるとは、余りにも無責任です。中立公正でなければならぬ議長が、特定の法案について賛否を表明し、立法院が決めたことを尊重しないとは、議長の資質に欠けると言わざるを得ません。

さらには、細田議長の選挙買収疑惑も浮上しています。民主主義の根幹である選挙において、金の力で選挙をねじ曲げることは、決してあってはならないことです。選挙において不正を働いていたと疑われること自体、国会を代表する議長の任にある者として許されません。ましてや、河井夫妻の大規模買収事件が記憶に新しい中、何の反省もなく、同様の疑惑が指摘されたことは看過できません。事実であれば、そもそも議員の資格がないと言えるのではないのでしょうか。

終わりに、議長は、慣例として、第一党が推薦した人物を選んできました。細田氏を議長に推薦した自民党が真相究明の立場を投げ捨てていることを厳しく批判し、その責任は免れないことを指摘して、討論を終わります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に記名投票をもつて採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○副議長(海江田万里君) 衆議院議長細田博之君不信任決議案について採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

なお、今回の投票につきましては、順次間隔を空けて登壇していただくため、通常より時間をかけて氏名点呼を行ないます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(海江田万里君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(海江田万里君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百九十三

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○副議長(海江田万里君) 右の結果、衆議院議長細田博之君不信任決議案は否決されました。(拍手)

馬淵澄夫君外二名提出衆議院議長細田博之君不信任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君	阿部 知子君
青柳陽一郎君	青山 大人君
荒井 優君	新垣 邦男君
井坂 信彦君	伊藤 俊輔君
石川 香織君	泉 健太君
稲富 修二君	梅谷 守君
江田 憲司君	枝野 幸男君
おおつき紅葉君	小川 淳也君
小熊 慎司君	大河原まさこ君
大串 博志君	大島 敦君
大西 健介君	逢坂 誠二君
岡田 克也君	岡本あき子君
奥野総一郎君	落合 貴之君
金子 恵美君	鎌田さゆり君
神谷 裕君	菅 直人君
城井 崇君	菊田真紀子君
玄葉光一郎君	源馬謙太郎君
小宮山泰子君	小山 展弘君
後藤 祐一君	神津たけし君
近藤 和也君	近藤 昭一君
佐藤 公治君	坂本祐之輔君
櫻井 周君	重徳 和彦君
階 猛君	篠原 豪君
篠原 孝君	下条 みつ君
白石 洋一君	末次 精一君
末松 義規君	鈴木 庸介君
田嶋 要君	堤 かなめ君
手塚 仁雄君	寺田 学君
徳永 久志君	中川 正春君

否とする議員の氏名

中島 克仁君	中谷 一馬君
中村喜四郎君	長妻 昭君
西村智奈美君	野田 佳彦君
野間 健君	馬場 雄基君
原口 一博君	伴野 豊君
福田 昭夫君	藤岡 隆雄君
太 栄志君	本庄 知史君
馬淵 澄夫君	牧 義夫君
松原 仁君	道下 大樹君
緑川 貴士君	森田 俊和君
森山 浩行君	谷田川 元君
山岡 達丸君	山岸 一生君
山崎 誠君	山田 勝彦君
山井 和則君	柚木 道義君
湯原 俊二君	吉川 元君
吉田 統彦君	吉田はるみ君
米山 隆一君	笠 浩史君
早稲田ゆき君	渡辺 周君
渡辺 創君	赤嶺 政賢君
笠井 亮君	穀田 恵二君
志位 和夫君	塩川 鉄也君
田村 貴昭君	高橋千鶴子君
宮本 岳志君	宮本 徹君
本村 伸子君	
あかま二郎君	あべ 俊子君
安倍 晋三君	逢沢 一郎君
青山 周平君	赤澤 亮正君
秋葉 賢也君	秋本 真利君
東 国幹君	畦元 将吾君
麻生 太郎君	甘利 明君

五十嵐 清君	井出 庸生君
井野 俊郎君	井上 信治君
井上 貴博君	井林 辰憲君
井原 巧君	伊東 良孝君
伊藤信太郎君	伊藤 忠彦君
伊藤 達也君	池田 佳隆君
石井 拓君	石川 昭政君
石田 真敏君	石破 茂君
石橋林太郎君	石原 宏高君
石原 正敬君	泉田 裕彦君
稲田 朋美君	今枝宗一郎君
今村 雅弘君	岩田 和親君
岩屋 毅君	上杉謙太郎君
上田 英俊君	上野賢一郎君
江渡 聡徳君	江藤 拓君
衛藤征士郎君	遠藤 利明君
小倉 将信君	小里 泰弘君
小野寺五典君	小淵 優子君
尾崎 正直君	尾身 朝子君
越智 隆雄君	大岡 敏孝君
大串 正樹君	大塚 拓君
大西 英男君	大野敬太郎君
奥野 信亮君	鬼木 誠君
加藤 鮎子君	加藤 勝信君
加藤 竜祥君	柿沢 未途君
梶山 弘志君	勝俣 孝明君
勝目 康君	門山 宏哲君
金子 俊平君	金子 恭之君
金田 勝年君	上川 陽子君
亀岡 偉民君	川崎ひでと君
神田 潤一君	菅家 一郎君

木原 誠二君	木原 稔君	高木 毅君	高木 宏壽君	藤原 崇君	船田 元君	浮島 智子君	大口 善徳君
木村 次郎君	城内 実君	高鳥 修一君	高見 康裕君	古川 直季君	古川 康君	岡本 三成君	河西 宏一君
黄川田仁志君	岸 信夫君	武井 俊輔君	武田 良太君	古川 禎久君	古屋 圭司君	北側 一雄君	金城 泰邦君
岸田 文雄君	工藤 彰三君	武部 新君	武村 展英君	穂坂 泰君	星野 剛士君	日下 正喜君	國重 徹君
国定 勇人君	国光あやの君	橘 慶一郎君	棚橋 泰文君	細田 健一君	細野 豪志君	輿水 恵一君	佐藤 茂樹君
熊田 裕通君	小泉進次郎君	谷 公一君	谷川 とむ君	堀井 学君	堀内 詔子君	佐藤 英道君	齊藤 鉄夫君
小泉 龍司君	小島 敏文君	谷川 弥一君	津島 淳君	牧島かれん君	牧原 秀樹君	庄子 賢一君	高木 陽介君
小寺 裕雄君	小林 茂樹君	塚田 一郎君	辻 清人君	松島みどり君	松野 博一君	竹内 譲君	角田 秀穂君
小林 鷹之君	小林 史明君	土田 慎君	土屋 品子君	松本 剛明君	松本 尚君	中川 宏昌君	中川 康洋君
小森 卓郎君	古賀 篤君	寺田 稔君	富樫 博之君	松本 洋平君	三谷 英弘君	中野 洋昌君	濱地 雅一君
後藤 茂之君	後藤田正純君	渡海紀三朗君	土井 亨君	三ツ林裕巳君	御法川信英君	平林 晃君	福重 隆浩君
河野 太郎君	高村 正大君	中川 貴元君	中川 郁子君	宮内 秀樹君	宮崎 政久君	古屋 範子君	山崎 正恭君
國場幸之助君	佐々木 紀君	中曾根康隆君	中谷 元君	武藤 容治君	宮下 一郎君	吉田久美子君	吉田 宣弘君
佐藤 勉君	齋藤 健君	中谷 真一君	中西 健治君	宗清 皇一君	務台 俊介君	鰐淵 洋子君	三反園 訓君
斎藤 洋明君	坂井 学君	中根 一幸君	中野 英幸君	村上誠一郎君	村井 英樹君	○副議長(海江田万里君) この際、議長に本席を譲ります。(拍手)	
坂本 哲志君	櫻田 義孝君	中村 裕之君	中山 展宏君	盛山 正仁君	茂木 敏充君		
笹川 博義君	塩崎 彰久君	永岡 桂子君	長坂 康正君	森山 裕君	森 英介君	○副議長退席、議長着席	
塩谷 立君	柴山 昌彦君	長島 昭久君	二階 俊博君	保岡 宏武君	八木 哲也君		
島尻安伊子君	下村 博文君	丹羽 秀樹君	西田 昭二君	柳本 顕君	山口 俊一君	○山田賢司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。	
新谷 正義君	新藤 義孝君	西野 太亮君	西村 明宏君	山口 晋君	山口 壯君		
菅 義偉君	杉田 水脈君	西村 康稔君	西銘恒三郎君	山下 貴司君	山田 賢司君	西村智奈美君外二名提出、岸田内閣不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。	
鈴木 英敬君	鈴木 馨祐君	額賀福志郎君	根本 匠君	山田 美樹君	山本 左近君		
鈴木 俊一君	鈴木 淳司君	根本 幸典君	野田 聖子君	山本 ともひろ君	山本 有二君	○議長(細田博之君) 山田賢司君の動議に御異議ありませんか。	
鈴木 貴子君	鈴木 憲和君	野中 厚君	葉梨 康弘君	吉川 起君	吉野 正芳君		
鈴木 隼人君	関 芳弘君	萩生田光一君	橋本 岳君	義家 弘介君	和田 義明君	○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。	
蘭浦健太郎君	田所 嘉徳君	長谷川淳二君	鳩山 二郎君	若林 健太君	若宮 健嗣君		
田中 和徳君	田中 英之君	浜田 靖一君	林 幹雄君	鷲尾英一郎君	渡辺 孝一君	〔異議なし〕と呼ぶ者あり	
田中 良生君	田野瀬大道君	平井 卓也君	平口 洋君	渡辺 博道君	赤羽 一嘉君		
田畑 裕明君	田村 憲久君	平沢 勝栄君	平沼正二郎君	伊佐 進一君	伊藤 涉君	○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。	
平 将明君	高市 早苗君	深澤 陽一君	福田 達夫君	石井 啓一君	稲津 久君		
高階恵美子君	高木 啓君	藤井比早之君	藤丸 敏君				

令和四年六月九日 衆議院会議録第三十二号 衆議院議長細田博之君不信任決議案 岸田内閣不信任決議案

岸田内閣不信任決議案(西村智奈美君外二名提出)

○議長(細田博之君) 岸田内閣不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。泉健太君。

岸田内閣不信任決議案

(本号末尾に掲載)

(泉健太君登壇)

○泉健太君 立憲民主党・無所属を代表し、岸田内閣不信任決議案について、提案の趣旨を説明いたします。(拍手)

まず、決議の案文を朗読します。

本院は、岸田内閣を信任せず。

右決議する。

(拍手)

まず、この不信任決議案の提出に至った大きな理由の一つは、補正予算における岸田内閣の無為無策ぶりにあります。

三月から円安が大きく進行し、我が国が金融政策を変えない限り、物価高騰が予想される環境が生まれました。そして、現に、企業経営や国民の日常生活、買物に関わる品目の物価上昇は顕著になってきたのです。こうした中で、唯一の頼みの綱であったのが今般の補正予算でありました。

しかし、岸田内閣が提出してきた補正予算は、これまでのガソリン補助金の延長予算と、何に使うか決まっていない予備費の積み増しのみ。食料品の値上げ対策も年金生活者支援策も何も含まれていない、無為無策の補正予算であったのです。

岸田総理、あなたは現在進んでいる物価高をど

う評価していますか。円安放置の岸田内閣、黒田日銀総裁の下で、円安は更に進行し、現在、二十年ぶりに百三十四円の水準となっています。六月以降の値上げ品目は計一万点を超え、まさに岸田インフレ、黒田円安が起きている、そう思いませんか。

かつて、狂乱物価と名づけたのは、福田赳夫元総理でありました。岸田総理、あなたはこの物価高を何と名づけますか。それとも、名前をつけるほどの物価高ではないと考えているのですか。

議場内の皆様、内閣の役割とは何たるか。国民が安心して暮らせる政治を行う、そのために憲法によって行政権を与えられているのが内閣ではないですか。

岸田内閣は、国民に生活の安心を届けることができず、むしろ、生活の不安、先行きの不安を高めています。安心を届ける重要な機会であった補正予算においても経済無策を続け、国民生活の苦境を放置しているのは許されないのであります。この内閣不信任決議案の提出は、国民生活を物価高から守る、その政治に切り替えるための手段なのです。

自民党にも、今般の補正予算の時期、内容、規模には首をかしげた議員も多いのではないのでしょうか。疑問を持った議員も多いと思います。当然、野党議員の中でも、あの補正予算は不十分であった、そして、骨太の方針は骨細の方針に見える、こういう議員もおられるでしょう。それが素直な判断だと思います。であるならば、声を上げるべきに声を上げるべきなのです。

立憲民主党は、ただひたすらに国民のために働きたい。上げるべき声を上げ、国民の声を国民の

ために訴える党であり続けます。だからこそ、この不信任決議案を提出いたしました。

国民は物価高で苦しんでいます。政府は国民に物価対策を届けていないのです。これにより、消費が低迷し、日本経済に打撃となる可能性があります。その事実を国民に伝え、国民の皆様の意思によって政治を動かせる、数少ない、いや、非常に限られた機会がこの不信任決議案なのです。議場の皆様、この国民のために声を上げるべき局面に、共に真剣に声を上げていただきたい、物価高と戦う議員でいていただきたい、このことを切に願うものであります。

立憲民主党の議員は、この姿勢を明確にいたします。物価高と戦います。国民生活を守ります。おかしい経済運営には、おかしい経済対策には、声を上げ、それを変える挑戦をいたします。

どうせ否決されるのだからパフォーマンスだ、結果が分かっているのに無駄だ、こうしたやゆがどんなに恐ろしいことであるかを我々議員は認識すべきです。

与野党の議席差は確かに明らかです。しかし、採決結果が分かっているからと、少数会派の議員立法も、あるいは政府提出法案の採決も、パフォーマンスだ、無駄だと言ってしまうてよいわけはありません。そんな議会が我々の目指す議会のはずではないのです。意見表明の機会を軽んじ、議論をやゆし、単純さや手取り早さばかりを求める、これこそ危険な考え方ではないでしょうか。

どうか、議会という場で、民主主義を守るため、立憲主義を守るために歴史が築き上げてきたルールを軽視しないでいただきたい。慣例行事だ

とか政局だとかとやゆするのは簡単です。しかし、そうではないんです。国民生活を守りたいと考える政党が、物価対策を講じるべきだと考える政党が、国会が定めている権利を行使して、各党各会派に信を問うています。その行為を軽んじないでください。これを軽んじるということは、自らを軽んじるということになってしまいます。

立憲民主党は、改めて、物価高と戦い、国民生活と日本経済を発展させていくために、岸田内閣を継続させてはならない、その姿勢でこの不信任決議案を議場の皆様に問いたいと思います。

総理、先ほど述べたように、価格引上げ品目は一万点を超え、資材、食料、あらゆる品目に及んでいます。タマネギの値段は昨年の二倍、ジャガイモもカレールーも値上がり、ガス代も値上がりしている。カレールーを作るにもちゅうちよする家庭が相次ぐほどの物価高です。立憲民主党が全国の街頭で行っている物価アンケートにも、次々と声が集まっています。

他方、日銀黒田総裁は、日本の家計の値上げ許容度は高まってきたと述べ、後に撤回をしました。賃上げ以上に値段が上がったら、我慢して支出を抑える、これが国民の普通の物価感覚です。黒田総裁が国民の物価感覚を分かっているのなら、物価の番人として失格なのではないでしょうか。

今の物価高は、原油高そして円安によるものです。岸田内閣がアベノミクスを続け、日銀が異次元の金融緩和を続けていることによる、岸田インフレそして黒田円安そのもののなのです。

我々立憲民主党は、国民生活を守り、物価高と戦うための提案を続けてきました。アベノミクス

の見直し、具体には政府と日銀の共同声明の見直し、そして消費税の時限的な五％への引下げ、国内消費の九割を占める輸入小麦価格の引下げ、また年金生活者への上乗せ給付など、政府が物価対策を講じるべきなのです。なのに、岸田内閣は、ガソリン補助以外、経済無策なのであります。

総理の経済無策は、今ほどお話をした小麦価格に対する認識不足にも表れています。総理は、六月一日の予算委員会で、小麦の政府売渡価格の維持をしていると答弁しましたが、これは誤りです。今年四月の輸入小麦の政府売渡価格は、一七・三％上昇をしています。

総理、二〇〇八年、当時の福田康夫内閣でも政府主導で輸入小麦の値上げ幅を圧縮したのを御存じでしょうか。福田内閣が当時実施したことすら、この物価高で、今、岸田内閣は行おうとしていないのであります。こうした無策が、現在のパンやカップラーメンの値上げにつながっているんです。

さらに、輸入小麦だけではなく、一部の輸入肥料原料は九割以上の値上げとなつています。打撃を受ける農業、畜産業への対応も遅過ぎます。

立憲民主党は、ガソリンなど、輸入価格が昨年から上昇傾向にあつたことから、トリガー条項を発動する、そして補助金を増額するよう求めてきました。しかし、岸田内閣は、令和四年度予算で数か月分の予算しか確保せず、結果、本予算成立後たった二か月で追加の補正予算を組むこととなりました。当初予算を修正しなかった責任そのものを直視すべきです。

また、立憲民主党は、進行する円安と物価高と

国内の需給ギャップを踏まえて、四月八日に、約二十一兆円の緊急経済対策を発表いたしました。しかし、岸田内閣はどうだったか。補正予算の提出は五月下旬と遅く、その規模は、年金減額対策も食料値上げ対策もない、たった二・七兆円。余りに遅い、小さい、さらに、中身の無い補正予算だったのではないのでしょうか。これは、他の野党からも指摘がなされております。

岸田内閣の責任は、それだけではありません。岸田内閣は、予備費の使用は、国会開会中はこれは行わないとの閣議決定を明確にほごにしました。議場内の皆様、予備費を国会開会中に支出し、それを補正予算で埋め戻す、議会の良識として、この行為は財政民主主義の軽視ではありませんか。どうか、この不信任決議案に賛成をしていただきたいと思います。国権の最高機関、この国会の監視力低下につながる行為を簡単に許してはなりません。どうか、自民党の皆さんも、胸に手を当てて考えていただくべきではないでしょうか。

加えて、補正予算における新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費、これは何なのでしょうか。コロナが物価高に関する支出が国会審議を経ずに可能になる、これは議会軽視と言わずして何と申すか。こうした補正予算を提出した岸田内閣は、まさに不信任に値します。我々国会議員は、異常な予備費に慣れてしまうゆでガエルであつてはなりません。財政民主主義を守るために、今こそ、衆議院は、気概と矜持を持って、党派を超えてこの不信任案に賛成しようではありませんか。

続いて問われるべきは、期待外れの新しい資本

主義です。

昨年の総裁選で総理が最も強調したのが、新しい日本型資本主義でありました。総理は、公約の中で、成長と分配の好循環による新しい日本型資本主義を構築し、全国津々浦々、成長の果実を実感していただくことができました。

しかし、総理、国民が実感したのは、成長の果実ではなく、物価高ではないのでしょうか。まさに岸田インフレによる物価高を国民は実感しているのです。

それに加え、多くの国民は、格差と分断からの脱却、そして実質賃金低迷を招いたアベノミクスからの脱却を期待したにもかかわらず、総理は、進行する円安に対処せず、アベノミクスからの異次元の金融緩和を放置しています。これではアベノミクスそのものではないのでしょうか。総裁選のときの脱アベノミクスは大きく裏切られていま

す。

総理の口にする倍増の余りの軽さも看過できません。まず掲げた令和版所得倍増は、岸田内閣発足の僅か十日後に、山際経済財政担当大臣が、令和版所得倍増というのは所得が二倍になるという意味ではない、文字どおりの所得倍増というものを指し示しているものではなくて、多くの方が所得を上げられるような環境をつくって、そういう社会にしていきたいということを示す言葉だと言下に否定をしました。多くの国民があれ果てたのではないのでしょうか。昭和の所得倍増計画を唱えた宏池会の創設者、池田勇人首相をも汚す看板倒れぶりです。そもそも発足後たった十日で自らの看板政策を骨抜きにさせた内閣であることを我々は

認識すべきではないでしょうか。

その後も、総理の懲りない倍増は繰り返されています。子育て、若者世代の世帯所得に焦点を絞って倍増、子供、子育て予算倍増。もうほとんどの国会議員が、そして国民が、総理の繰り返す倍増論にあきれているのではないのでしょうか。議場の皆様、皆様は真剣に予算の倍増だと受け止められていますか。

表現は稚拙かもしれませんが、倍増という言葉が多用していると。率直ですね。これが総理の答弁です。議場の皆さん、私たちは、このように倍増という言葉を経々しく使う総理を選出したことを悔いるべきではないのでしょうか。

そしてさらに、先月、岸田総理は、またしても倍増、資産所得倍増を打ち出しました。所得倍増はいつの間にか資産所得倍増に変容し、多くの国民が希望を抱いた所得倍増ではなく、投資資金のある方々のみの資産倍増へと大きく政策を変えました。これでは、多くの国民が希望を抱いたものではありません。分配を軽視し、格差を拡大させ、国民が分断をされる。まさに、アベノミクスの弊害が継続されようとしています。

格差を縮小させ、中所得層を増やすことで消費を増やし、持続的な経済成長につなげていくというの、もはや先進国の常識であります。立憲民主党は、そうした方向性の政策として、金融所得課税や所得税の累進性を高める、真の再分配を提案しています。

当初の、分配なくして次の成長なしが、今回の骨太方針から消えました。逆に、骨太方針には、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経

済財政運営の枠組みを維持。これが何を指すか、皆さんお分かりだと思います。まさにアベノミクス三本の矢と全く一言一句同様の文言が掲載されています。まさにアベノミクスの堅持であります。

新しい資本主義が国民の想定と大きく異なるものとなったことは明白ではないでしょうか。倍増が言葉本来の意味を失い、看板政策の新しい資本主義には分配政策が乏しく、格差を広げるアベノミクスが継続をされる。内閣不信任に値するのは明白です。

内閣不信任の理由の三つ目は、これも予算を倍増すると言っていた子供、子育て政策が全く不十分な点であります。

総理、この三十年をどう総括されますか。失われた三十年、人口減少の三十年、国際競争力を失った三十年。その三十年のほとんどを担ってきたのはどの政権ですか。

国家の安全保障の一つとも言える人口問題に、自民党はどう向き合ったのでしょうか。若者の不安定雇用を増やし、賃金を上げず、民主党政権の子ども手当には強硬に反対をし、経済格差を広げ、教育格差を広げました。今や、高校卒業時には安定した雇用を得られず、大学卒業時には奨学金という名の多額の借金を抱える若者が多数存在するようになってしまったのです。

にもかかわらず、総理は、ここでも、一月二十五日の予算委員会、将来的に子供政策に関する予算倍増を目指すと言しながら、後に、質問主意書への返答として、こうした政策に向けて強い意思を示すことが大事と大幅にトーンダウンしました。全く具体的ではないことが明らかになりました。

した。議場の皆様、こういうところが、まさに、この内閣、信任に値しないところではないでしょうか。

私たち立憲民主党は、教育の無償化を掲げ、給食費無償化、また大学や専門学校における国公立大学授業料分の無償化、また、現在中三までの児童手当を高三まで延長し、月額も一万五千円に増額をする、こうした、提出した法案を中心に、子供、子育て予算の倍増を更に進め、具体的な拡充策を提案しています。

骨太の方針の本文では、少子化対策、子供政策は人への投資としても重要であり、強力に進めると抽象的な表現で追加されただけであります。他の党の中にも、教育の無償化を目指している政党があるはずですが、こうした今の岸田政権の、倍増とは強い意思を示すなどという意味の分からない姿勢で本当によいのか。改めて、皆様にこの不信任案への賛同を強く求める次第です。

更に許されないことは、今年十月から、児童手当特例給付が廃止され、約六十一万人の子供の児童手当が支給対象から外れるということです。どこのこどももまんなかなのでしょうか。立憲民主党は、所得制限なく全ての子供たちに児童手当を支給すべきだと強く抗議をいたします。

総理の度重なる政策変更も許容範囲を超えています。昨年の臨時国会における十八歳以下を対象とした十万円給付では、岸田総理の打ち出したクーポン支給が、立憲民主党の指摘で、事務費だけで九百六十七億円もかかることが判明をし、二転三転の末に、現金一括給付が大勢を占めるということになりました。また、離婚世帯への未支給問題

も、立憲民主党の主張で、全額国費給付にたどり着くことができました。そして、年金生活者への五千円給付も、まさに参院選を意識して突如与党から出された政策でしたが、その後、撤回されました。

岸田政権は、この物価高の中で、四月から支給が下がる年金生活者に向けて、何か代わりの政策、恒久的な年金生活者に対する対策を出してくるとも思っていた。しかし、結局、補正予算では何の対策も示されることなく、まさに物価に負ける年金となってしまうのです。

こうした政策の度重なる混乱を続ける内閣を信任することはできません。内閣不信任の理由の五つ目、それは、外交、安全保障の姿勢です。

総理、総理は誰の意思で外交を行っているのでしょうか。この緊迫した国際情勢の中で、自ら主体的に事態を開く外交姿勢は残念ながら全く見られません。

ウクライナ侵攻が起きて以降に、欧米各国や中国、インドが次々とロシアと会談をし、ロシアともアセスをする中で、一方で、岸田内閣はロシアと直接対話ができておりません。それどころか、ウクライナ侵攻が始まって以降、立憲民主党からも再三指摘をしているにもかかわらず、いまだにロシア経済分野協力担当大臣ポストを存続させているではないですか。

そもそも、岸田総理は、安倍政権時の外務大臣として、二〇一四年のロシアのクリミア侵攻にアメリカやEUが厳しい態度を示す中で、甘い姿勢に終始をし、安倍総理のブーチン大統領との首脳会談を幾度となく支え、北方領土における経済共

同活動を先行させるという甘い考えで領土交渉を進めてきました。旧島民を中心とした返還運動は自粛を迫られる中で、実際には、北方領土の実効支配が進み、北方領土にロシアの地対艦ミサイルや地対空ミサイルが新たに配備されるなど、ロシアによる軍事拠点化は一層進んでいったのではないのでしょうか。

これは取り返しのつかない歴史的な大失態ではないのでしょうか。今更、共同経済活動や八項目の協力プランを見合わせても、手遅れであります。この間、ロシアは憲法を改正し、領土の割譲を禁止し、ウクライナ侵攻後は日本を非友好国と指定し、北方領土への外国企業誘致を進める税制優遇を設けるなど、実効支配が強まりました。ロシアに対して政府予算二百億円以上を献上しただけでした。こうしたことへの総括も全くできておりません。

隣国中国についても、総理は、就任直後の儀礼的な電話会談にとどまり、これだけ国際情勢が激変をする中で、直接対話ができておりません。台湾有事を含めた一方的な現状変更を阻止する、三十年間で四十二倍に拡大した中国の軍拡を抑える、経済安全保障を担保しつつ、経済文化交流の安定性を高め、戦略的互恵関係を構築していく、こうした中国との関係は極めて重要でありながら、首脳会談は実現できておりません。

どんなときにも対話外交を重視する、これができるのであれば、総理は外交を担うに値しないと考えます。

同じように、安全保障政策。安倍元総理が地方で講演をし、記事になった発言が自民党の政策となり、政府の文書に盛り込ま

核共有については、自民党の安全保障調査会において、核を使用すれば核による報復が当然あり、核の配備先になれば真つ先に相手国から狙われるなど、実益が全くないことがはっきりしたというこのようであります。あくまで防衛費は総額ありきではありません。

内閣不信任案の理由の一つ、これは、知床観光船事故に関するずさんな監査、また建設統計書換えという国土交通省の不祥事の続出です。

このような事故が起きたことは非常に残念であり、現在まだ捜索が進行中ということであり、一刻も早い全員の発見、救助を望んでおります。

当該観光船会社は昨年五月と六月に二件の事故を起こし、国土交通省は特別監査に入りました。しかし、その監査やフォローについては、さまざまな点が多く、多数の問題点が浮上をしています。岸田総理は、予算委員会において、特別監査等を通じて事業者の安全意識の欠如等を把握できなかったことは国土交通省として責任を十分に果た

ん。しかし、運航を許可する側の役所としての安全意識、再発防止に向けた意識も欠如していたと言わざるを得ません。このような皆さんの監査をしていただいた内閣の責任も極めて重いのであります。

二〇一八年の毎月勤労統計不正問題発覚後に政府統計の一斉点検が行われたにもかかわらず、このような書換えが続いていたことは極めて残念で

国交省が所管する分野は多岐にわたり、当然ながら、扱う統計の種類も多く、それらの統計が信

用できないのであれば、予算を組むこともできず、また、政府への、更に言えば日本国の信頼失墜にもつながります。

昨今は、行政上のミスがあつても、国民への説明を避け、さらに隠蔽、改ざんする問題が相次いでいます。このような内閣に国のかじ取りを任せざるわけにはまいりません。

岸田総理は、自民党総裁選に出馬をした際の公約の中で、政治と金の問題については、丁寧な説明し、透明性を確保しますと明確に打ち出しました。

県選出であった河井夫妻の選挙買収に自民党から支給された一億五千万円の資金が充てられたのではないかという疑惑についても、いまだ説得力のある説明をしておりません。さらには、細田議長の選挙運動員買収が報じられています。

以上、七点にわたり、岸田内閣、岸田総理が信任に値しない理由を述べてまいりました。以上を総括し、改めて、最後に申し上げます。

まず、重要政策に対し無策で、言葉が軽く、責任を感じられていないことです。物価高対策は方ソリン補助だけ。所得倍増、子供予算倍増など、極めて重要な言葉が本来の意味を失ってしまっている。これでは、国民は何を信じればいいのでしょうか。

議場の皆様、岸田内閣は、我が国経済への認識、物価高に対する対応、補正予算、そして人口減少や教育格差など、我が国が直面している重要課題の解決姿勢から見ても、不信任に値すること
は明確であります。

○議長（細田博之君） 討論の通告があります。順次これを許します。上川陽子君。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました岸田内閣不信任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行うものであります。（拍手）

昨年の臨時国会、そして本年の通常国会と、我が国が国難ともいうべき事態に直面する中で、岸田総理は、常に、聞く政治を重視し、国民の皆様への声に耳を傾け、気持ちに寄り添い、その共感と共に歩み続けてこられました。そして、野党の皆様方からの御意見、御批判に対しても真摯に耳を傾けられ、丁寧な国会審議にも取り組んでこられました。

こうした岸田総理の基本的考えの下で、私どもも、野党の皆様方との信頼関係構築に心を尽くし、幾つかの法案では全会一致で成立にこぎ着け、また、アダルトビデオ出演被害防止・救済法案のように、可及的速やかな施行が求められる法案で、衆議院において全会一致で可決の上、参議

院に送付され、あと一步のところに来ているものもあります。

しかしながら、本日、そうしたこれまでのお互いの真摯な努力の積み重ねを無視し、余りに唐突に内閣不信任決議案を提出されたことについては、大変残念ながら、立憲民主党、そして社民党の皆様方の見識を疑わざるを得ません。

以下、岸田内閣がいかに国民の負託に応え、実績を上げられ、それに対する不信任決議案がいかに不誠実なものであるか、申し述べてまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策であります。

岸田総理は、御就任以来、未曾有のウィルスである新型コロナウイルスへの対応について、常に、最悪の事態を念頭に、感染状況の変化を機敏に捉え、迅速かつ臨機応変に取り組んでこられました。

そして、現在を平時への移行期間として位置づけ、保健医療体制の維持強化、三回目のワクチン接種の推進、四回目のワクチン接種の開始など、最大限の警戒感を維持しながらも、少しずつ、社会経済活動の回復に向けて歩み始めております。

この間、ゼロコロナ戦略を掲げ、政府のコロナ対策を厳しく批判する野党の皆様方の意見にも耳を傾けながら、一步一步、着実に、国民生活の安全、安心の確保に取り組んでこられました。

岸田総理におかれては、コロナの危機を乗り越え、一日も早い景気回復を図るという明確なお考えの下で、引き続き全力でコロナ対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、ウクライナ情勢への対応です。

本年二月二十四日、プーチン大統領は、突然、特別軍事作戦の開始を発表し、ロシアによるウク

ライナ侵略が開始されました。

岸田総理は、力による一方的な現状変更、残虐な戦争犯罪を絶対に許さないと姿勢を示し、国際社会との連携を図りながら、一貫して毅然とした対応を取り続けてこられました。

そして、日本はウクライナと共にあるという明確なメッセージを発信し、ウクライナ国民に向けた六億ドルの財政支援や、防弾チョッキ、医療用器材などの提供、ロシア政府関係者等への資産凍結、ロシア関係者への日本のビザ発給の停止やウクライナからの避難民の受入れなど、国際社会と連携しながら、迅速かつ大胆に、あらゆる措置を講じてまいりました。

また、重要法案を抱える国会質疑に精力的に取り組む一方、岸田総理自らが先頭に立って首脳外交を展開し、国際会議への出席や各国首脳との会談を重ねる中で、日本に対する期待感、信頼感を醸成し、国際的な評価を高めてこられました。

そうした御努力を重ねる中で、先月行われた日米首脳会談においては、力による一方的な現状変更をインド太平洋で許さぬよう、日米同盟の抑止力、対処力を更に強化することを確認するとともに、日米豪印によるクアッド首脳会合においても、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力の進捗を確認し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序への力強いコミットメントを世界に向けて発信されました。

さらに、今月末には、ドイツのエルマウにおいて、公正な世界に向けた前進をテーマに、G7首脳会合が開催される予定であります。国際社会の秩序の維持、世界経済、気候変動、そして感染症などをめぐる課題が複雑に絡み合い、国連あるい

はG20といった国際機関や枠組みがその機能を十分に発揮することができない中で、これまで以上にG7の強固な結束を世界に示し、厳しい事態を乗り越えていくことが求められています。

国際社会が一致結束して難局に取り組み、各国から岸田総理のリーダーシップに対する期待と信頼が高まりつつあるこの重要な局面の中で、なぜ、今、内閣不信任決議案を提出するのでしょうか。岸田総理の外交努力を無駄にするばかりでなく、混乱する世界情勢の中で、安定の礎、アンカーとしての役割を果たしている日本に対する世界の期待を裏切るものであり、全く理解できません。

次に、物価高騰対策です。

ウクライナ情勢の緊迫化により、世界経済に様々な影響が生じています。戦争の長期化リスクが顕在化し、原油価格、原材料価格、そして食料価格の高騰や二十年ぶりとなる円安の加速など、国民生活を取り巻く環境にも不安が広がっております。

岸田総理は、こうした変化に迅速に対応すべく、昨年の七十九兆円規模の経済対策、本年四月にまとめた十三兆円規模の総合緊急対策、今回の総額二・七兆円の補正予算と、立て続けに対策を講じてこられました。また、今後のあらゆるリスクにも機動的に対応するため、参議院選挙後に、新たな経済対策を具体化する方針も示しておられます。

こうした一連の経済対策によって、ガソリン価格は、当初の全国平均予測価格よりも二割近く抑制され、二割から四割強の価格上昇に直面する欧米諸国の半分程度の上昇に抑制されています。ま

た、ウクライナ情勢が緊迫化した二月以降の物価上昇を見ても、アメリカなど他の主要国が八%以上の物価上昇に直面する中、日本の上昇幅は、これまでのところ、二%程度にとどまっています。

不確実性を増す情勢変化の中において、常に、新たな危機を想定し、情勢変化に的確に対応し続けてきた岸田総理の決断力、実行力への期待が高まっております。引き続き、岸田内閣が進める経済対策、物価高騰対策を力強く押し進めるとともに、生活困窮者や低所得者支援を後押しするなど、真に困窮されている方々へのきめ細やかな支援も含め、総合緊急対策に盛り込まれた各施策の着実な実施に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、国家の危機に際しては、国家国民が一丸となり、一致結束して対処していくことが重要であります。

国際社会が未曾有の危機に直面する中で、岸田総理は、国民生活の安定、さらには世界の平和と秩序の回復、自由で開かれたアジア太平洋の実現に向け、不断の努力を重ねておられます。

岸田総理の真摯な姿勢に対し、その歩みを止める内閣不信任決議案を提出することは、極めて不誠実であり、今、我が国が置かれている国際的な立場、状況を全く理解していないと言っても過言ではありません。今、まさに、一意専心、岸田総理の強いリーダーシップの下でこの国家的な危機を乗り越えていくこそ、政治が取り組むべき責務ではないでしょうか。

私たち自由民主党は、国民の皆様とともに、暮らしを守り、未来をつくるという強い信念を胸に、参議院選挙の勝利に向けて、総力を挙げて戦

い抜いてまいります。

今般提出された内閣不信任決議案について、これを毅然と否決していただくことを強くお願い申し上げます。私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(細田博之君) 後藤祐一君。

(後藤祐一君登壇)

○後藤祐一君 私は、立憲民主党・無所属を代表し、岸田内閣不信任案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

昨日、二十年ぶりに、一ドル百三十四円台まで円安が進みました。輸出大企業にはプラスだが事業者や生活者にはマイナスだと岸田総理も認める円安が止まりません。EUやスイスもマイナス金利政策をやめようとしている中、日銀の黒田総裁は、金融緩和を継続する考えを改めて示しています。これでは、円安は止まりません。物価高も止まりません。総理、一体、どうやって岸田インフレを止めるつもりですか。

黒田総裁は、日本の家計の値上げ許容度も高まってきているとの発言は撤回しようですが、国民の、異次元の物価高騰に対する怒り、生活感のない黒田日銀総裁に対する怒り、何もしない岸田総理に対する怒りが高まってきているのではないのでしょうか。

総理が日銀総裁を更迭することは日銀法上できませんが、アベノミクスによる異次元の金融緩和を定めた二〇一三年のアカードを見直すことはできます。総理、一ドル何円になったらアカードを見直し、アベノミクスから脱却するんですか。一ドル百四十円ですか、百五十円ですか。

賃金アップを伴うよい物価高の形で消費者物価二%以上が一年以上続くと異次元の金融緩和が終

令和四年六月九日 衆議院会議録第三十二号

岸田内閣不信任決議案

わるそうですが、岸田総理がアベノミクスを続ける限り、そんな時代は来ませんよ。つまり、岸田総理は永久にアベノミクスの泥沼から脱却できないまま、一ドル百四十円、百五十円といった円安による超岸田インフレにより、この国は二流国に転落してまいりますよ。総理、責任取れるんですか。

岸田総理のコロナ対策についても総括する必要があります。

オミクロン株が主流となった第六波でお亡くなりになった方は、五月二十五日時点で既に一万二千四百十三人で、デルタ株が主流だった第五波の四倍に膨れ上がっています。岸田総理は、高齢を理由に家族が入院治療を希望しないからだ、コロナの重症の定義を満たさず基礎疾患の悪化で死亡しているなどと答弁していますが、三回目ワクチン接種が遅れたからじゃないんですか。

また、第六波の一月から三月に自宅で亡くなった方が少なくとも全国で五百五十五人いたことが明らかになっておりますが、岸田総理が昨年の衆議院選挙で掲げた医療難民ゼロという約束は何だったんでしょうか。

一方で、これまでにワクチンの調達や接種体制の整備に投入された国費は四・七兆円に上りますが、現在、ワクチンが有効期限切れとなつて廃棄されているとの報道が各地で相次いでいます。これは、三回目接種の開始が遅れたことや接種率が伸び悩んでいることが原因ではありませんか。

その元々の原因は、堀内ワクチン大臣です。菅前総理は、河野太郎氏をワクチン大臣に任命し、一日百万回の実績を上げましたが、岸田総理は、総裁選で争った河野大臣から自らの派閥の堀内大

臣に交代させてしまいました。発信力は低下し、メッセージも届かない。ワクチン接種の重要さをなおざりにした、派閥の論功行賞としか思えない人事でありました。年明けからオミクロン株が急拡大する中、堀内大臣がまず取り組んだのは、自らの国会答弁対策だと言われています。結局、堀内ワクチン大臣はいなくなつてしまいました。岸田総理の人事の失敗は明らかではないでしょうか。

岸田総理は、昨年の総裁選で、国、地方を通じて強い司令塔機能を有する健康危機管理庁を創設することを掲げていましたが、実現していません。第六波の前に、国、地方が医療資源確保などのためのより強い権限を持つための法改正をしておけば、感染者数を抑え、自宅死を防げたのではないのでしょうか。総裁選で掲げたほとんどのコロナ対策はいまだ実現していません。総理、一体、何をしてきたんでしょうか。

長年、安倍総理の下で外務大臣を務めた岸田総理は、外交を得意と自負されておられるのではないかと推察します。

しかし、ここ十年の外交の結果を見ると、日ロは、北方領土が一ミリも動かず、むしろ二島返還論という歴史的失態を犯し、プーチン大統領にだまされただけでした。日中、日韓は、疑心暗鬼を深め、関係が悪化しただけでした。北朝鮮とは、拉致問題について前提条件なしで向き合う決意と言ふばかりで、日朝首脳会談どころか事務レベルでさえも北朝鮮とコンタクトが取れなくなつて久しく、ミサイルが飛んでくる状況は変わりません。

外務大臣時代も含め、岸田総理の外交成果って

何でしょうか。アベノミクスだけではなく、外交も安倍総理の言いなりだったので仕方ないのかもしれません。

先月の日米首脳会談は成功だったと言いたいでしよう。確かに、クアッドは有意義だと評価します。しかし、日米間の通商交渉は敗北でしかありませんよ。

トランプ大統領にTPPから離脱されてしまった後、二〇二〇年一月に発効した第一段階の日米貿易協定、いわゆるTAGでは、日本が農業で妥協し、アメリカの自動車関税引下げは第二段階以降に先送りされたままです。二〇二〇年五月には交渉開始するという約束を二年間ほったらかしにされ、先月の日米首脳会談でもアメリカ側からは全く相手にもされず、アメリカの自動車関税引下げは半永久的に凍結されてしまいました。

TPPへのアメリカの復帰、あり得ません。TAGの交渉開始、あり得ません。日米通商交渉は負けっ放しじゃないですか。違いますか、総理。どこが外交の岸田なんですか。

台湾有事などの際に与那国島など離島の島民が避難する必要がある場合に、航空機や船舶による島外避難の計画を国が作るべきではないかと五月二十六日の予算委員会でも代表が聞いた際、総理は、航空機や船舶等のアセットを総動員する形で退避を考えていくと答弁しましたが、その後、六月一日の予算委員会の答弁では、今の点につきましては、我が国として有事に対してしっかりと対応していく、現地の皆さんとしっかりと共有し意思疎通を図っておくことが大事であるということだと思ひます。是非その点については政府としてもしっかりとやっていきたいと思ひますと、しつ

かりを三回も使って、具体策は答えず、後退した答弁になってしまいました。

国民の命を守る観点から安全保障の在り方を見直すことが必要なのに、離島からの島民避難の具体的な計画は作らず、しっかりとやっていきたいでござます。やる気がない、説明責任を放棄する、国会をないがしろにする態度ではないでしょうか。

岸田総理の今年に入ってから答弁を我が党の山岸一生議員が調べたところ、検討を二百四回、決断がたった七回だったと指摘しました。私は、岸田総理の答弁にしっかりと多いことが気になっていました。与野党問わず、政治家なら、演説や答弁をしていて皆さんも感じると思うと思いますが、しっかりとこの言葉を使うときは、具体策はないけれどもしっかりとやっているふりをしていてという意味です。この通常国会の岸田総理の答弁を調べたところ、何と、検討の二百四回よりはるかに多い、少なくとも千八百五回ものしっかりと答弁をしている。しっかりとしてくださいよ、総理。具体策がないことがばれていきますよ。

自民党は、昨年の衆議院総選挙で公約とともに並べた自民党政策バンクで、「水田フル活用予算は責任をもって恒久的に確保します。」としていました。しかし、総選挙直後、政府・与党は、水田活用直接支払交付金の交付要件について、今後五年間一度も水を張らない農地は交付対象外などと絞り込みました。突然の見直しに、現場は大混乱です。これこそ、自民党農政に農家が振り回される、二十世紀から続く猫の目農政の象徴ではないでしょうか。

立憲民主党は、水田活用の直接支払交付金につ

いて、主食用米からの転作を行った農家の所得を補償する議員立法を提出しています。農家の不安を払拭するため、法律で明文化し、国としていかに日本の農業を支えていくのかを示すことが必要です。

岸田総理には、農家を守り、農業を支えていく気概がありますか。岸田総理の農業への思い、全く伝わってきません。

内閣不信任案を提出することについて様々な意見があるようですが、今の岸田総理では物価高対策は十分なままで、岸田総理では国民の生活の安全を保障できない、亡国への道であり、替えた方がいいと我々立憲民主党は判断しました。五十人以上の数でもって不信任案を突きつけることは、国民の代表として当然の責務であります。逆に、支持率の高い総理に対し不信任案を提出すべきでないという方は、ブーチン大統領や習近平国家主席、金正恩総書記といった専制主義的リーダーに対して辞めろと言っているのと同じではないでしょうか。

また、福田総務会長や高木国対委員長が、不信任案を出した場合の衆議院解散の可能性について言及しています。もし解散された場合には、もちろん我々立憲民主党は受けて立ちます。しかし、解散した後の六月二十五日までに、十増十減案の区割り審議会の勧告が出ることを御存じですか。勧告内容と異なる、一票の格差が大きい現行の選挙区のままでの総選挙は違憲の可能性が極めて高い、このことをお忘れなじゃないでしょうか。

菅総理は、第五波で新型コロナウイルス感染者数が増えて、政権を失いましたが、岸田総理は、感染者数

が減るタイミングで衆院選を迎え、ラッキーでした。ここ三か月は、ウクライナ侵略に国民の関心が集まり、その結果、内政の失策から目をそらすことができたのかもしれない。

しかし、物価高はそうはいきません。値上げの夏を前に、国民の生活の安全を保障する生活安全保障の観点から、立憲民主党は、岸田インフレと戦います。アベノミクスを止め、黒田円安を止め、岸田インフレを止めるため、物価対策に無策の岸田総理には一刻も早くお辞めいただくべきではないでしょうか。

以上をもって、岸田内閣不信任案への賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

○議長（細田博之君） 足立康史君。

（足立康史君登壇）
○足立康史君 日本維新の会の足立康史です。

私は、党を代表し、ただいま議題となりました岸田内閣不信任決議案について、反対の立場から討論します。（拍手）

ただいま自民党の皆様から拍手を頂戴しましたが、毎度申し上げているように、不信任に反対だからといって、内閣を積極的に信任するわけではありません。少数派である万年野党が内閣不信任決議案を提出し、多数派である万年与党が粛々と否決する、そうした一連のお芝居に何の意味も見出すことができない、そうした茶番、猿芝居に異議を申し立てるという意味で、青票、つまり反対票を投じるものであります。

私は、今、会期末恒例の不信任騒動を猿芝居と表現しましたが、意味のない不信任決議案を提出して仕事をした気になっている立憲民主党を猿に

例えてしまうと、岸田総理を鬼とか犬に例えたれいわ新選組の大石さんと同じになってしまいます。与党と野党はまさに大猿の仲でありますから、その党首を犬と猿に例えるのは、それはそれで整合的ではありませんが、むしろ、日本の実際の国会の現状は、キツネとタヌキ、キツネとタヌキの化かし合いと呼ぶのがふさわしい、惨たんなる状況にあると断じざるを得ません。

そもそも、内閣不信任決議案というのは、いわば国会審議における最終兵器であります。今、ロシアによるウクライナ侵略を背景に、安全保障に係る世界の秩序が激変をしていますが、最終兵器は、使ってしまったら終わりです。

私は、三年前の令和元年六月にも、立憲民主党始め万年野党たちが提出した安倍内閣不信任決議案に対し、この本会議場で反対討論を行いました。当時の不信任決議案提出会派は、立憲民主党始め五会派でした。昨年六月、菅内閣不信任決議案の提出会派は三会派でした。そして、本日の岸田内閣不信任決議案の提出に当たって、立憲民主党はあの共産党にも見放され、とうとう立憲民主党会派単独の提出となってしまいました。

野党各党と調整もせず、野党各党と調整もできず、最終兵器を乱発する立憲民主党は、野党第一党失格であります。来る参院選、来年の統一地方選、そして次なる総選挙をホップ、ステップ、ジャンプと位置づけながら、日本の繁栄を支える柱になっていけるよう、我が党は地道な努力を重ねてまいります。

昨年の総選挙で、私たち日本維新の会は、とにかく衆議院に法案を提出できる二十一人の当選を訴え、選挙戦を戦いました。ありがたいこと

に、法律案のみならず、単独で共産党などに懲罰動議を出せる四十一議席を衆議院に頂戴しました。

新体制の下、国会議員団の政調会長を拝命した私は、国民の皆様から頂戴したその力、法律案を国会に提出する力を存分に活用するため、政務調査会の組織を拡充し、衆議院だけでも、委員長提案以外に、文通費に係る歳費法改正案、トリガー条項凍結解除法案、消費減税法案、自衛隊法及び海上保安庁法改正案、特別委員長手当廃止法案、経済安全保障推進法案、日銀法改正案、NHK分割民営化法案、特定土砂管理法及び土砂等置場確保法案、情報通信行政改革推進法案、子ども育成基本法案、国民負担軽減法案、国民投票法改正案、インターネット誹謗中傷対策推進法案、地方議会オンライン化法案、性暴力被害者支援法案という十七法案を国会に提出。経済安保、盛土、情報通信、そして子どもの四本については、閣法との同時審議入りを果たしました。通常国会において同時審議入りをした法案の数は、憲政史上最多であります。

さらに、当たり前のことではありませんが定例日に毎週開催できるようになった衆院憲法審査会での審議を深め、憲法改正に向けた国民的議論を喚起するため、日本維新の会として、二〇一六年三月に公表した憲法改正三項目に加え、本年三月に憲法九条、五月に緊急事態条項の条文イメージを公表しました。これをもって、三プラス二、つまり五項目の条文案を提示したわけですが、自民党が二〇一八年三月に公表している条文イメージ、たたき台案の四項目を凌駕する、本格的な憲法改正に向けた独自案を提示できたと自負しています。

令和四年六月九日 衆議院会議録第三十二号 岸田内閣不信任決議案

す。一、自衛隊の明記、二、憲法裁判所と緊急事態条項、三、統治機構、四、教育無償化、いずれについても、日本維新の会は自民党とがつぶり四つに組んでいつでも日本の未来を懸けた論戦を戦うことができる宣言をしておきたいと存じます。

以上、私たち日本維新の会が有権者の負託に応えるべくどのように立法院の仕事に取り組んできたのか、その一端を御紹介させていただきましたが、残念なのは、岸田内閣であります。

先ほど十七本の議員立法を紹介しましたが、野党が議員立法を国会に提出するのは、閣法に対して対案あるいは独自案を示し、閣法の国会修正可決、つまり、国会論戦を通じて修正案を可決するためであります。国会の生産性とは、つまるところ、国会での論戦を通じてどれだけの法案を国会修正できるかという数字に表れると私は考えています。

過去を振り返ると、八年にわたった安倍政権では、年間平均十本の法案が国会で修正可決されました。年間平均十本です。菅政権では、五本と少し本数は減少しましたが、例えば、私が内閣委員会で提案して実現した、デジタル社会形成基本法案の基本理念三つの一つに公正な給付と負担を追記するなど、本格的な修正にに応じてくださいました。さすがであります。

ところが、聞く力を標榜しているはずの岸田政権は、昨年の第一次内閣発足以来、臨時国会、今通常国会を通じて、政府・与党が国会修正可決に応じたのは、盛土規制法一本だけでした。それも、採決日を一週間延期してのどたばた修正でありました。

安倍政権は年十本、菅政権は年五本、岸田内閣は一本です。私たち日本維新の会は、既に紹介したように、経済安保推進法案、子ども育成基本法案始め完成度の高い独自案を提出し、現実的で具体的に修正提案をしてきたにもかかわらず、岸田内閣は、全くと言っていいほど聞く力を発揮しなかったものであります。

五月二十七日の衆院予算委員会、私が、質問の冒頭、いわゆる文通費の改革について今国会中に結論を得るという自民党の約束について、自民党総裁である岸田総理の認識を問うたところ、期限を区切って議論をすることではないとお答えになりました。大変に驚きました。

与野党の国対委員長が合意して設置した実務レベルの協議会での取りまとめは既に終わっており、あとは政治決断を残すのみとなっています。文通費は国民の税金から支出されています。全ての使途を公開するのは当然です。その文通費改革について、来週に迫った会期末までに結論を得る

と約束したのは自民党です。万が一、結論を先延ばしするのであれば、国民の信を得ることは絶対にできない、国民に対する背信行為になると改めて強く指摘しておきたいと存じます。

内閣の看板政策である新しい資本主義についても、一昨日七日に公表された新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の冒頭、こんな言葉が披露されていました。「資本主義を超える制度は資本主義でしかあり得ない。新しい資本主義は、もちろん資本主義である。」こういう言葉ですね。

まるで小泉進次郎代議士ばりの、とんちの利いたしやれようですが、新しい資本主義は

社会主義ではないのかと市場から総スカンを食らった政権が、いや、何も変わらないのだと言い訳をしているだけであって、岸田内閣の無策無敵ぶりを象徴する言葉ではないでしょうか。我が党の馬場伸幸共同代表が予算委員会でも「テルリンクの童話『青い鳥』を取り上げ指摘したように、新しい資本主義に実体はなく、今の官邸は、現実の日本の経済実態や日本を取り巻く安全保障環境に正面から向き合うことをせず、空想にふけるだけの青い鳥症候群に陥っているのではないだろうか。

例えば、予算委員会では我が党の藤田文武幹事長が問い詰めた、岸田内閣のいわゆる勤労者皆保険構想。岸田総理や厚労大臣に幾ら聞いても、被用者保険の適用拡大以上の答弁は出てきませんでした。

被用者保険の適用拡大であれば、既に安倍内閣ができる限界まで推進してきました。それらを超えて、フリーランス等を本格的に被用者保険に組み入れることなど、論理的にできるわけがないのです。

被用者保険に……（発言する者あり）ちよつと静かにしてくれる。

被用者保険に被用者以外を組み入れる、こんな論理破綻した構想を新しい資本主義という空想的キャッチフレーズで包み装って国民の歓心を買っているのが、今の岸田内閣なのであります。

だからこそ、私たちは、企業ばかりに負担を強いる空想的資本主義ではなく、社会システムとして税制と社会保障、労働市場とを三位一体で改革する日本大改革プランを策定し、そのプランを具体化する作業を続けているのであります。

私たち日本維新の会は、ウクライナ危機を背景に、日本は戦後最大の危機に直面していると考えています。内政にあつては、際限のない超少子高齢社会の到来、外政にあつては、中口に加え北朝鮮が核兵器に手をかけて、日本を取り巻いています。今こそ、安定の自民党だけではなく、改革の日本維新の会が野党第一党に躍り出て、日本の繁栄を支えなければなりません。

先日、ある若手官僚と懇談をしました。彼ら、彼女らは、同期の仲間がどんどん霞が関を辞めていくのだと嘆いていました。私は、当然だと思いました。国の繁栄を支えたいと霞が関にはせ参じた有為な人材は、自分たちの身分にしか関心のない万年野党の意味のない国会質問や質問主意書の対応に忙殺され、無為無策の野党を尻目に安穩と無策無敵を謳歌する、覇気のない政府の作文ばかり手伝わされていたら、私だって辞めたくありません。まあ、私は、二〇一一年、民主党政権にあぎれ果て、実際に霞が関を辞したわけでありましたが、霞が関も日本の経済社会ももう限界であります。

日本維新の会は、結党から十年。昨年の総選挙の後、党三役に若手を抜てきし、第二の十年をスタートさせました。来る参院選、来年の統一地方選、そして次なる総選挙を戦い抜いて、新しい政治行政、新しい経済社会、新しい外交安保、そして新しい国の形を実現するために前進していく、そのことを全ての国民の皆様にお誓いし、討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(細田博之) 等井亮君。
(等井亮君登壇)

○等井亮君 私は、日本共産党を代表して、岸田内閣不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

不信任の第一の理由は、ウクライナ危機に乗じて、力対力で対抗する大軍拡を進め、平和と逆行する危険な道を突き進もうとしているからであります。

岸田総理は、さきの日米首脳会談で、敵基地攻撃能力の保有検討に言及し、防衛費の大幅な増額を約束しました。力対力では平和はつくれません。それは、東アジアと世界に新たな軍事的緊張と軍事対軍事の悪循環、戦争への道にほかなりません。

これまで、政府は、相手に脅威を与える攻撃型兵器は憲法上保有できないとしてきましたが、敵基地攻撃能力の保有は、この憲法解釈をひっくり返す、無法なものです。歴代政府が曲がりなりにも掲げてきた専守防衛の大原則を投げ捨てるものであり、戦争放棄を内外に宣言した憲法九条の下で許されないことは、火を見るより明らかであります。

九条改憲は、こうした危険な道を一層進めるものであり、断じて認められません。

しかも、一昨日閣議決定した骨太方針には、自民党の軍事費GDP二%提言を取り込み、五年以内に防衛力の抜本的強化を盛り込んだのであります。軍事費だけを特別扱いして倍増することを経済財政運営の基本方針としたことは極めて重大です。こんな大軍拡をやろうとすれば、消費税増税や社会保障削減、若しくは国債の大量発行につながることは必至であります。こんな平和も暮らしも破壊する道を決して進んではなりません。

ロシアのウクライナ侵略は、国連憲章の重大なじゅうりんであり、断じて許されません。今大事なのは、国際世論によるロシア包囲です。侵略やめよ、国連憲章を守れの一点で全世界が一致団結して、一刻も早く侵略を止めることです。

ところが、総理は、民主主義対専制主義の戦いと主張するバイデン米大統領に同調して、価値観を共有するG7主導の秩序などと、特定の価値観で世界を二分する態度を取っています。こんな力対力の軍事ブロックの対応では、戦争を拡大し、新たな危険をもたらすことを厳しく警告しなければなりません。

政府の役割は、紛争を絶対に戦争にしないことです。憲法九条を生かして、戦争を起こさないための外交に知恵と力を尽くすことです。東アジアの全ての国を包み込む包括的な枠組みをつくり、対抗ではなく対話と協力の地域にすることです。その役割を果たさず、外交戦略も持たず、軍事一辺倒にのめり込んでいるのが岸田政権にほかなりません。

更に重大なのは、沖縄の本土復帰五十年の今、

県民の民意を踏みにじって、辺野古に新たな巨大米軍基地の建設を強行していることです。在日米軍の横暴がエスカレートし、沖縄はもちろん、全国各地でも、オスブレインなど米軍機による低空飛行訓練やパラシュート降下訓練の被害が激増しています。ところが、岸田政権は、この無法に抗議一つしようせず、日米地位協定の改定を拒み続ける、主権国家とは言えない異常な態度は許せません。

総理が、核兵器廃絶を目指すといひながら、いまだに米国の核の傘にしがみつki、第一回締約国

会議が今月に開かれる核兵器禁止条約に背を向け続けていることは重大です。締約国六十一か国以外にも、NATO加盟国を含め二十か国以上がオプザーバー参加するのに、広島、長崎の惨禍を体験した唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の先頭に立たない岸田内閣を到底信任などできません。不信任の第二の理由は、現下の物価高騰に無為無策で、国民の暮らしを顧みない冷たい政治を進めているからです。

今年四月の消費者物価は二・五%の上昇で、水光熱費や食料品などの生活必需品は四・八%と更に値上がりしています。何もかも値上げラッシュは、家計を直撃し、中小企業、個人事業主、農林漁業者の経営を脅かしています。

今、政治がなすべきは、物価を引き下げ、賃金を上げることです。そのために、我が党は、消費税を五%に緊急減税、大企業の内部留保を賃上げに、中小企業支援とセットで最低賃金千五百円に、経済力にふさわしく社会保障と教育を拡充し、学費の半減と給食費を無償などを提案しましたが、総理には全く聞く力、聞く耳がありません。

それどころか、また六月から年金が削減されました。どことが百年安心か。十月からは、七十五歳以上の医療費窓口負担を二倍化しようとしています。こんな冷たい政治など、断じて認めるわけにはいきません。

国民生活を苦しめている元凶は、アベノミクスと弱肉強食の新自由主義にあります。総理は、新しい資本主義、新自由主義の弊害を乗り越えるなどと息巻いていましたが、何のことはない、一昨日閣議決定した新しい資本主義実行計画には、反

省もなく、アベノミクスの三本の矢の堅持を明記したのであります。所得倍増も、資産所得倍増にすり替わりました。貯蓄や投資に回すお金のない庶民には全く無縁です。これでは、賃金は上がらず、大資産家だけが富を増やすだけです。

今こそ、新自由主義を終わらせて、冷たく弱い経済から優しく強い経済に転換し、財界、大企業の目先の利益拡大を最優先する政治を根本的に転換するときです。

この内閣をこれ以上存続させるわけにはいきません。

米価暴落を放置し、麦や大豆、牧草などへの転作に不可欠な水田活用交付金を削減した岸田内閣の責任は重大です。日本の食料自給率は三七％と、先進国でも異常な水準にまで下がっています。ひたすら食料輸入を拡大し、社会経済の基盤である食料自給率を大幅に引き下げ、地方を疲弊させた、亡国の農政を抜本的に転換しなければなりません。

世界が待ったなしと真剣に野心的に取り組んでいる気候危機打開に逆行し、岸田内閣が石炭火力と原発に固執し続けていることも決して看過できません。骨太方針は、原発の最大限活用までぶち上げたのであります。東京電力福島第一原発事故から十一年。被害者を置き去りに、あの事故がなかったかのような政策を強行することは断じて許せません。純国産の再生可能エネルギーを大いに普及し、省エネと一体にエネルギー自給率の向上を図ることこそ、真に気候危機を打開し、日本経済を成長させる道であります。

以上、平和の問題でも、暮らし、経済などあらゆる問題でも、もはやこの岸田内閣に国政を担う

資格はありません。

目前の参議院選挙で岸田内閣に厳しい審判を下し、国民が安心して希望を持って暮らせる政治への転換を図るために全力を尽くす、その決意を表明して、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(細田博之君) 濱地雅一君。

〔濱地雅一君登壇〕

○濱地雅一君 公明党の濱地雅一です。

公明党を代表し、岸田内閣不信任決議案に対し、断固反対の討論を行います。(拍手)

ロシアのウクライナ侵略が続く中、国際社会は、今、一致結束してロシアの暴挙に立ち向かわなければならぬときにあります。また、現下の原油高、物価高騰に対し、今こそ国会を機能させ、国民生活を守る施策を着実に実行に移すときにあります。まさに、国政を停滞させる一刻の猶予もありません。このタイミングで内閣不信任案を提出した立憲民主党の行動は、到底理解できるものではなく、まして、国民からの支持も全く得られないものとまず冒頭申し上げます。

昨年十月に行われた衆議院選挙において国民の皆様から再び信任を得た自公連立政権は、強固な結束の下で、新型コロナウイルス対策や物価高騰対策など、現下の諸課題を克服するための政権運営に万全を期しております。岸田総理は、その先頭に立つて、コロナ対策、経済対策、外交交渉を確実に実行されております。岸田内閣が、国民の皆様方の声を大切に、その負託に応えるため、安定的な政権運営を行っていることは、政権発足時よりも高い支持率を得ていることが何よりの証左です。まさに、国政を安定的に着実に運営する岸田内閣は、全く不信任には値しません。

以下、三点にわたり、反対理由を申し上げます。

第一に、岸田内閣は、適時適切なコロナ対策により、確実にコロナを収束に向かわせ、国民を安心に導いております。

感染力の強いオミクロン株に対し、三回目のワクチン接種を前倒しで実施し、重症化リスクの高い高齢者等には四回目のワクチン接種も五月下旬から開始されました。

新規感染者数はほとんどの地域で減少傾向が続いており、何より、重症化率は、五十歳代以下で〇・〇三％、六十歳以上でも二・四九％と大きく低下、病床使用率も一六・五％、重症病床は七・八％と確実な低下につながっており、医療提供体制を見事に維持しています。

また、オミクロン株の特性を捉え、感染対策と経済活動の両立を図るべく、緊急事態宣言を出すことなく蔓延防止措置にとどめた結果、経済活動の停滞は最小限に抑えられ、今は、日常に近い生活環境、経済環境を取り戻しつつあります。

また、内閣提出の改正薬機法は、新たな感染症が流行した場合においても国産の医薬品等を迅速に承認できる緊急承認制度の創設が盛り込まれるなど、非常時の危機管理能力向上につながる重要な法律であり、今後、仮に新たな変異株が蔓延した場合でも、万全な医療体制を整える準備ができっております。

以前、立憲民主党さんが提案した、ゼロコロナ政策といった幻想に近い対策をもし取っていたならば、経済も国民生活もがたになっただけで、海外の例を見ても明らかであります。感染対策と経済活動の両立を絶妙に図りながら

コロナ対策に邁進する岸田内閣を高く評価いたします。

第二に、岸田内閣の物価高騰対策や経済対策の成果が着実に表れていることでもあります。

世界は、今、コロナ禍における物流の混乱、停滞やウクライナ情勢の影響により、燃料始め食料などの原材料価格が高騰しております。こうした中、本年四月の十三兆円の経済対策、そして先月成立した補正予算を切れ目なく執行していくことが求められます。

とりわけ、四月に決定した総合緊急対策には、ガソリン価格等の高騰を抑制する対策の拡充、延長や、農家等への燃料代高騰分の補填、食料の値上げ要因となる輸送コスト上昇分に対する支援、低所得の子育て世帯に対する給付金、公共料金や学校給食等にもきめ細かく活用できる地方創生臨時交付金など、国民生活や事業活動を守り抜く対策が数多く盛り込まれました。

こうした対策により、消費者物価指数の上昇率は、米国の八・三％、欧州の七・四％に比べ、我が国は二・一％と低い水準に抑えられています。また、完全失業率についても、我が国は二・六％にとどまっております。米国の三・六％、欧州の六・八％と比べても低く抑えられております。

立憲民主党始め一部野党は、総合緊急対策や補正予算について、規模が小さいと批判しますが、こうした経済指標からも分かるとおり、物価高騰の抑制効果、雇用の安定効果はつきりと表れており、予期せぬ物価高騰に備えて五兆円の予備費も準備されております。岸田インフレ、無為無策なる批判は全く当たりません。今後は、物価上昇率以上に賃金が引き上げられ

る経済構造への転換が重要です。岸田政権下で大幅に拡充された賃上げ促進税制や価格転嫁対策等を強力に推進し、成長と分配の好循環を実現しながら、その恩恵を家計や中小企業、地方にまで波及させる取組を政府・与党一体となつて進めてまいります。

第三点目として、岸田内閣は、日米首脳会談を始め、外交成果が着実に実を結んでいることであります。

本年五月のバイデン大統領との日米首脳会談では、我が国が提唱した自由で開かれたインド太平洋戦略の実現に向けて、基本的価値を共有する日米両国が国際社会を主導し、台湾海峡の安定も含め、同志国と綿密に連携していくことで一致しました。

また、拉致被害者の御家族とバイデン大統領との面談も実現されました。

核軍縮・不拡散に関する現実的、実効的な取組も進め、核兵器のない世界に向け、日米で共に取組んでいくことも一致しています。特に、公明党からの要請も踏まえ、来年のG7サミットの開催地が広島に決定したことは、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を高める大きな成果であり、高く評価されるべきものであります。

また、IPPEF、インド太平洋経済枠組みという新たな経済連携の立ち上げにも成功。貿易、サプライチェーン強靱化など、経済安全保障の面で重要な取組がマルチで開始されることになりました。

さらに、日米豪印のクアッド首脳会談においても、気候変動対策を推進するなど、地球規模課題の解決に向けた協力が確認されたことは極めて大

きな意義があると実感いたします。

これらの成果は、長らく外務大臣を務められ国際社会に精通した岸田総理を先頭に、内閣が一致団結して取り組んだ成果であり、我が国の国際社会におけるプレゼンスを大きく高めたことで、岸田内閣の外交成果は高く評価されております。

以上のように、内閣不信任案には何ら正当な理由も説得力もないことは明らかであります。着実に成果を出している岸田政権を追い込もうとする提出会派の姿勢には、内閣不信任案を政局に利用しようという思惑が透けて見えております。まさに、参院選を前に、今国会で全く見せ場のなかった立憲民主党のパフォーマンスにすぎないといひ言ひようがありません。

我々公明党は、責任ある与党の一員として、必要な施策の実現に取り組むとともに、これからも岸田政権をしっかりと支えていきます。

最後に、この度の極めて理不尽な内閣不信任案に対し、野党各位の皆様方の賛同も得て否決されることを期待し、私の反対討論を終わります。

(拍手)
○議長(細田博之君) これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に記名投票をもって採決いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長(細田博之君) 岸田内閣不信任決議案について採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

なお、今回の投票につきましても、順次間隔を

空けて登壇していただくため、通常より時間をかけて氏名点呼を行ないます。――議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)
(各員投票)

○議長(細田博之君) 投票漏れはありませんか。――投票箱閉鎖。開票。――議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)
○議長(細田博之君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)
投票総数 四百五十二

可とする者(白票) 百六
否とする者(青票) 三百四十六

○議長(細田博之君) 右の結果、岸田内閣不信任決議案は否決されました。(拍手)

西村智奈美君外二名提出岸田内閣不信任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君	阿部 知子君
青柳陽一郎君	青山 大人君
荒井 優君	新垣 邦男君
井坂 信彦君	伊藤 俊輔君
石川 香織君	泉 健太君
稲富 修二君	梅谷 守君
江田 憲司君	枝野 幸男君
おおつき紅葉君	小川 淳也君
小熊 慎司君	大河原まさこ君
大串 博志君	大島 敦君
大西 健介君	逢坂 誠二君

岡田 克也君	岡本あき子君
奥野総一郎君	落合 貴之君
金子 恵美君	鎌田さゆり君
神谷 裕君	菅 直人君
城井 崇君	菊田真紀子君
玄葉光一郎君	源馬謙太郎君
小宮山泰子君	小山 展弘君
後藤 祐一君	神津たけし君
近藤 和也君	近藤 昭一君
佐藤 公治君	坂本祐之輔君
櫻井 周君	重徳 和彦君
階 猛君	篠原 豪君
篠原 孝君	下条 みつ君
白石 洋一君	末次 精一君
末松 義規君	鈴木 庸介君
田嶋 要君	堤 かなめ君
手塚 仁雄君	寺田 学君
徳永 久志君	中川 正春君
中島 克仁君	中谷 一馬君
中村喜四郎君	長妻 昭君
西村智奈美君	野田 佳彦君
野間 健君	馬場 雄基君
原口 一博君	伴野 豊君
福田 昭夫君	藤岡 隆雄君
太 榮志君	本庄 知史君
馬淵 澄夫君	牧 義夫君
松原 仁君	道下 大樹君
緑川 貴士君	森田 俊和君
森山 浩行君	谷田川 元君
山岡 達丸君	山岸 一生君
山崎 誠君	山田 勝彦君
山井 和則君	柚木 道義君

官 報 (号 外)

否とする議員の氏名

湯原 俊二君	吉川 元君	江渡 聡徳君	江藤 拓君	齋藤 健君	斎藤 洋明君	中西 健治君	中根 一幸君
吉田 統彦君	吉田はるみ君	衛藤征士郎君	遠藤 利明君	坂井 学君	坂本 哲志君	中野 英幸君	中村 裕之君
米山 隆一君	笠 浩史君	小倉 将信君	小里 泰弘君	櫻田 義孝君	笹川 博義君	中山 展宏君	永岡 桂子君
早稲田ゆき君	渡辺 周君	小野寺五典君	小淵 優子君	塩崎 彰久君	塩谷 立君	長坂 康正君	長島 昭久君
渡辺 創君	赤嶺 政賢君	尾崎 正直君	尾身 朝子君	柴山 昌彦君	島尻安伊子君	二階 俊博君	丹羽 秀樹君
笠井 亮君	穀田 恵二君	越智 隆雄君	大岡 敏孝君	下村 博文君	新谷 正義君	西田 昭二君	西野 太亮君
志位 和夫君	塩川 鉄也君	大串 正樹君	大塚 拓君	新藤 義孝君	菅 義偉君	西村 明宏君	西村 康稔君
田村 貴昭君	高橋千鶴子君	大西 英男君	大野敬太郎君	杉田 水脈君	鈴木 英敬君	西銘恒三郎君	額賀福志郎君
宮本 岳志君	宮本 徹君	奥野 信亮君	鬼木 誠君	鈴木 馨祐君	鈴木 俊一君	根本 匠君	根本 幸典君
本村 伸子君	海江田万里君	加藤 鮎子君	加藤 勝信君	鈴木 淳司君	鈴木 貴子君	野田 聖子君	野中 厚君
あかま二郎君	あべ 俊子君	梶山 弘志君	勝俣 孝明君	関 芳弘君	蘭浦健太郎君	橋本 岳君	萩生田光一君
安倍 晋三君	逢沢 一郎君	梶山 康君	門山 宏哲君	田所 嘉徳君	田中 和徳君	鳩山 二郎君	浜田 靖一君
青山 周平君	赤澤 亮正君	金子 俊平君	金子 恭之君	田中 英之君	田中 良生君	林 幹雄君	平井 卓也君
秋葉 賢也君	秋本 真利君	金田 勝年君	上川 陽子君	田野瀬太道君	田畑 裕明君	平口 洋君	平沢 勝榮君
東 国幹君	唯元 将吾君	亀岡 偉民君	川崎ひでと君	田村 憲久君	平 将明君	平沼正二郎君	深澤 陽一君
麻生 太郎君	甘利 明君	神田 憲次君	神田 潤一君	高市 早苗君	高階恵美子君	福田 達夫君	藤井比早之君
五十嵐 清君	井出 庸生君	菅家 一郎君	木原 誠二君	高木 啓君	高木 毅君	藤丸 敏君	藤原 崇君
井野 俊郎君	井上 信治君	木原 稔君	木村 次郎君	高木 宏壽君	高鳥 修一君	船田 元君	古川 直季君
井上 貴博君	井林 辰憲君	城内 実君	黄川田仁志君	高見 康裕君	武井 俊輔君	古川 康君	古川 禎久君
井原 巧君	伊東 良孝君	岸 信夫君	岸田 文雄君	武田 良太君	武部 新君	古屋 圭司君	穂坂 泰君
伊藤信太郎君	伊藤 忠彦君	工藤 彰三君	国定 勇人君	武村 展英君	橘 慶一郎君	星野 剛士君	細田 健一君
伊藤 達也君	池田 佳隆君	国光あやの君	熊田 裕通君	棚橋 泰文君	谷 公一君	細野 豪志君	堀内 学君
石井 拓君	石川 昭政君	小泉進次郎君	小泉 龍司君	谷川 とむ君	谷川 弥一君	堀内 詔子君	牧島かれん君
石田 真敏君	石破 茂君	小島 敏文君	小寺 裕雄君	津島 淳君	塚田 一郎君	牧原 秀樹君	松島みどり君
石橋林太郎君	石原 宏高君	小林 茂樹君	小林 鷹之君	辻 清人君	土田 慎君	松野 博一君	松本 剛明君
石原 正敬君	泉田 裕彦君	小林 史明君	小森 卓郎君	土屋 品子君	寺田 稔君	松本 尚君	松本 洋平君
稲田 朋美君	今枝宗一郎君	古賀 篤君	後藤 茂之君	富樫 博之君	渡海紀三朗君	三谷 英弘君	三ツ林裕巳君
今村 雅弘君	岩田 和親君	後藤田正純君	河野 太郎君	土井 亨君	中川 貴元君	御法川信英君	宮内 秀樹君
岩屋 毅君	上杉謙太郎君	高村 正大君	國場幸之助君	中川 郁子君	中曾根康隆君	宮崎 政久君	宮澤 博行君
上田 英俊君	上野賢一郎君	佐々木 紀君	佐藤 勉君	中谷 元君	中谷 真一君	宮路 拓馬君	宮下 一郎君

武藤 容治君 宗清 皇一君 村上誠一郎君 盛山 正仁君 森山 裕君 保岡 宏武君 柳本 顕君 山口 晋君 山下 貴司君 山田 美樹君 山本ともひろ君 吉川 起君 義家 弘介君 若林 健太君 鷲尾英一郎君 渡辺 博道君 阿部 司君 青柳 仁士君 浅川 義治君 伊東 信久君 池畑浩太郎君 岩谷 良平君 漆間 譲司君 遠藤 良太君 奥下 剛光君 沢田 良君 住吉 寛紀君 高橋 英明君 馬場 伸幸君 藤田 文武君 堀場 幸子君	務台 俊介君 村井 英樹君 茂木 敏充君 森 英介君 八木 哲也君 築 和生君 山口 俊一君 山口 壯君 山田 賢司君 山本 左近君 山本 有二郎君 吉野 正芳君 和田 義明君 若宮 健嗣君 渡辺 孝一君 足立 康史君 阿部 弘樹君 赤木 正幸君 井上 英孝君 池下 卓君 市村浩一郎君 浦野 靖人君 遠藤 敬君 小野 泰輔君 金村 龍那君 杉本 和巳君 空本 誠喜君 中司 宏君 早坂 敦君 藤巻 健太君 堀井 健智君	前川 清成君 美延 映夫君 守島 正君 吉田とも代君 和田有一朗君 伊佐 進一君 石井 啓一君 浮島 智子君 岡本 三成君 北側 一雄君 日下 正喜君 興水 恵一君 佐藤 英道君 庄子 賢一君 竹内 讓君 中川 宏昌君 中野 洋昌君 平林 晃君 古屋 範子君 吉田久美子君 鰐淵 洋子君 岸本 周平君 鈴木 敦君 田中 健君 長友 慎治君 古川 元久君 緒方林太郎君 北神 圭朗君 福島 伸享君	三木 圭恵君 岬 麻紀君 山本 剛正君 吉田 豊史君 赤羽 一嘉君 伊藤 渉君 稲津 久君 大口 善徳君 河西 宏一君 金城 泰邦君 國重 徹君 佐藤 茂樹君 齊藤 鉄夫君 高木 陽介君 角田 秀穂君 中川 康洋君 濱地 雅一君 福重 隆浩君 山崎 正恭君 吉田 宣弘君 浅野 哲君 齋藤アレックス君 鈴木 義弘君 玉木雄一郎君 西岡 秀子君 前原 誠司君 吉良 州司君 仁木 博文君 三反園 訓君	情報監視審査会会長の情報監視審査会令和三年年次報告書についての発言 ○議長(細田博之君) 情報監視審査会会長から、去る七日、議長に提出された情報監視審査会令和三年年次報告書について発言を求められております。これを許します。情報監視審査会会長小野寺五典君。 〔報告書は本号末尾に掲載〕 〔小野寺五典君登壇〕 ○小野寺五典君 情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用状況を常時監視するという重要な活動を行っており、去る七日、衆議院情報監視審査会規程第二十二条第一項の規定により、令和三年年次報告書を取りまとめ、直ちに細田議長に提出いたしました。 当審査会の活動は原則非公開であります。報告書は、公表できることは公表するとの方針の下、国民に対する情報開示に極力努めたものであります。 その概要は次のとおりです。 本報告書の対象期間は、令和三年四月一日から本年三月三十一日までであります。 まず、この期間における調査の経過について申し上げます。 昨年六月、政府から令和二年中における特定秘密の指定等、制度の運用状況についての国会報告の提出があり、当時の河野国務大臣から同報告について説明を聴取するとともに、政府に対し、調査に必要な資料の提出を求めました。 また、今国会においては、特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣情報調査室及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行いました。 続いて、特定秘密を指定している十二の指定行政機関より、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について説明を聴取し、質疑を行いました。 なお、今対象期間中、常任委員会等から当審査会に対し、特定秘密の提出要求に係る審査の申出はありませんでした。 次に、調査の結果としての政府に対する意見について申し上げます。 今回提示した意見は五項目であり、その主な内容は、 各行政機関においては、保全教育等を通じ、特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。また、引き続き適当事業者等における秘密保全状況の把握に努め、情報管理に万全を期すこと、 各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること、 各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、指定の理由が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること 情報監視審査会といたしましては、当審査会に与えられた特定秘密保護制度の常時監視という使
---	--	---	---	--

命に深く思いを致し、細田議長、海江田副議長を始め議員各位の御理解と御協力を得ながら、引き続き国民から信頼されるよう、その役割を十分に果たすべく努めてまいる所存であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第一 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(細田博之君) 日程第一、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長中根一幸君。

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中根一幸君登壇)

○中根一幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車事故による被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止を一層図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、被害者支援及び事故防止について恒久的な事業に見直した上で、自動車事故対策事業として創設すること、

第二に、保険会社等は、同事業に必要な費用に

充てるため、自動車事故対策事業賦課金を政府に納付しなければならないものとする事などであり、

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日齊藤国土交通大臣から趣旨の説明を聴取しました。六月三日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取し、昨八日質疑を終了しました。質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 岸田 文雄君
総務大臣 金子 恭之君
法務大臣 古川 槇久君
財務大臣 鈴木 俊一君

文部科学大臣 末松 信介君
厚生労働大臣 後藤 茂之君
農林水産大臣 金子原二郎君
経済産業大臣 萩生田光一君
国土交通大臣 齊藤 鉄夫君
環境大臣 山口 壮君
防衛大臣 岸 信夫君
国務大臣 小林 鷹之君
国務大臣 二之湯 智君
国務大臣 西銘恒三郎君
国務大臣 野田 聖子君
国務大臣 牧島かれん君
国務大臣 松野 博一君
国務大臣 若宮 健嗣君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

一、昨八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

児童福祉法等の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和三年度消費者政策の実施の状況」に関する報告
消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく「令和三年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果」の報告
官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同法第五項の規定に基づく「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更」の報告

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和三年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告
エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「令和三年度エネルギーに関する年次報告」

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和三年度環境の状況」に関する報告
環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和四年度環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和三年度循環型社会の形成の状況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和四年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「令和三年度生物の多様性の状況に関する報告生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「令和四年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

一、去る七日、内閣を経由して原子力規制委員会委員長更田豊志君から、次の報告書を受領した。

原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく令和三年度原子力規制委員会年次報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

石井 拓君	国定 勇人君
石原 正敬君	川崎ひとと君
塩崎 彰久君	柳本 顕君
田野瀬太道君	山本 左近君
八木 哲也君	小島 敏文君
伴野 豊君	西村智奈美君
中川 宏昌君	金城 泰邦君
国定 勇人君	小森 卓郎君
柳本 顕君	古川 直季君
山本 左近君	平沼正二郎君
小森 卓郎君	松本 尚君
川崎ひとと君	石原 正敬君
小島 敏文君	八木 哲也君
平沼正二郎君	田野瀬太道君

古川 直季君	塩崎 彰久君
松本 尚君	石井 拓君
西村智奈美君	伴野 豊君
金城 泰邦君	中川 宏昌君

国土交通委員

補欠

大西 英男君 佐々木 紀君

稲富 修二君 近藤 和也君

河西 宏一君 山崎 正恭君

北側 一雄君 吉田 宣弘君

佐々木 紀君 大西 英男君

近藤 和也君 稲富 修二君

山崎 正恭君 河西 宏一君

吉田 宣弘君 北側 一雄君

(理事補欠選任)

一、昨八日、原子力問題調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 三ッ林裕巳君(理事大西英男君昨八日

理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

松本 尚君	国定 勇人君
城井 崇君	井坂 信彦君
山崎 正恭君	平林 晃君
国定 勇人君	松本 尚君
井坂 信彦君	城井 崇君
平林 晃君	山崎 正恭君

一、昨八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

井林 辰憲君	中川 貴元君
大西 英男君	高木 啓君
長坂 康正君	山本 左近君
築 和生君	鈴木 英敬君
藤巻 健太君	早坂 敦君
鈴木 英敬君	築 和生君
高木 啓君	大西 英男君
中川 貴元君	井林 辰憲君
山本 左近君	長坂 康正君
早坂 敦君	藤巻 健太君

藤巻 健太君

鈴木 英敬君

高木 啓君

中川 貴元君

山本 左近君

早坂 敦君

築 和生君

大西 英男君

井林 辰憲君

長坂 康正君

藤巻 健太君

(議案提出)

一、去る七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家賠償法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)

一、昨八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外十名提出)

性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外十一名提出)

性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(大河原まさこ君外十名提出)

分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(山崎誠君外六名提出)

国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案(田嶋要君外五名提出)

衆議院議長細田博之君不信任決議案(馬淵澄夫君外二名提出)

岸田内閣不信任決議案(西村智奈美君外二名提出)

(議案受領)

一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

遊泳者等保護水域におけるプレジャーボートの危険操縦等の禁止等に関する法律案

一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

刑法等の一部を改正する法律案

水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付等に関する法律案

一、昨八日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

衆議院議長細田博之君不信任決議案

岸田内閣不信任決議案

一、去る七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

在外教育施設における教育の振興に関する法律案

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家賠償法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)

(議案通知書受領)

一、昨八日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

刑事に関する共助に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結について承認を求めるの件

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定の締結について承認を求めるの件

一、昨八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
児童福祉法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「衆議院議員選挙区の区割り改定案」に関する質問主意書(手塚仁雄君提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

台湾積体回路製造(TSMC)への助成金交付に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

計画を超えるダムへの堆砂に関する質問主意書(阿部知子君提出)

(答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員神津たけし君提出脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出豚肉輸入と通商法との関係に関する質問に対する答弁書

令和四年五月二十六日提出
質問 第七三三号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

提出者 神津たけし

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に関する質問主意書

今国会に政府が提出した本法律案に関係する事項について質問いたします。

一 諸外国においては、省エネ基準適合義務の例外措置として、歴史的な価値を保護する建物、二年以内の使用が想定される仮設建築物、エネルギー需要の少ない工場、非居住用の農業用建物、外気に開放されている建築物等が設けられています。本法律案施行後、建築物に対する断熱化等の義務の例外となる建物はどのような建築物でしょうか。

二 建築基準法第六条の四第一項第三号に基づき、建築士が設計した木造二階建て以下、且つ、五百平方メートル以下の建築物は、所謂四号特例により、確認時には一部の審査が省略されています。本法律案施行後は木造二階建てが二号となり、建築申請手続き時の審査が義務となり審査数が増加します。建築主の申請事務作業や自治体の審査・確認業務が義務となり行政側の審査が追いつかず、審査をする側の専門性の欠如や人員不足による間違いが起きかねない

いと憂慮しています。各自治体の審査体制の拡充を国土交通省としてどのように支援していくのかお答えください。

三 改正案に盛り込まれた建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第六十七条の二等によつて建築物再生可能エネルギー利用促進区域における再生可能エネルギーの導入促進が図られます。地球温暖化を抑えるために、屋根上の太陽光発電の導入は歓迎するところですが、震災が起きた時の対処方法について周知されているとは言い難く、太陽光パネルが損壊・破損した時の取り扱いを法律施行に合わせて周知すべきと考えますがいかがでしょうか。

四 経済産業省及び環境省のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の補助金の申請は、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているZEHビルダー/プランナーが設計、建築や改修、又は販売している建築物のみが対象となるのでしょうか。

五 太陽光パネルは二十年から三十年で交換が想定されています。屋根上の太陽光パネルが推奨され、数十年後に古い太陽光発電パネルが屋根にのつたまま空き家となることが想定されます。点検が行われず老朽化したモジュールやケーブルから火災が発生するような事態も想定されます。太陽光発電を促進するのであれば、長期的にパネルが放置された場合の影響についても検証すべきと考えますがいかがでしょうか。右質問する。

内閣衆質二〇八第七三三号
令和四年六月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員神津たけし君提出脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員神津たけし君提出脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「建築物に対する断熱化等の義務の例外」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現在国会で審議中の脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(以下「法案」という。)第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「新法」という。)第二十条においては、現行の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「現行法」という。)第十八条と同様の適用除外規定が設けられており、新法第二十条の委任に基づく政令においても現行法第十八条の委任に基づく建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)第七条の規定と同様の内容を定める予定である。

二について

法案第四条の規定による改正後の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第六条第一項及び第六条の二第一項の規定に基づく建築物の建築に関する確認（以下「建築確認」という。）に係る審査体制については、建築確認の申請者、建築主事（同法第四条第一項に規定する建築主事をいう。）及び指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。）における事務負担の軽減に資する建築確認に係る手続のデジタル化等を推進することにより支援してまいりたい。

三について

政府としては、災害等が発生した場合に備えて、太陽光発電設備の破損を防止するために保守点検に万全を期すこと、破損したパネルを発見した場合には当該パネルに近づかないようにすること等の注意喚起を行っているところであり、引き続き、こうした取組を続けてまいりたい。

四について

お尋ねの経済産業省及び環境省が実施するZEH（快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅）の購入に対する補助事業であるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業及び戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業においては、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されたZEHビルダー又はプランナーが設計し、建築し又は販売するZEHを施主が購入する場合に限り、補助の対象としている。

五について

一般論として、太陽光発電設備が長期間適切に保守管理されなかった場合には、パネルの破損、ケーブルの破断、パワーコンディショナーの故障による感電事故や電気火災等が発生するおそれがあるほか、太陽光パネルの架台にさびやボルトの緩みが生じることにより、当該太陽光発電設備の損壊等が発生するおそれがあるものと承知しており、引き続き太陽光パネル等の安全性に関する技術上の調査に努めてまいりたい。

令和四年五月二十七日提出
質問 第七四号

豚肉輸入と通商法との関係に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

豚肉輸入と通商法との関係に関する質問主意書

一 環太平洋パートナーシップ協定合意時、政府は豚肉輸入に関し「関税が発効後十年目に従量税五十円/kg・従価税無税に削減されるが、引き続き『分岐点価格で課税額が最小になる』仕組みは維持されており、基本的にはコンビネーション輸入が行われると想定。」と説明していた。
1 今年度から従量税部分が七十円/kgとなった。本日、確報が公表される今年四月分の貿易統計において、基本的にはコンビネーション輸入が行われていたか。統計上の数字を提示の上、答弁ありたい。

2 発効後十年目に従量税部分が五十円/kgとなる場合でも、基本的にはコンビネーション輸入が行われると想定しているか。

二 一般的に通商法において、「可変輸入課税金」とは、輸入貨物に課せられる一種の課税金であつて、その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化し、かつ、不透明で予測不可能なもの、「最低輸入価格」とは、輸入貨物の価格としいき価格との差額に基づいて決定される関税を課することによつて、当該輸入貨物が当該しいき価格を下回つて国内市場に入ることのないようにする措置と考えられている。そして、政府は累次答弁にて、豚肉の差額関税制度は「可変輸入課税金」にも、「最低輸入価格」にも当たらないとしている。

1 差額関税制度は以下のいずれに該当するか
ら、可変輸入課税金に当たらないのか。要件毎に具体的な制度に即して答弁ありたい。
ア 輸入貨物に課せられる一種の課税金ではない。

イ その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化しない。
ウ 不透明で予測不可能なものではない。

2 差額関税制度は以下のいずれに該当するか
ら、最低輸入価格に当たらないのか。要件毎に具体的な制度に即して答弁ありたい。
ア 輸入貨物の価格としいき価格との差額に基づいて決定される関税を課していない。

イ 輸入貨物がしいき価格を下回つて国内

市場に入ることのないようにする措置ではない。

三 衆議院議員緒方林太郎君提出差額関税制度に関する質問に対する答弁書（内閣衆質二〇七第三号）の「二について」において、累次政府答弁にあるような差額関税制度の「機能」については、平成十七年七月に農林水産省が開催した「平成十七年度第一回養豚問題懇談会」で説明したことがあるとの答弁があつた。

1 同懇談会以降、環太平洋パートナーシップ協定交渉開始までの間、対外的にそのような説明をした他の事例はあるか。

2 WTO農業協定発効以降、同懇談会までの間、対外的にそのような説明をした他の事例はあるか。

3 政府は、差額関税制度の「機能」に関し、常に同懇談会で行つたような説明を対外的にしてきたか。
右質問する。

内閣衆質二〇八第七四号
令和四年六月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出豚肉輸入と通商法との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出豚肉輸入と通商法との関係に関する質問に対する答弁書
一の1について
財務省の「貿易統計」によれば、令和四年四月

の豚肉の輸入量は約十万九千トンであり、このうち、一キログラム当たり七十円の従量税が課される一キログラム当たり三百九十九円未満の価格の豚肉以外の豚肉の輸入量は約十万三千トンである。当該豚肉については、豚肉の輸入業者からの聞き取りを踏まえると、基本的に高価格の部位と低価格の部位を組み合わせで輸入されている豚肉であると考えている。

一の2について

お尋ねについては、御指摘のとおり想定している。

二の1について

御指摘の「累次答弁」及び「差額関税制度は以下のいずれに該当するから、可変輸入課徴金に当たらないのか。要件毎に具体的な制度に即して答弁ありたい」の意味するところが必ずしも明らかではないが、豚肉の差額関税制度は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの農業に関する協定第四条2に規定する通常の関税であり、また、我が国が締結している経済連携協定等又は関係国内法令によりあらかじめ定められた関税率が適用されている関税であるため、「輸入貨物に課せられる一種の課徴金ではない」こと、「その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化しない」こと及び「不透明で予測不可能なものではない」ことから、御指摘の「可変輸入課徴金」には当たらないと考えている。

二の2について

御指摘の「累次答弁」及び「差額関税制度は以下のいずれに該当するから、最低輸入価格に当たらないのか。要件毎に具体的な制度に即して

令和四年六月九日 衆議院会議録第三十二号

議長長の報告

衆議院議長細田博之君不信任決議案

答弁ありたい」の意味するところが必ずしも明らかではないが、豚肉の差額関税制度は、一定の基準輸入価格を基に定められる分岐点価格を境に、分岐点価格を超える価格の豚肉にあつては従価税を、分岐点価格以下の価格の豚肉にあつては従量税を課すとともに、分岐点価格前後の価格の豚肉について課税後の価格が逆転しないよう関税の率を定めているものであり、また、当該制度において分岐点価格より高価格の部位と低価格の部位を組み合わせ、一括して課税価格を算出して豚肉を輸入すること又は従量税を納めて豚肉を輸入することにより、基準輸入価格未満の価格の豚肉を輸入することも可能であることから、「輸入貨物の価格としい値価格との差額に基づいて決定される関税を課していない」こと及び「輸入貨物がしきい値価格を下回って国内市場に入ることのないようにする措置ではない」ことから、御指摘の「最低輸入価格」には当たらないと考えている。

三の1及び2について

農林水産省において保存されている生産者団体等を対象とした説明会等の議事録を確認した範囲では、お尋ねの「対外的にそのような説明をした他の事例」に当たる議事録は確認できなかった。

三の3について

お尋ねについては、御指摘の豚肉の「差額関税制度の機能」について「同懇談会で行ったような説明を対外的にしてきたか」について網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

衆議院議長細田博之君不信任決議案
右の議案を提出する。

令和四年六月八日

提出者

馬淵 澄夫

新垣 邦男

賛成者

青柳陽一郎外八十九名

衆議院議長細田博之君不信任決議案

本院は、衆議院議長細田博之君を信任せず。

右決議する。

理 由

国権の最高機関たる国会の衆議院議長として、民主主義の根幹を揺るがせる言動を繰り返している細田博之君は最も不適切な人物である。

その理由の第一は、衆議院議長は立法府を代表する立場にありながら、民主主義の根幹たる一票の格差是正の意義を全く理解していない。あろうことか十増十減案を「地方いじめ」と歪曲し、自民党政権が旗振りしてきたにもかかわらず、今にして区割り変更を「心ない政治」と放言するありさまである。国会が国権の最高機関たることを憲法によって定められたるは、国民が投ずるその一票が、全て平等の価値を有するが故であることは論をまたない。議長という重職にありながら、これを阻止せんとするその姿勢はまさに投票価値の不平等を意図的に放置することを意味する。今回の細田君の発言や姿勢は、党利党略で選挙区を改悪せんとした米国のグリマンダーならぬ令和日本の

「ボソマンダー」であり、一票を軽んじる者は民主主義国家全体を軽んじる者である。

第二に、細田博之君は「議長になつても毎月もらう歳費は百万円しかない。多少増やしてもバチは当たらない」、「議員定数を多少増やしてもバチは当たらない」などと発言し、歳費の原資が血税から出ているという事実を理解しておらず、心ある国民の怒りを買っている。さらに深刻なのは、国会での議論により決められた議員定数や歳費に対して、議長自らが否定していることである。これは、これまで積み重ねられてきた国会での議論を、議長自らが軽んじている証左であり、細田議長は立法府ひいては民主主義を蔑ろにしていると断じざるを得ない。

一方で三十六万円の政治献金を受け取ったにもかかわらず政治資金収支報告書に記載していないことが明るみに出ており、これは政治資金規正法違反の疑いもあり、国民の更なる失望を買うなど、立法府の長としてその金銭感覚は余りにもお粗末である。現下の終わらないコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略に発する急激な資源高、物価高により、国民生活は急速に厳しくなつてきている。細田博之君の歳費発言や政治資金の不適切な処理は、これら窮乏する一般国民の現状を顧みず、またその心を踏みつけるものである。

第三に、週刊誌が報じた女性記者をはじめとする多くの女性に対するセクシャルハラスメントの疑惑である。あたりまえであるが一人の人間として、そもそもあつてはならない疑惑である。このような品位の欠けた者が、三権の長の座についていることに驚愕を禁じ得ない。世界的にもセク

シャルハラスメントを防止していこうという人権意識の高まりの中で、女性を弄んで憚らないと疑われる人物が立法府を代表していること自体、日本の恥と考えて良い。立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党の国対委員長は、事の重大さに鑑みて、細田議長ご自身が真偽も含めた説明を国会の場で行っていただきたいと申し入れた。しかし、現在に至っても、細田議長は議院運営委員会などの国会での説明はおろか、記者会見すら開いていない。国会議員や国民に対して、説明責任を果たさない細田議長は、民主主義についてまったく理解していない議長であると厳しく指摘せざるを得ない。

さらに、先の総選挙期間中に、地方議員十一名に労務の実態が極めて不明朗な状態にもかかわらず計六万五千七百円を労務費として支払うなど、公職選挙法違反の疑惑が報じられた。民主主義の根幹たる選挙においても不正を働いていたとなれば、議長どころか議員の職を辞すべき事態である。

もはや国会議員を指して「選良」と呼ぶ国民は少ないが、それでも国政を担う者としての品格と矜持を全国国会議員は持つべきである。然るに、その議長たるものが、民主主義の一票の価値を軽んじ、経済的困窮に苦しむ国民の気持ちを軽んじ、説明責任を果たさず、民主主義の根幹を揺るがせている今、国会の権威は地に落ち、泥にまみれている。党派を超えて我々は、我々自身の誇りのために、不信任案を決議させねばならない。

これが衆議院議長細田博之君を信任せず本決議

案を提出する理由である。

岸田内閣不信任決議案

右の議案を提出する。

令和四年六月八日

提出者

西村智奈美 泉 健太

新垣 邦男

賛成者

青柳陽一郎外八十九名

岸田内閣不信任決議

本院は、岸田内閣を信任せず。

右決議する。

理 由

岸田内閣は発足以来、激変する国際情勢や経済情勢の下、その政策や主張は常に一貫性がなく、むしろ一貫して無為無策である。

日本を取り巻く環境が激変する中で、この「何もしない」ということを安全運転と呼んではばからない厚顔無恥な政権がこれ以上続くことは、日本のためには決してならない。

以下、岸田内閣を信任しない理由を列挙する。

第一に、円安並びに資源高・物価高に無為無策である。特にアベノミクスの残滓ともいえる異次元の金融緩和を未だに見直さないう愚策。これにより円安はおさまらず、ロシアによるウクライナ侵略も相まっていよいよ「異次元の物価高」の局面になりつつある。当然物価があげば庶民生

活を直撃する。それだけでなくコロナで経済的に苦境に立つ国民が多い中、「岸田インフレ」は亡国の道といえる。

第二に、中身の無い「新しい資本主義」の空虚さである。以前、岸田内閣が掲げた令和の所得倍増とはあくまで賃金所得の増加を指していたはずである。いつのまにか賃金所得の向上はさつさと諦め、「これからは資産運用の時代です」と政府が投資信託のコマーシャルのようなことを言い始めていることに失笑を禁じ得ない。

高齢者は年金カット法で年金を削られ、マクロ経済スライドで長期にわたって減額が続いている。また今秋には医療費窓口負担が一部から二割に倍増を予定していて、まさに「高齢者不安倍増計画」でも政府は実施しているかの如く思える。

また若者は大学進学を諦め、実働世代は正社員になれず不安定な非正規雇用では結婚すらままならない。このような生活の苦しみを訴える国民の声が広がる中で、今の日本で、どれだけの人が乏しい生活費の中から、大切なお金を投資にまわす余力があるだろうか。この一点を見ても岸田内閣には「聞く力」があるかどうかは不明ながら、現状を理解する力、人の苦しみに「共感する力」はほとんど持ち合わせていないとしか思えない。

第三に、政策や主張に対する一貫性のなさである。岸田内閣とは「政治家として何かを成し遂げたい」という思いが特になく人間が総理大臣になつてしまった「その時、こういう政権ができるのか、という典型的な内閣である。この内閣の「安全運転」と称する政治的怠慢の事例には枚挙に

とまがないが、なかんずく二〇二五年プライマリーバランスの財政黒字化や金融資産課税強化など初期の看板政策をことごとく後退させた。その一貫性なき政治姿勢に、多くの国民は失望を感じている。

岸田内閣は発足以来、己が無為無策を国民の目から隠す為、ただひたすらに虚飾に満ちたキャッチコピーを垂れ流してきた。「新しい資本主義」、「成長と分配の好循環」、「令和版所得倍増」、「聞く力」など、その軽薄な言辭を挙げればきりが無い。

論語にいう「巧言令色鮮し仁」とは、まさにこの内閣の為にある言葉である。うわべだけの巧みな言葉を用いて表情をとりつくり人におもねる政治に真の仁政などはない。ないどころか岸田内閣の本質は、己が無為無策を巧言令色でひたすら飾り立てるデマ拡散政権である。

デマはときに真実よりも速く、広く、強く拡散するかもしれない。而して「真実」は、その歩みは遅くとも、最後は必ず国民の知るところとなる。

岸田内閣の無為無策や政策的「一貫性」のなさが、今の日本にとっていかに危険か、それが我が国を確実に衰亡させはじめているか、我々は本不信任決議案をして、その「真実」を国民に知らしめる嚆矢としなければならない。

よって本院は岸田内閣を信任せず、一刻も早く国民に信を問うべきである。

以上が、本決議案を提出する理由である。

令和 4 年 6 月 7 日

衆議院議長

細田 博之殿

情報監視審査会会長

小野寺五典

衆議院情報監視審査会規程第22条第1項により、令和3年年次報告書を作成したので提出する。

令和3年

年次報告書

衆議院情報監視審査会

本報告書は、衆議院情報監視審査会規程（平成26年6月13日議決）第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出するものである。

なお、本報告書の対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。

報告書の記載に当たり、当審査会は、原則非公開で、種々の保護措置を講じた上で調査を行っていること等を考慮し、政府の不開示情報については記載しないとともに、若干の表現上の工夫を加えている。また、「不開示情報」と記載した部分は、当審査会の調査において政府から開示を受けているものの、表現上の工夫を加えても情報の不開示に抵触するおそれがあるため、不記載とするものである。

はじめに

令和3年、当審査会は、第49回衆議院議員総選挙を経て8名の委員が選任され、新たな体制となりました。

一方、我が国においては、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の状況が継続しております。昨年の夏には、延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会は無事開催されたものの、その後、感染者数が再拡大する等、依然として「日常」が完全に取り戻せない状況にあります。

このような状況ではありましたが、当審査会は、感染症拡大防止に留意し対策を講じつつ精力的かつ慎重に調査を進め、本報告書をとりますとめたところであります。今回も例年同様、公開できるものは公開するとの編集方針の下、審査会の活動について、分かりやすい記述に努めております。

令和元年12月、特定秘密保護法施行から5年が経過し、政府において同法の適用対象の行政機関及び運用基準の見直しが実施されました。一連の見直し終了後の本報告書の対象期間は、特定秘密保護制度の運用面から見れば、比較的静かな一年であったと言えるかもしれません。

しかしながら、運用面の見直し等の有無にかかわらず、当審査会は特定秘密保護制度の運用の常時監視という大変重要な役割を担うことが求められております。私としても会長就任以来、その重要性を各委員とも十分共有しつつ審査会の活動がより有意義なものとなるよう取り組んでまいりました。今後とも、当審査会が役割を十分に果たし、引き続き国民から信頼されるよう努めてまいります。



衆議院情報監視審査会

会長

小野寺 五典

はじめに

目次

第1 調査及び審査の経過	
1 情報監視審査会について	2
(1) 情報監視審査会の構成	2
(2) 情報監視審査会の任務及び権限	2
(3) 報告書の提出及び公表	3
(4) 情報監視審査会の保護措置	3
2 調査及び審査の経過	5
(1) 調査	5
(2) 審査	5
(3) 審査会の活動経過	5
3 調査の手法	8
(1) 調査対象	8
(2) 調査方法	8
(3) 資料提出及び資料要求	9
《表1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧	9
《表1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧	11
第2 調査の概要	
1 制度全般	14
(1) 国会報告の概要	14
《表2-1》令和2年12月31日時点の各行政機関の特定秘密指定件数	17
《表2-2》特定秘密の指定状況と該当分野（令和2年12月31日時点）	22
(2) 令和2年中の特定秘密文書等の廃棄状況	24
《表2-3-1》令和2年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数（改正カイロワンの類型）	26
《表2-3-2》令和2年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数（平成29年度出資料の類型）	26
(3) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監	27
《表2-4》特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要	29
2 令和2年「政府に対する意見」への政府の対応状況	47
《表2-5》行政文書不存在（令和2年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）	55
3 特定秘密の指定・解除	56
指定行政機関からの説明聴取及び質疑	56
ア 国家安全保障会議	56
イ① 内閣官房（国家安全保障局）	57
イ② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）	62
イ③ 内閣官房（内閣情報調査室）	63
ウ 警察庁	69
エ 総務省	71

才	法務省	73
カ	出入国在留管理庁	74
キ	公安調査庁	75
ク-①	外務省 (大臣官房)	76
ク-②	外務省 (国際情報統括官組織)	77
ク-③	外務省 (総合外交政策局)	79
ク-④	外務省 (アジア大洋州局)	81
ク-⑤	外務省 (北米局)	84
ク-⑥	外務省 (欧州局)	85
ク-⑦	外務省 (領事局)	88
ケ	経済産業省	89
コ	海上保安庁	93
サ-①	防衛省 (防衛政策局)	96
サ-②	防衛省 (大臣官房)	99
サ-③	防衛省 (整備計画局)	101
サ-④	防衛省 (統合幕僚監部)	103
シ	防衛装備庁	104
4	適性評価	106
(1)	政府参考人 (内閣情報調査室) からの報告聴取	106
《表 2-6》	適性評価の実施状況 (令和 2 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日)	106
《表 2-7》	能力評価の実施状況 (令和 2 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日)	107
(2)	関係行政機関からの説明概要及び質疑	108
第 3	政府に対する意見 (調査結果)	
1	政府に対する意見	112
2	政府に対する意見の理由及び背景	114
	参考資料	
I	関係法規	121
II	特定秘密の保護に関する法律のポイメント (内閣官房資料)	135
III	国会報告の概要 (令和 3 年 6 月 11 日閣議決定)	136
IV	各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表 (令和 3 年 12 月末現在) (内閣官房資料)	138
V	独立公文書管理監報告のポイメント (令和 3 年 6 月 24 日)	141
VI	令和 2 年中に指定が解除された特定秘密一覧	142
VII	提示を受けた特定秘密一覧	143
VIII	これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況	144
IX	会長及び委員一覧	162
X	委員会派遣・海外派遣一覧	165
XI	参考人一覧	166
如	活動経過一覧表	167

凡 例
本報告書で使用する略称等の意味は、以下のとおりである。

(略称等は、50 音順に記載)

略 称 等	概 要
運用基準、	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月14日閣議決定、令和3年6月11日最終改正)
ガイドライン	[添末 参考資料 I (6)] 「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)。公文書管理法に基づき、政府が各行庁に文書の取扱いについて示す指針。
行政文書ファイル	行政機関における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの。
行政文書ファイル管理簿	行政機関における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿。
行政文書ファイル等	行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書。
公文書監査室	内閣府公文書監査室。「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)において、独立公文書管理監を局長級に格上げし、各府省における行政文書の管理状況について常時監視するなどの一般の行政文書のチェック機能を追加することとされたことにあわせ、平成30年9月3日、同管理監の下に設置された。
公文書管理法	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)
国会報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」。政府は特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するものとして [添末 参考資料Ⅲ]

略 称 等	概 要
指定管理簿	特定秘密指定管理簿、個々の特定秘密について、施行令第4条第1号から第5号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一览できるように記載し、又は記録するものとされている。(運用基準Ⅱ3(6)) 当審査会は、令和2年12月31日時点において行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめた「特定秘密指定管理簿綴り」の提出を受けている。 なお、特定秘密指定管理簿綴りには、整理上、行政機関名、識別番号及びページ番号が便宜的に加えられている。 識別番号の略称は、以下の行政機関を示している。 安＝国家安全保障会議、官＝内閣官房、警＝警察庁、総＝総務省、法＝法務省、出＝出入国在留管理庁、公＝公安調査庁、外＝外務省、経＝経済産業省、海＝海上保安庁、防＝防衛省、装＝防衛装備庁
指定行政機関	特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。
指定書	特定秘密指定書。行政機関の長は、特定秘密を指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている。(運用基準Ⅱ3(2))
情報保全監察室	内閣府情報保全監察室。独立公文書管理監の職務を助け、特定秘密保護法附則第9条に規定する独立した公正な立場において、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関する事務(大臣官房公文書管理課及び公文書監察室の所掌に属するものを除く。)を行う。
情報保全諮問会議	「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた意見を有する者」(特定秘密保護法第18条第2項)として、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する会議。特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見のほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見を、内閣総理大臣に対して述べる。
適合事業者	物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの。(特定秘密保護法第5条第4項)

略 称 等	概 要
特定行政文書ファイル等	行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイルのうち特定秘密である情報を記録するもの。(運用基準Ⅴ1(3))
特定秘密	特定秘密保護法第3条第1項では、行政機関の長は、①別表に該当する事項に関する情報であって、②公になっていないものうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとしている。
特定秘密文書	特定秘密が記録された行政文書。
特定秘密保護法	「特定秘密の保護に関する法律」(平成25年法律第108号)
独立公文書管理監	内閣府独立公文書管理監。特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日に、内閣府に設置された。
独立公文書管理監報告	「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」。運用基準Ⅴ5(1)において、独立公文書管理監は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。 〔巻末 参考資料Ⅶ〕
内閣情報調査室	内閣官房内閣情報調査室。特定秘密保護法の担当部局。特定秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務は、内閣法第20条により、内閣情報官が掌理することとなっている。
内閣保全監視委員会	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に設置される委員会。(運用基準Ⅴ1(2))
年次報告書	衆議院情報監視審査会規程(平成26年6月13日議決)第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、議長に提出することとなっている。
歴史公文書等	歴史資料として重要な公文書その他の文書。(公文書管理法第2条第6項)

第 1 調査及び審査の経過

- 1 情報監視審査会について 2
- 2 調査及び審査の経過 5
- 3 調査の手法 8

第 1 調査及び審査の経過

1 情報監視審査会について

(1) 情報監視審査会の構成（委員 8 名、令和 4 年 3 月 31 日現在）¹

会 長 小野寺 五 典 君（自由民主党）
田 村 憲 久 君（自由民主党）
松 本 剛 明 君（自由民主党）
伊 東 良 孝 君（自由民主党）
長 妻 昭 君（立憲民主党・無所属）
おおつき紅 葉 君（立憲民主党・無所属）
和 田 有一朗 君（日本維新の会）
大 口 善 徳 君（公明党）

(2) 情報監視審査会の任務及び権限

情報監視審査会は、国会に設置された、行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するための常設の機関である。この趣旨に鑑み、審査会は、国会の会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる。具体的な任務は、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施状況について「調査」すること、②委員会等からの特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じない場合に、その判断の適否等を「審査」することの二つである。

「調査」及び「審査」に係る審査会の権限のうち、主なものは次のとおりである。

ア 特定秘密の提出又は提示要求²

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めたときは、その提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、その求めに応じなければならない。

イ 勧告⁴

審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置の報告を求めることができる。同様に、審査の場合も、行政機関の長に対し、委員会等の求め又は要請に応じて特定秘密を含む報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる。

¹ 過去の会長及び委員の一覧は、巻末 参考資料Ⅹ参照。

² 衆議院情報監視審査会規程第 9 条

³ 国会法第 102 条の 15 及び第 102 条の 17

⁴ 国会法第 102 条の 16 第 1 項、同第 2 項及び第 102 条の 17 第 5 項

(3) 報告書の提出及び公表

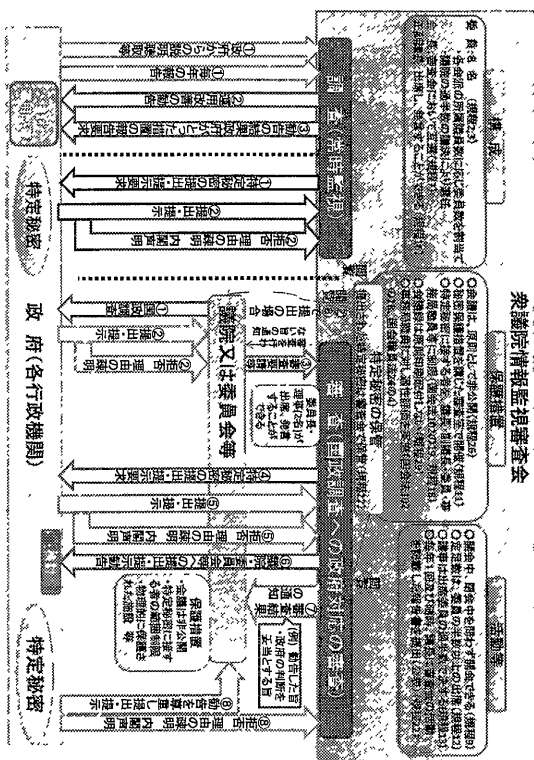
審査会は、毎年1回、衆議院情報監視審査会規程第22条第1項の規定に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（年次報告書）を議長に提出し、当該報告書は、議長において公表するものとされている。また、随時、必要があると認めるときは、報告書を作成し議長に提出することができるものとされている。

(4) 情報監視審査会の保護措置

審査会には、特に秘匿を要する情報である特定秘密等の提出・提示を受けるにあたり、その漏えい防止を図るため、様々な保護措置が定められている。国会法及び衆議院情報監視審査会規程等が規定する保護措置には、次のようなものがある。

〈情報監視審査会の保護措置〉	
・本会議の議決による委員の選任（規程第3条）	・特定秘密等を他に漏らさない旨の委員の宣誓（規程第4条）
・特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯としての報告等（規程第31条）	・保護措置を講じた情報監視審査会での会議開催（規程第11条）
・会議の原則非公開（規程第28条）	・会議録の原則非公開（規程第29条）
・会議録の閲覧制限（規程第30条）	・特定秘密の保管（規程第27条）
・特定秘密の閲覧制限（規程第28条）	・情報監視審査会の事務を行う職員に対する適性評価の実施（国会法第102条の18、国会職員法第24条の4、第24条の5）
・情報監視審査会に提出された特定秘密の利用者・知得者の制限（国会法第102条の19、議院証言法第5条の4）	

なお、政府による特定秘密の適切な提出を図るため、審査会は、厳格な保護措置やその運用を定めた内規を制定している。



2 調査及び審査の経過

本年次報告書が対象とする期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間である。この期間中に、当審査会は10回開会した⁵。

(1) 調査

令和3年5月11日、前回の令和2年年度報告書を協議・決定し、終了後直ちに大島議長に提出した。
次いで、内閣から提出された特定秘密の指定等の状況に関する国会報告について、6月16日、説明を聴取した。
これを受けて、令和4年3月3日以降、関係行政機関に、順次説明聴取及び質疑を行った。

(2) 審査

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請⁶はなかった。

なお、平成26年12月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

(3) 審査会の活動経過

開会 回数	年月日 (審議会開会)	主な経過
第 二 百 四 回 開 会	5.11 (第4回)	令和2年年度報告書について、協議決定した。 議長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君
	5.18	審査会後、会長から令和2年年度報告書を議長に提出した。 会長は、本会議において、令和2年年度報告書についての報告を行った。
	6.11	国会法第102条の14の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)を受領した。
	6.16 (第5回)	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)について河野国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君 国務大臣 河野 太郎君

⁵ 手続的な事項のみを協議した令和3年4月13日の審査会(第204回国会第3回)を含む。
⁶ 国会法第104条の2、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の2

開会 回数	年月日 (審議会開会)	主な経過
第 二 百 五 回 開 会	10.4 (第1回)	第205回国会(臨時会)召集 (会期11日間 10.14解散) 会長を互選した。 会長 小野寺 五典君
	11.10 (第1回)	第206回国会(特別会)召集 (会期3日間 11.12まで) 会長を互選した。 会長 小野寺 五典君
第 二 百 六 回 開 会	11.11 (第1回)	会長を互選した。 会長 小野寺 五典君
	12.6	第207回国会(臨時会)召集 (会期16日間 12.21まで)
第 二 百 七 回 開 会	令和4.1.17	第208回国会(常会)召集
	3.3 (第1回)	1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書フナライク等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人に質疑を行った。 (委員外出席者) 内閣府副大臣 大野 敬太郎君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監
第 二 百 八 回 開 会	3.10 (第2回)	内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房
	3.17 (第3回)	1 特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 独立公文書管理監、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁

調査の手法		主な経過
年月日 （審査回数）	3/24 （第4回）	内閣官房及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 （政府参考人） 内閣官房及び外務省
3/31 （第5回）	内閣官房、防衛省及び防衛装備庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 （政府参考人） 内閣官房、防衛省及び防衛装備庁	

3 調査の手法

(1) 調査対象

特定秘密保護法に基づき特定秘密の指定権限を有する20の行政機関（指定行政機関）⁷及び適性評価実施行政機関について調査を行った。まずこれらの行政機関に対して資料の提出を要求し、そのうち、実際に特定秘密の指定を行っている12の行政機関から説明を聴取した。

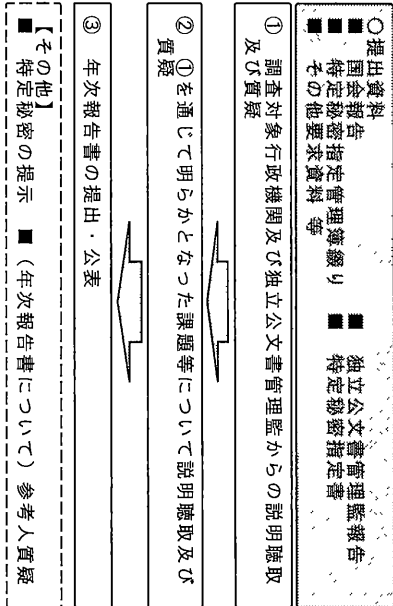
（説明聴取の対象とした行政機関）

国家安全保障会議⁸、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

(2) 調査方法

当審査会における基本的な調査方法の概要は下図のとおりである。

調査方法の概要



⁷ 特定秘密保護法第3条第1項本文に規定する特定秘密の指定権限を有する行政機関。具体的には、国家安全保障会議、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の20行政機関である（令和2年末現在）。

⁸ 国家安全保障会議については、事務局となっている内閣官房国家安全保障局から説明聴取を行った。

(3) 資料提出及び資料要求

ア 政府の国会報告及び特定秘密指定管理簿綴りの提出

令和3年6月11日、特定秘密保護法第19条の規定に基づき、政府から国会に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)⁹が提出された。

また、運用基準V5(3)イに基づき、情報監視審査会に対して特定秘密指定管理簿綴りが提出された¹⁰。

イ 政府に対する要求資料

(7) 指定行政機関等に対する資料要求

令和3年6月10日、特定秘密の指定・解除等の適正性等に関する調査のため、指定行政機関及び適性評価実施行政機関に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表1-1》指定行政機関等に対する要求資料一覧

要求事項(資料名等)	
a 特定秘密指定書及び新旧を整理した一覧表	①特定秘密指定書の写し(令和2年12月31日時点)
	②特定秘密指定書(令和2年末までの指定分)の記載事項について、平成28年12月31日時点のものからの変更点一覧表
b 特定秘密指定管理簿綴り資料	①特定秘密指定管理簿綴り(令和2年末までの指定分)の記載事項について、平成28年12月31日時点のものからの変更点一覧表
	②特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」に秘密が含まれる(黒塗りされている)場合は、その判断となった理由
c 特定秘密の指定有効期間等に関する以下の資料	ア 令和2年中に指定された特定秘密の指定有効期間決定の具体的理由及び令和2年中に指定有効期間の延長があった場合にはその具体的理由
	イ 令和2年中に指定を解除又は指定有効期間が満了した特定秘密につき、指定を解除した又は指定有効期間を延長しなかった具体的理由及び特定秘密から「省察」等他の秘密区分へ変更したものの有無(秘密区分を変更した場合は具体的な区分を含む)
④特定秘密の管理に係る内規及び新旧対照表(令和2年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。)	
o 適性評価に関する資料	
①令和2年中に対象となった行政機関の職員等の内訳(部署別及び役職別の内訳)	
②特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者及び実際にを行っている者の実数につき、行政機関ごとの一覧表(令和2年12月31日時点)	

⁹ 参見 参考資料Ⅲ参照

¹⁰ 運用基準V5(3)イでは、実際に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを国会報告に添付するものとしている。

要求事項(資料名等)

③適性評価の対象となった従業者が存在する適合事業者の名称(令和2年12月31日時点)と、当該適合事業者ごとの、令和2年中従業者に対して実施した適性評価の件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる従業者の数(令和2年12月31日時点)

④適性評価の実施に係る内規及び新旧対照表(令和2年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。)

d 特定秘密文書関係(廃棄関係を含む)

①特定秘密が記録された文書等の名称の一覧(指定された特定秘密ごと)¹¹

* 文書等の名称から、その内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもつて説明する資料

②複製の特定秘密が記録された文書等につき、主たる特定秘密(他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密を含まない)ごとに促される特定秘密を記載した資料

③各行政機関が指定する特定秘密について、以下に掲げる項目についての件数を記載した資料(平成30年末、令和元年末及び令和2年末時点)

* ③を付したものについては、複製を含む件数についても記載

ア 文書件数全体④

イ 保存期間別(1年以上、1年未満)内訳(保存期間1年以上のもので前年より文書件数が減少しているものがある場合にはその理由) ⑤

ウ 保存期間1年以上のものについて、歴史公文書等の該当・非該当別内訳

エ リについて、作成から30年を超えるものの該当・非該当別内訳

オ 廃棄件数総計(保存期間別及びその合計)

④他の行政機関が指定し、提供を受けている特定秘密について、提供元の行政機関ごとにまとめた識別番号及び件数の一覧(令和2年末時点)

* 複製を含む件数についても記載

⑤作成から30年を超える特定秘密文書の名称を記載した資料

⑥令和2年中に廃棄した特定秘密文書に関する次の資料

ア 保存期間1年未満の特定秘密文書の類型別件数を記載した資料

イ 保存期間1年未満の特定秘密文書について、当該廃棄が「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日閣議決定)において「保存期間を1年未満とすることができる」ものとして例示されている類型のうち、①別添、正本・原本が管理されている行政文書の写しであること以外の理由で行われたものの名称を記載した資料

⑦現在、廃棄に係る独立公文書管理施設の検証・監査中もしくは内閣府との廃棄協議中の特定秘密文書及び当該特定秘密文書を保存する行政文書ファイルの件数、名称及びその廃棄理由

⑧特定秘密又は特定秘密であった情報が記録された保存期間1年以上の文書及び当該文書を保存する行政文書ファイルのうち、令和2年中に廃棄又は移管されたものの件数、名称及びその廃棄理由を記載した資料

o 特定秘密文書に係る内閣関係

①特定秘密文書の歴史公文書等該当性の判断基準を示す各行政機関の内規及び新旧対照表(令和2年7月31日以降に当該内規の改正があった場合に限る。)

¹¹ 文書リストを提出可能な特定秘密のみ提出された。

(4) 情報保全監察室に対する資料要求
特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等についての調査のため、令和3年6月10日、情報保全監察室に対し、以下の項目に係る資料の提出を要求し、後日その提出を受けた。

《表1-2》情報保全監察室に対する要求資料一覧

要求事項（資料名等）
①検証・監察の対象とした特定秘密の一覧（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年） ＊書面調査、ヒアリング及び実地調査等それぞれの実施の有無について記載
②説明聴取及び実地調査それぞれの省別内訳（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年）
③検証・監察の際に確認を行った特定秘密文書の一覧（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年） ④③の各文書についての、①確認理由、②概要、③評価 ＊「特定行政文書ファイル等」に「すべきものの存在」に関する検証・監察を行った特定秘密文書については、当該文書が「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）において保存期間を1年未満と設定することができる7類型のうちどれに該当するものであったかを記載
⑤検証・監察を行った代表的事例案件についての経過（日時、実施内容等）（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年）
⑥独立公文書管理監及び情報保全監察室に対する連絡、通報等の件数とその概要（平成28年、平成29年、平成30年、令和元年及び令和2年）

第2 調査の概要

1 制度全般	14
2 令和2年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況	47
3 特定秘密の指定・解除	56
4 適性評価	106

第2 調査の概要

令和3年6月11日、国会法第102条の14等¹²の規定に基づき、政府から国会報告及び特定秘密指定管理権限¹³を受け、同月16日、河野国務大臣（当時）から当該国会報告について説明を聴取した。

河野国務大臣からの説明聴取の後、まず特定秘密保護制度の運用や管理の適正確保のための検証・監察等について、内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監から説明を聴取し、質疑を行った。

また、当審査会からの要求を受けて政府から提出された資料に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、各行政機関からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

なお、当審査会は、情報の漏えいを防ぐため種々の保護措置¹⁴を講じた上で調査を行っており、会議録は非公開である¹⁵が、従来から報告書の編集に当たっては、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から、できるだけ「公表できることは公表する」との方針で取りまとめを行ってきた。本報告書も、この方針を踏襲し、質疑・応答の形式を用いるなど、読者にとって分かりやすい形で編集を行った。

1 制度全般

(1) 国会報告の概要

令和3年6月16日、河野国務大臣（当時）から国会報告¹⁶について説明を聴取した。その概要は以下のとおりである。

(報告の趣旨)

特定秘密の指定等の状況を政府において取りまとめ、それに有職者の意見を付して国会に報告するとともに、公表するものである。

(対象期間)

令和2年1月1日から同年12月31日までの1年間である。

¹² 国会法第102条の14のほか、特定秘密保護法第19条、運用基準¹⁷5(3)
¹³ 本報告書「第1-1(4) 情報監視審査会の保護措置」参照
¹⁴ 衆議院情報監視審査会規則第29条、第30条
¹⁵ 巻末 参考資料Ⅲ参照

(運用基準の見直し)

政府としては、これまでの各議院の情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者及び特定秘密の取扱いを実際に行っている関係省庁等の意見を踏まえた検討を行い、令和2年6月16日に運用基準の一部変更について閣議決定を行った。

(特定秘密保護法における行政機関)

28機関（令和2年末時点）である。

(特定秘密の指定権限を有する行政機関)

20機関（令和2年末時点）である。

(対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)

対象期間中、9の行政機関において51件の特定秘密が指定され（後掲《表2-1》参照）、2の行政機関において4件の特定秘密の指定の有効期間が満了し、9の行政機関において57件の特定秘密の指定の有効期間が延長された。

また、1の行政機関において3件の特定秘密の指定が解除された。

対象期間中、政府全体で59,958件の適性評価が実施された。なお、評価対象者が実施について同意をしなかった件数は、政府全体で5件であった。

(対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況)
対象期間末時点において、12の行政機関で613件の特定秘密が指定されている（後掲《表2-2》参照）。

特定秘密が記録された行政文書の保有状況については、政府全体で523,170件である。

また、適性評価を経て特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、全体で128,452人である。

(独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応)

独立公文書管理監による検証・監察が行われた結果、4件の是正の求めがあり、当該省庁において対応がなされた。

衆議院情報監視審査会では、関係行政機関が指定した特定秘密に関する調査に対し、説明が行われた。また、衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書における政府に対する意見（審査会意見）について、政府の対応状況を説明している。

令和3年5月11日に衆議院議長に提出された衆議院情報監視審査会の令和2年年次報告書には、政府に対する御意見が掲載されている。政府としては、御意見を重く受け止め、その趣旨を十分に踏まえ、必要な対応を検討し、説明してまいりたいと考えている。

(独立公文書管理監からの意見)
独立公文書管理監から、特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい旨の意見があった。

(有識者からの意見)
有識者から、第10回情報保全諮問会議に際し、本報告に関して意見があったので、必要な修正を行った。また、特定秘密保護法の運用等についても意見があった。

《表2-1》令和2年12月31日時点の各行政機関の特定秘密指定件数

※赤字は令和2年中に指定されたものを含む情報（カッコ内は新規件数）

行政機関名	件数	別表の分野	特定秘密として指定した情報
国家安全保障会議	7 (1)	第2号 〔外交〕	○国家安全保障会議の議論に関する情報〔7件(1)〕
内閣官房	94 (7)	第2号 〔外交〕 第4号 〔司法・法制〕	①我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報〔1件(0)〕 ②外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報〔1件(0)〕 ③国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報〔1件(0)〕 ④特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報〔4件(0)〕 ⑤内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報〔7件(1)〕 ⑥領域保全の措置及び方針に関する情報〔2件(0)〕 ⑦内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報〔7件(1)〕 ⑧内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報〔19件(1)〕 ⑨情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報〔11件(1)〕 ⑩内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報〔14件(2)〕 ⑪情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報〔26件(1)〕 ⑫国際テロ情報収集のために用いられる暗号等に関する情報〔1件(0)〕

行政機関名	件数	漏えいの種類	特定秘密として指定した情報
警察庁	41	第3号 第4号 [テロリズム]	①特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報 [4件 (0)] ②外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [7件 (1)] ③内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [11件 (0)] ④警察の人的情報源等となった者に関する情報 [3件 (0)] ⑤海外との連絡に用いる暗号に関する情報 [1件 (0)] ⑥特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報 [2件 (1)] ⑦テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報 [13件 (2)] ○在日米軍が使用する周波数に関する情報 [11件 (2)]
総務省	11 (2)	第2号 [外交]	○在日米軍が使用する周波数に関する情報 [11件 (2)]
法務省	1 (0)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
出入国在留管理庁	1 (0)	第2号 [外交]	○領域保全の措置及び方針に関する情報 [1件 (0)]
公安調査庁	26 (2)	第2号 第3号 第4号 [テロリズム]	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報 [1件 (0)] ②内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [5件 (0)] ③特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、

行政機関名	件数	漏えいの種類	特定秘密として指定した情報
外務省	40 (1)	第2号 第4号 [テロリズム]	又は支援する団体又は者の動向に関する情報 [3件 (0)] ④特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報 [7件 (1)] ⑤人的情報収集に関する情報 [3件 (0)] ⑥テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報 [7件 (1)] ①拉致問題に関する情報 [1件 (0)] ②日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報 [1件 (0)] ③周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報 [1件 (0)] ④東シナ海の領域の保全及び權益の確保に関する情報 [1件 (0)] ⑤北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報 [1件 (0)] ⑥内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [4件 (0)] ⑦大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報 [1件 (0)] ⑧北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報 [1件 (0)] ⑨外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報 [7件 (1)] ⑩内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 [4件 (0)] ⑪日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報 [1件 (0)] ⑫内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報 [11件 (0)]

行政機関名	件数	別表の分類	特定秘密として指定した情報
			⑬公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報 [4件 (0)] ⑭国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報 [1件 (0)] ⑮国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報 [1件 (0)]
経済産業省	4 (0)	第2号 [外交]	○内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センタ－の収集分析対象及び識別性能に関する情報 [4件 (0)]
海上保安庁	21 (1)	第2号 [外交]	①内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報 [2件 (0)] ②外国の政府との情報協力業務に関する情報 [7件 (1)] ③内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報 [1件 (0)] ④内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センタ－の収集分析対象及び識別能力に関する情報 [11件 (0)]
防衛省	349 (32) ※	第1号 [防衛]	①防衛出動等、我が国の安全を確保するため の自衛隊の行動に関する情報 [1件 (0)] ②サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報 [1件 (0)] ③自衛隊の運用計画等に関する情報 [15件 (8)] ④自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関する情報 [1件 (0)] ⑤内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センタ－の収集分析対象及び識別性能に関する情報 [1件 (0)] ⑥自ら収集した電波情報等の情報 [50件 (7)]

行政機関名	件数	別表の分類	特定秘密として指定した情報
			⑦外国の政府等から提供された電波情報等の情報 [29件 (5)] ⑧宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報 [1件 (0)] ⑨電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報 [6件 (1)] ⑩外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報 [6件 (1)] ⑪防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見取り等に関する情報 [3件 (2)] ⑫防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見取り等に関する情報 [3件 (2)] ⑬防衛力の整備に関する見取り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報 [1件 (1)] ⑭防衛の用に供する暗号に関する情報 [9件 (5)] ⑮外国政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報 [1件 (0)] ※この項は、国防総局が統制として認定されたものは、この ⑭自衛隊の運用計画等に関する情報 [39件] ⑯電波情報、画像情報等に関する情報 [31件] ⑰防衛力の整備計画等に関する情報 [10件] ⑱防衛の用に供する通信網の構成に関する情報 [1件] ⑲防衛の用に供する暗号に関する情報 [73件] ⑳武器等の仕様、性能等に関する情報 [57件]

※特定秘密保護法附則第5条において「特定秘密保護法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日までに防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。本報告では、便宜上、この経過措置が適用された防衛省の特定秘密（旧防衛秘密）のうち、指定件数として計上されたものは、防衛省の「指定件数」349件のうち、この経過措置が適用されたものは、98期間末時点で211件であった。

《表2-2》特定秘密の指定状況と該当分野（令和2年12月31日時点）

行政機関名	指定 件数	別表の分野			
		第1号 防衛関連	第2号 公安関連	第3号 経済・産業・環境・建設	第4号 文化・スポーツ・観光・学術・国際協力
国家安全保障会議	7	7			
内閣官房	94		93		1
警察庁	41			26	15
総務省	11		11		
法務省	1		1		
出入国在留管理庁	1		1		
公安調査庁	26		6	13	7
外務省	40		38		2
経済産業省	4		4		
海上保安庁	21		21		
防衛省	349				
防衛装備庁	18		18		
合計	613	367	182	39	25

(国会報告(令和3年6月閣議決定)より抜粋)

- 22 -

〈参考〉特定秘密の指定に係る別表該当性

[illegible]

(内閣官房資料)

(2) 令和2年中の特定秘密文書等の廃棄状況

ア 保存期間が1年以上のもの

保存期間が1年以上である特定秘密文書の廃棄については、各行政機関の長は運用基準に基づき、内閣保全監視委員会を通じ内閣総理大臣に、廃棄した特定行政文書ファイル等の件数を報告することとなっており、国会報告にもその有無等が記載されている。

令和3年6月提出の同報告によると、防衛省の特定秘密保護法施行前の防衛秘密文書の管理状況を記録するために作成した簿冊6件が廃棄された。なお特定行政文書ファイル等の廃棄は、平成26年の特定秘密保護法施行以降、今回が初の事例となる。

○廃棄された特定秘密文書（保存期間1年以上）

保有官庁	防衛省
廃棄した特定行政文書 ファイル等の件数	6件（6ファイル）
文書の種類	「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」や「情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等が記載されている特定秘密文書の管理簿冊
廃棄の経緯	いずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載された簿冊であって、特定秘密保護法施行前の防衛秘密文書の管理状況を記録するために作成され、現在は使用されていないものであることから、保存期間満了時の措置を廃棄としていた。 当該文書につき、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたことから、関係規則に基づき、適切に廃棄を行った。

ー「3 サー② 防衛省（大臣官房）」参照

イ 保存期間が1年未満のもの

保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄については、平成29年4月、国会質疑や新聞報道等があった。これを受けて、当審査会も改めて詳細な資料要求を行ったところ、内閣情報調査室において作成した類型（以下、「平成29年提出資料の類型」という。）に従って、平成28年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。

その後、近年の公文書管理の在り方についての批判の高まりを契機に、政府が各省庁に公文書の取扱いについて示す指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」が平成29年12月に改正され、保存期間を1年未満と設定することができると文書の類型（以下、「改正ガイドラインの類型」という。）が新たに作成された。

平成30年、当審査会から、特定秘密文書の廃棄件数について前年同様の資料要求を行ったところ、政府からは、この改正ガイドラインの類型に沿って、平成29年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。これに対し、文書廃棄の継続的監視の観点から前年との比較も必要と判断し、改めて平成29年提出資料の類型に基づく報告も求めたところ、政府からこれに応じた廃棄件数が提出された。令和元年以降も、引き続き両類型に基づく件数の提出を求めてきたところである。

上記の経緯を踏まえ令和3年も、政府より、改正ガイドラインの類型及び平成29年提出資料の類型の双方に基づき、令和2年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数が各々提出された（後掲《表2-3-1》《表2-3-2》参照）。

《表 2-3-1》令和2年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型）

ガイドラインの類型	廃棄件数
1 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	592,004
2 定型的・日常的な業務連絡、日程表等	797
3 出版物や公表物を編集した文書	0
4 ○○省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	13,013
7 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	378
8 新ガイドラインの類型（上記1～7）に該当しない文書	0
合計	606,192件

※保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省の6機関であった。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-3-2》令和2年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数（平成29年提出資料の類型）

類型	文書の廃棄を問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数
1 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の写し	(1) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	内閣官房 外務省 防衛省	20,763
	(2) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	内閣官房 警察庁 公安調査庁 海上保安庁 防衛省	1,984
	(3) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	内閣官房 防衛省	562,957
	(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	内閣官房 防衛省	7,722
2 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]
3 暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	422
合計			606,192 件

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

(3) 内閣官房（内閣情報調査室）及び独立公文書管理監

ア 国会報告に関する補足説明聴取

令和4年3月3日、政府参考人から特定秘密保護法第19条の規定に基づく国会報告の概要等について補足説明を聴取した。

同日の調査では、令和3年7月に行われた、特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要についての説明があった。同見直しに伴い、特定秘密保護法施行令の改正及び運用基準の見直し並びに内閣官房令の新規制が行われたが、いずれも形式的な見直しにとどまるものである（後掲《表2-4》参照）。

また、令和3年の4月及び9月に、特定秘密保護法施行令について改正を行った旨の説明があった¹⁶。

イ 独立公文書管理監報告等に関する説明聴取

令和4年3月3日、独立公文書管理監から独立公文書管理監報告等について説明を聴取した。説明の概要は以下のとおりである。

(7) 独立公文書管理監報告¹⁷について

運用基準の規定により、年1回内閣総理大臣に報告書を提出することとなっている。対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日である。

(4) 検証・監察の結果について

(特定秘密の指定)

令和2年中に指定された21件の特定秘密の指定について適正と認められた。

(特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除)

特定秘密の指定の有効期間の延長191件及び指定の解除15件について適正と認めた。

(特定秘密の記録とその表示)

特定秘密の記録とその表示について、実際に特定行政文書ファイル等の確認を行い、適正な表示がなされていない行政機関については是正を求めた。対象期間中、令和3年3月26日に海上保安庁及び防衛省

に対して2件、特定秘密の記録とその表示については是正を求めた。その後、当該表示を適正に是正した旨の報告を受けている。その他の21部署による記録とその表示を適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存)

特定行政文書ファイル等の保存については、令和3年3月26日、内閣府に対して1件の是正の求めを行った。その後、機器持込みの禁止に必要な措置の徹底を図る措置を講じた旨の報告を受けている。それ以外に検証・監察を行った22部署について、適正と認めた。

(特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置)

特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置として、廃棄と設定したことの適否を判断した。その結果、内閣官房8件、内閣法制局1件、経済産業省1件及び防衛省33件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

(特定行政文書ファイル等につきべきものの存否)

特定行政文書ファイル等につきべきものの存否については、検証・監察を行った11部署について、保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間1年以上と設定すべきものはないと認められた。

(検証・監察に関する定量的指標)

説明聴取、実地調査等の回数は74回である。
確認した特定秘密を記録する文書等の件数は1,944件で、これら文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ4,748件である。

(7) 通報¹⁸への対応について

独立公文書管理監に対する通報はなかった。

(1) 今後の展望について

今後も独立した公正な立場において、徹正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

¹⁶ 施行令第1条には、特定秘密保護法の適用対象となる行政機関から除外される機関が列記されているところ、同条に「新型インフルエンザ等対策推進会議」及び「デジタル庁」を追加するものである。なお、これまで同条に記載されていた「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」については、デジタル社会形成基本法及びデジタル行政法の施行（令和3年9月1日）に伴い廃止された。

¹⁷ 巻末 参考資料7 参照

¹⁸ 運用基準¹⁴(2)において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと懸念するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができるとされている。これに加えて、一定の条件を満たす場合には、独立公文書管理監の窓口に対して通報することができることとされている。独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、速断なく必要な調査を行うものとする。特定秘密保護法等に従っていない求が認められた場合には、行政機関の長に対し、是正を求めるものとされている。

《表2-4》 特定秘密保護制度における書面・押印等の見直しの概要

見直しの概要
特定秘密保護制度において、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続を見直すこととする。
見直しの具体的内容
1 特定秘密保護法施行令の一部改正 特定秘密保護法の規定による通知、告知及び同意等について、書面の交付に代えて、オンライン(電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供)により行うことが可能となるよう、特定秘密保護法施行令を一部改正することとする。
2 内閣官房令の新規制定 特定秘密保護法の規定を改正せず、同法第14条第1項に規定する適性評価についての書面による苦情の申出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、主務省令で定めるところにより、オンラインにより行うことを可能とするため、内閣官房令を新規に制定する。
3 運用基準の一部変更 特定秘密保護制度における各種文書について、書面のほか、電磁的記録での報告等を認めることとする。また、運用基準で定める各種様式の中で、署名・押印を求めているものについて、記名とするとともに、押印を不要とすることとする。

(内閣官房資料)

ウ 主な質疑及び答弁の概要
ア・イの説明を聴取した後、質疑を行った。その概要は以下のとおりである。

問1-1 特定秘密保護法には、我が国の特定秘密を外国に提供したり、私企業に提供したりできるという規定がある。どの国、あるいは企業に、何件の特定秘密を提供しているのか。企業名が公表できないとすれば、どの国の企業に何件の特定秘密を提供したのか。

[令和4年3月3日審査会]

【答弁概要】

(内閣情報調査室)

・外国の機関への提供件数と事業者に対する提供件数は、制度担当として統計を持ち合わせていないので、直ちにお答えすることはできない。

問1-2. 件数や国・企業の名前自体は、この審査会で出してもらえるのか。

[令和4年3月3日審査会]

【答弁概要】

(内閣情報調査室)

・審査会に提供できるかについて、制度担当としては直ちにお答えすることはできない。実際に特定秘密を保有・管理しているところと検討する必要がある。

→(エ) 内閣情報調査室からの追加説明概要(令和4年3月24日・31日審査会)Jで改めて回答

問2-1. 保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄する際も、保存期間1年以上の特定秘密文書と同等のチェックシステムによるべきと考える。独立公文書管理監が、廃棄が適切かどうかをチェックした件数と、1年未満の保存期間を設定したことが適切かどうかをチェックした件数は、廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の全体の数のうち何パーセント程度なのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(内閣情報調査室)

・国会報告（令和3年6月閣議決定）9頁に、令和元年中の保存期間1年未満文書について記載がある。保存期間1年未満の特定秘密文書で、令和元年中に廃棄された文書の件数は、合計で519,628件である。

・お尋ねのあった、保存期間1年未満の特定秘密文書が全体で何件あるかは把握しておらず、そのうちのどれくらいのパーセンテージかということは、直ちにお答えすることはできない。

問2-2. (令和元年の) 1年間に約52万件(の文書)が1年未満の保存期間で廃棄されたが、そもそも保存期間を1年未満に設定したことが妥当なのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(内閣情報調査室)

・各行政機関においては、保存期間の設定に当たり、それぞれ個々の文書を確認することとなっている。
・公文書管理法やガイドラインに基づき、保存期間を1年未満とすることができると判断して、それぞれ1年未満文書というように設定したものと思う。

問2-3. 規則に照らして役所が判断すれば、自由に保存期間を1年未満にできることになる。先ほど、保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄件数は519,628件と言っていたが、①1年未満の保存期間を設定したこと及び②廃棄することの2つの事項の適切性について、独立公文書管理監は全件チェックをしているのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・①について) 存否に関する検証・監察ということで実施をしているが、保存期間1年未満文書の全件の確認は行っていない。
・②について) 廃棄の際に直接見ることはしていない。

問2-4. 保存期間1年以上の特定秘密文書を廃棄する際は、内閣府によるチェックに加えて独立公文書管理監による二重チェックが行われていると聞く。保存期間1年未満の特定秘密文書でも二重チェックを行い、1年以上の特定秘密文書と同等のルールに基づいて廃棄をするべきではないか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・毎年、保存期間1年未満の文書で廃棄されているものは50万件余という話だが、実際にこれを見るのは事実上困難なのではないかと考える。

問2-5. 全部は無理だとしても、実際は52万件のうち、単なる写しがほとんどである。その中でも1割ほど(2〜3万件)は写しでなく、独自に作成した文書が含まれている。このような、写し以外のものについて全件チェックすることは検討できないか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・ガイドラインでは、1年未満の保存期間を設定できる文書として7類型があり、それに当てはまるかどうかを各省庁で決めている。また、各省庁の行政文書管理規則において、7番目の類型として1年未満についての設定もある。そのため、まずは各行政機関の判断によるべきと考える。

・写し以外のものも数万件あるのか、ボリュームが分からない。この場で、全てを確認するということは約束致しかねる。

問2-6. 保存期間1年以上の文書の廃棄も相当な件数があると思うが、廃棄の際に全件チェックしていることとよいのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・お尋ねの文書については、廃棄の際に全件をチェックしている。ファイル数でいえば43件である。そのファイルの中に複数の文書が入っているので、文書件数でいえば1,000件以上である。

問2-7. 写しの文書以外であれば数は限られる。抽出調査でもよいので、保存期間を1年未満に設定することと、廃棄することの是非について、管理監がチェックをする体制に改善願いたい。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・検証・監査について具体的に何を行うかということについては、制度的なところもある。

・存否の検証・監査を行うにあたっては、運用基準の改定も行った。我々だけではなく、関係諸機関と検討したい。

問2-8. 検討結果の報告はどのような形でなされるのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・どの程度の期間がかかるのか則座にお答えすることは難しいが、いずれ、この審査会の場で報告したい。

→【エ(1) 独立公文書管理監からの追加説明概要 (令和4年3月17日審査会)】で改めて回答

問3-1. 保存期間1年未満の文書についても実地調査をしているのか。独立公文書管理監報告のポイントに、説明聴取・実地調査の回数74回、確認した文書件数1,944件、文書に記録されている特定秘密の件数4,748件などと書いてある。保存期間1年以上の文書について、全件チェックしていることだが、全件実地調査をしているのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・廃棄文書の確認については、この実地調査の数に含まれており、全件調査している。

問3-2. 1年未満の保存期間の文書も全件実地調査で確認しているようにも聞こえたがどうか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・保存期間1年未満の文書は、廃棄の際の検証・監査、実地調査はしていない。1年以上の場合には、廃棄の際の検証・監査、実地調査は行っている。

問3-3 (今回の報告の対象期間は) 令和2年4月1日～令和3年3月31日だが、この前(の期間の実地調査の回数)と比べてどうだったのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・令和元年度の162回と比較すると、令和2年度の件数は減っている。

問3-4. (実地調査の数字としては74回と) 半分以下になっているが、コロナの影響か。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・そういう側面はあるが、効率的に実地調査を行うという観点から総回数を減らしているという側面もある。

問4-1 独立公文書管理監報告の対象期間は年度で、(内閣情報調査室による) 国会報告の対象期間は暦年になっている。独立公文書管理監報告(令和3年6月24日提出)3頁に「令和2年中に51件の特定秘密が…指定された」云々と、暦年で書いてあることから暦年という理解でよいのか。分かりにくくなるので、整理して仕事をした方がよい。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・内閣情報調査室が行っている国会報告と直接はリンクしておらず、我々は事業年度で、4月1日から3月31日までに行った活動内容について報告しているということである。
・ここで書いてある令和2年の51件の特定秘密の指定については、暦年である。

問4-2. 特定秘密の指定、指定の有効期間の延長、解除についてそれぞれ検証・監察をしている。延長と解除については前年に継続審査となったものが何件適正で何件残ったと書いてあるが、指定についてはどこかに書いてあるのか。その他、継続になるものがどんなにまっとうしているように見える。今何件継続が残っているかがわかるようにした方がよいと思う。管理監報告は、そういう意味で分かりにくい。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・指定については、独立公文書管理監報告(令和3年6月24日提出)3頁の、下から4行目に「7件の特定秘密の指定について、引き続き検証・監察を継続することとした」と記載があり、7件を継続している。
・今後、分かりやすくなるように鋭意努力する。

問5. デジタル庁は、特定秘密を指定するものに該当しないと決めたという理解でよいのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(内閣情報調査室)

・ご指摘のとおりである。

問6-1. 特定秘密保護法ができて以来、これまで一度も特定秘密を指定していない行政機関が8機関ある。全然指定しないのに、適用対象行政機関に指定していくというのは違和感があるが、これは独立公文書管理監の部署でチェックするのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

・質問は特定秘密保護法の運用に関わることであるため、私どもが責任を持って答えすることは困難である。
・法律を所管している内閣情報調査室に確認願いたい。

問6-2. これまで特定秘密を有していない行政機関が指定行政機関となっていることは是非というのは、独立公文書管理監の業務の範囲に当たらないのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

- ・独立公文書管理監の業務は運用基準において明確にされている。(特定秘密の)指定及びその延長、それらの解除等についての検証・監察を行うことで決まっている。
- ・特定の行政機関が指定機関とされているが、それが適正かどうかという点については、我々(独立公文書管理監)の行う検証・監察事項には入っていないと理解している。

問6-3. 検証・監察事項に入っていないというのは、法律には書いておらず、政府の決め方一つである。独立公文書管理監の権限をもう少し広げるとは、ルールを拡大すればいいのか。その場合、責任者はどの部署か。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

- ・特定秘密保護法の所管官庁、あるいは運用基準についての責任(者)は、内閣情報調査室だと思う。
- ・運用基準は閣議決定を経ており、一行政機関ではなく、内閣全体の意思として決まっているものである。

問7-1. ある行政機関が、ある文書について、特定秘密に当たらないと判断したとする。すると、特定秘密を保有していないので、最終的にはその行政機関は(指定行政機関から)除外されることになる。独立公文書管理監は、その判断が適正かどうかという判断をしないのか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】
(独立公文書管理監)

- ・我々はあくまで運用基準に従い、特定秘密文書を実際に保有しているかという確認をして、保有している行政機関について、きちんと指定がされているか、保有状態がどうかという検証・監察を行うことになっている。
- ・実際に文書がないという場合だと、我々がそれに対して検証・監察を行うことは予定されていない。

問7-2. 行政機関が、運用基準を見て、ある文書を「特定秘密に当たらない」と判断すれば、もう独立公文書管理監の及ぶところではないということか。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

- ・我々はあくまで特定秘密について検証・監察を行う部署である。特定秘密ではないものについては、基本的に検証・監察を行うことは予定されていない。

問7-3. 特定秘密に指定されるべき文書を特定秘密に指定していない場合、これをチェックするのは誰か。

【令和4年3月3日審査会】

【答弁概要】

(独立公文書管理監)

- ・その判断は、特定秘密を実際に保有する各行政機関で行われるのが第一義的なものである。
- ・我々が検証・監察で見ている文書の中で、この頁には(特定秘密の表示が)あるのにこの頁には(表示が)ないというときの判断として、この記載も特定秘密ではないかとか、これは特定秘密ではないのではないかとというようなことは、日常的によくある。
- ・ただ、文書全体について特定秘密ではないことだと、我々はそもそもそれについて報告を求めているので、探知することもしかない。そのため、その内容を実際に見るとか、見た上で判断をして、特定秘密として妥当なのか、指定に合っているのかという判断はできないことになる。

問 8. 外国との関係の中で、本来、特定秘密として指定すべき情報が指定行政機関のチェックから抜け落ちてしまい、指定されていなかったような場合にはどうなるのか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

・各国の当局間との話し合いについては、我々は全く開知していない。あくまで、その結果得られた文書についてどうなのか、その特定秘密表示がどうなのかということであれば我々も見るが、その手前のところは、我々は立ち入らないところである。

問 9. 独立公文書管理監は通報の窓口となっているが、「特定秘密なのに指定していない」という通報はできるのか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

・そのような場合、まずは（行政機関の）内部的に処理されるのが一番原則である。
・しかし、（通報者の）生命・身体に危険が及ぶ場合や、もみ消されるような場合だと、直接独立公文書管理監に通報できることになっている。

問 10-1 特定秘密として指定すべきものが指定されていないという通報があった場合、その要件が含まった場合に、行政機関に対して「これはどうなんだ」と（検証・監察を行うと）いうことになるのか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

・要件を満たし、しかもそのように具体的な通報であれば、それを端緒として検証・監察を行う。

問 10-2 要するに、それが特定秘密であるかどうかという端緒がなければ分からない、端緒があればそれに対して何らかの対応はできる、という理解でよいか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

・具体的に特定秘密だというものについて確認することである。

問 11-1.（行政機関が）民間組織に特定秘密を渡すことの是非を判断するのは、独立公文書管理監の権限ではないということか。どういう情報が民間に流れたかというのは、一切把握していないのか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

・是非（の判断）については我々の権限ではない。
・情報がどう使われているかということも我々は確認するので、その中で民間に一部提供するという話もある。
・ただ、その際には当該省庁と相手方企業の間で、秘密の取扱いについて厳格な契約等を交わし、相手方に履行させていると聞いている。

問 11-2 民間に提供する情報を全部チェックしていることではなく、たまたま聞いた事例がある程度ということか。

[令和4年3月3日審査会]

〔答弁概要〕

(独立公文書管理監)

・民間への提供事例を網羅的に調べることはしていない。

工 政府参考人からの追加説明

(7) 内閣情報調査室からの追加説明概要 (令和4年3月24日・31日審査会)

令和4年3月24日及び31日、内閣情報調査室から、令和2年中に外国政府及び適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等について追加説明を聴取した。

件数についての調査対象となった行政機関は「特定秘密が記録された行政文書の保有状況 (令和2年12月31日時点)」(国会報告 (令和3年6月閣議決定) 22頁) において、特定秘密を1件以上保有している行政機関である。

当該補足説明のうち、①外国政府へ提供した特定秘密文書の件数等についての審査会への提供の可否等については「不開示情報」との回答であった。

一方、②適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等についての審査会への提供の可否等については、その件数及び適合事業者の名称のいずれについても、審査会への提供は可能であるが対外公表は差し控えたい、との回答であった。

かかる説明の後、「令和2年中に外国政府及び適合事業者へ提供した特定秘密文書の件数等¹⁹⁾」に関する資料が提出された。

主な質疑及び答弁の概要

問. これは非常に貴重な資料だと思うが、例えば行政機関名や適合事業者名を伏せた合計値を、年次報告書に載せることは可能か。

【令和4年3月31日審査会】

【答弁概要】

・各庁と確認をした結果、合計の数についても列外的な公表は差し控えさせていきたい。

¹⁹⁾ 内閣官房、内閣法制局、内閣府、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁

²⁰⁾ 当該資料は不開示である。

(4) 独立公文書管理監からの追加説明概要 (令和4年3月17日審査会)

独立公文書管理監から、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否に関する検証・監察を行うに至った経緯、同検証・監察の流れ及びその実績等について、追加説明を聴取した。

令和2年度の実績については、保存期間1年未満の特定秘密文書を保有していた6行政機関計11部署について、ヒアリングを9回、実地調査を9回行い、合計42文書を確認し、全て適正であったと判断したとの説明であった。

主な質疑及び答弁の概要

問1. 42文書しか確認していないことであるが、(検証・監察すべき文書件数である) 分母は幾つで、(実際に検査した件数は) 全体の何パーセントになるのか。また先日の上級委員会 (3月3日) でも質問しているが、全体の5%くらいが第1の類型²¹⁾であるが、これを分母に入れる場合と入れない場合における違いはどうか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

・ヒアリング時点で保有している保存期間1年未満の特定秘密文書から検証・監察の対象文書を選定しているので、年間を通して、全部で何件ということについて、我々としては把握していない。そのため、(検証した件数が) 全体の何パーセントなのかを回答することはできない。

・また、各行政機関には、検証・監察のためにということで、ヒアリング時に保有している文書件数を聴取しているが、これを明かしてしまうと、行政機関との信頼関係を悪化させる可能性があり、今後の業務に支障が生じるおそれがあるため、回答は差し控えたい。

²¹⁾ ガイドラインにおいて、保存期間を1年未満とすることができるとして、①「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」が規定されている。

問2. 今回検査対象であった行政機関は6省庁と聞いている。保有している文書件数及び廃棄された保存期間1年未満の文書件数は公表されているが、(検証・監察を行ったのは)そのうちの42文書ではないのか。(検証・監察すべき文書件数である)分母を教えてください。

[令和4年3月17日審査会]

【答弁概要】

・廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数は、内閣情報調査室による調査結果によると、年間約50万件とされている。
・我々は、廃棄される前の文書を検証・監察するので、ヒアリングを行ったときの件数は把握しているが、それ以上は把握していない。

問3. 保存期間1年未満の特定秘密文書の件数は、全く分らないといふことか。(3月3日審査会における)配付資料に保存期間1年未満の特定秘密文書件数が記載されているが、それも承知していないのか。

[令和4年3月17日審査会]

【答弁概要】

・保存期間1年未満の特定秘密文書の全体数については、我々は取りまとめている。あくまでもヒアリングを実施した時点における文書の中から選ぶというところを行っており、それ以上は把握できない。
・内閣情報調査室が、廃棄件数を取りまとめて公表していることは承知している。

問4. 現在、承知している令和元年中の保存期間1年未満文書の廃棄件数を教えてください。

[令和4年3月17日審査会]

【答弁概要】

・令和元年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数は519,628件である。

問5 約51万9千件分の42件のみを検証・監察したということか。また、どの文書をチェックするかは役所が選定するのか。何万という件数を見た上で、42文書を抽出したのか。

[令和4年3月17日審査会]

【答弁概要】

・先程回答した件数は令和元年中の件数であり、今回報告しているのは令和2年中の件数であるため、件数は若干差異はあるが、概ね50万件前後と考えるところ、そういう比率になると思う。
・各省庁にヒアリングで訪れた時点で、保有している文書から情報保全監察室の職員が選定している。

問6. 幾つくらいの文書を見て、検証・監察の対象となる文書を抽出したのか。

[令和4年3月17日審査会]

【答弁概要】

・各省庁の文書保有件数と関わるため、詳細は差し控えたいが、特定秘密文書等管理簿を閲覧し、選定している。

問7. 全ての特定秘密文書等管理簿を見て、保存期間1年未満の文書のタイトルを見て選定した、42文書の検証・監察を行ったのか。

[令和4年3月17日審査会]

【答弁概要】

・ヒアリングに行った日に保有している文書について、特定秘密文書等管理簿を見せてもらい、その中から、我々が選んでいる。

問8. 検証・監察の対象文書を選定するに当たって、写しの文書と写しでないものを見るときか、対象を選定する判断要素は何か。

[令和4年3月17日審査会]

【答弁概要】

・ヒアリングの際に省庁の各部署が実際に保有しているのは写しの文書がほとんどである。しかし、中には写し以外の種類の文書があるところもあるので、そのときは写しでないものを優先して選び、見せてもらっている。

問9. 保存期間が1年未満の特定秘密文書のうち、写し以外のものは、令和元年中に何件廃棄されたのか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

・令和元年中に廃棄されたものでは、第1の類型以外に、第2の類型「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」が568件、第6の類型「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」が16,319件、第7の類型「保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものであるとして、業務単位で具体的に定められた文書」が584件である。

○委員からの指摘事項

- ・(特定行政文書ファイル等)にすべきものの存否に関する検証・監察が実施されたのは) 42 文書のみであり、抽出調査だとあまりに少ないのではないかと。
- ・独立公文書管理監が検証・監察の対象文書を選定するというが、ヒアリングの際に、行政機関から提出された文書の中から選定しており、主観的に選んでいる印象である。

2 令和2年「政府に対する意見」への政府の対応状況

令和2年年度報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見（※1）」（審査会意見）として記載し、早急に改善を図ることを求めた。
当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目毎に、順次記述する。

（※1）令和2年審査会意見の項目

- 1 当審査会への対応状況関係
- 2 指定管理機関関係
- 3 特定秘密文書の管理関係
- 4 適合事業者関係

1 当審査会への対応状況関係	
重要	各行政機関における対応
各行政機関は、改正通用基準に鑑み、当審査会がその調査に關し特定秘密の指定等の適正性を判断する過程において必要があると認め説明を求めた場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明する等なお一層真摯に対応すること。特に外務省は、当審査会がこれまでの年次報告書の意見において、当審査会への対応の在り方の改善について重ねて指摘してきた事実を改めて重く受け止め、改正通用基準の趣旨に沿った対応をすること。	【内閣情報調査室】 関係行政機関に対し、審査会が必要であると認め、説明を求めた場合には、各行政機関は特定秘密以外の不開示情報についても説明するなど積極的な対応に努めるよう周知した。 (令和4年3月3日 審査会)
	これまでも、必要な場合には、特定秘密以外の不開示情報を用いて可能な限り丁寧に説明を行ってきた。引き続き丁寧な対応に努めていきたい。 (令和4年3月10日 審査会)
	【内閣官房（事務対応・危機管理担当）】 これまでも、審査会の場において説明を求められた場合には、可能な限り丁寧な説明の実施に努めてきたところである。引き続き適切な対応に努める。 (令和4年3月10日 審査会)
	【警察庁】 審査会から説明要求がなされた場合には、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえ、できる限り説明を尽くすべく、また審査会が特定秘密の指定等の適正性について十分調査を行うことができよう、特定秘密以外の不開示情報についても必要な説明に努める。 (令和4年3月17日 審査会)
	【公安調査庁】 審査会に対して特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において、情報の提供元や入手した情報の件数の推移等、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明を行った。 (令和4年3月17日 審査会)

1 当審査会への対応状況関係	
重要	各行政機関における対応
	【海上保安庁】 審査会への行政機関による丁寧な説明が国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼が得られることにつながることを強く意識し、審査会からの説明要求には丁寧で分かりやすい対応に努めてきた。今後も審査会から必要な報告や資料の提出を求められた場合には、真摯な対応に努めていく。 (令和4年3月17日 審査会)
	【防衛省】 防衛省においては、これまでも本審査会において不開示情報を用いて可能な限り丁寧な説明を行ってきたが、引き続き適切な対応に努めてまいりたい。 (令和4年3月31日 審査会)

2 指定管理関係 各行政機関における対応	
意 見	
各指定行政機関においては、改正運用基準を踏まえ指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっており、内閣情報調査室としてその状況を確認している。引き続き、各行政機関で作成された指定管理簿が、機密的に統一性のある具体的な基準とされているか精査していく。 (令和4年3月3日 審査会)	【内閣情報調査室】 関係行政機関に対し、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっており、内閣情報調査室としてその状況を確認している。引き続き、各行政機関で作成された指定管理簿が、機密的に統一性のある具体的な基準とされているか精査していく。 (令和4年3月3日 審査会)
指定管理簿を修正する場合には、指定要件の充足性等の判別が可能となる、より具体的な記述内容となっており、運用基準を踏まえ、改正運用基準の内容を遵守するよう努める。 (令和4年3月10日 審査会)	【警察庁】 従来、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で指定管理簿を具体的に記載するように努力しており、運用基準改正後に特段の修正は行っていない。 なお警察庁では、特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施し、令和2年中においては12月に点検を行い、特定秘密の指定の3要件の充足性を判断している。 (令和4年3月17日 審査会)
	【総務省】 従前より、特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となるよう、指定管理簿における特定秘密の概要を具体的に記述している。 (令和4年3月17日 審査会)
	【海上保安庁】 改正運用基準を踏まえ、毎年、指定の理由の点検時に指定管理簿の記述内容の精査を行い、指定要件の充足性等を具体的に記述されていることを確認している。今後、新たに特定秘密を指定する場合においても、改正運用基準の趣旨を踏まえ、指定管理簿への具体的な記述に努める。 (令和4年3月17日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係 各行政機関における対応	
意 見	
特定秘密文書の不適切な管理に起因すると思われる訓政業務事故が複数発生していることから、各行政機関においては、これまで以上に緊要感をもって特定秘密文書の管理に当たること。特に訓政業務事故が発生した行政機関においては、公文書管理制度などの所定の手続きを踏まえたことを重く受け止め、改めて現場の業務従事者を含む全ての取扱者に対し廃棄のための手続の周知徹底等の再発防止策を講ずること。	【内閣情報調査室】 関係行政機関に対して、特定秘密文書の管理の徹底を周知した。他方、昨年5月、経済産業省において、職員のカヤビネットから特定秘密文書等管理簿に登録していない特定秘密文書が発見されるという事案が発生した。 当該行政機関による調査の結果、本件による情報漏えい等は認められず、省内規程の改正や研修の強化など、再発防止対策を講じているものと聞いている。詳細は経済産業省にお尋ねいただきたいが、引き続き再発防止に向けた取り組みを進めていると承知をしている。制度担当としては、改めて、各行政機関に対し、特定秘密の適切な管理のため、周知に一層努める。 (令和4年3月3日 審査会)
	令和3年9月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書15件を自宅としていた公務員宿舎に持ち帰っていたことが判明した。発覚の経緯としては、病死した当該職員の自宅において、別の内閣情報調査室職員が特定秘密文書を見つけたものである。内部調査の結果、規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われていたことが判明した。なお、特定秘密の漏えいは確認されなかった。今後は文書管理を強化するほか、保全教育の内容を見直した上で、教育を徹底し、再発防止に努める。 (令和4年3月10日 審査会)
	【内閣官房（国家安全保障局）】 国家安全保障局においては特定秘密保護法を始め関連諸規定に基づき適切な管理を行っているところであり、限った廃棄等の事案は発生していないが、今後も、定期的に保全教育を通じて職員意識の向上を図るなど、引き続き適切な管理に努めて参りたい。 また、3月9日に経済産業省から処分があった内閣審議官の事案については、特定秘密の漏えいがなされた事実は確認されていない。 (令和4年3月10日 審査会)
	【内閣官房（事態対応・危機管理担当）】 内閣に基づき、特定秘密の保護の状況について定期検査を年2回以上実施するとともに、秘密保全教育を年1回及び必要な場合に実施している。秘密保全教育の際には、特定秘密保護制度の概要等に加え、文書の受領や廃棄のための具体的な手続さも周知しているところであり、引き続き秘密の保護を徹底していく。 あわせて、今後も、特定秘密保護法を始めとする各種規程を遵守し、緊要感をもって特定秘密文書の管理に当たるよう努める。 (令和4年3月10日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係 行政機関における対応	
審議	
【警察庁】	特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の保護の状況について、毎年度2回以上検査を実施することとしている。令和2年中は令和2年3月と10月に検査を実施するなどして、適切な管理に努めている。 また、都道府県警察が保有する特定秘密については、各都道府県警察が自ら毎年度2回以上特定秘密の保護の状況の検査を独自に実施するほか、毎年度1回以上、警察庁から各都道府県警察に職員を派遣し、検査を実施している。 (令和4年3月17日 審査会)
【総務省】	総務省特定秘密保護規程（平成26年12月10日総務省訓令第47号）に基づき特定秘密文書を厳正に管理しているところ、引き続き緊要感を持って特定秘密文書の管理に当たっていく。 (令和4年3月17日 審査会)
【公安調査庁】	公安調査庁特定秘密保護規程に基づき、取扱業務者を含む全職員に対して年1回の保全教育を実施している。この中で、特定秘密文書の廃棄に当たっては、独立公文書管理監による検証・監察を受けた上で内閣総理大臣に協議する必要があることを説明するなどし、一般の行政文書とは廃棄の手続きが異なることを周知している。 また、同規程に基づき毎年2回実施している定期検査では、特定秘密文書等管理簿の記録と特定秘密文書を突き合わせるなどし、これらが適切に管理されていることを確認している。 (令和4年3月17日 審査会)
【経済産業省】	限定的ではないが、令和3年5月、省内で保護規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われている特定秘密文書1件が発見された。 本件事案に対しては、内閣情報調査室に情報提供・相談の上、適切に対処を行った上で、再発防止に向けて、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚等を図った。 (令和4年3月17日 審査会)
【海上保安庁】	職員の教育や特定秘密文書の管理状況の検査を定期的に実施するとともに、公文書管理制度を十分に理解の上、取壊事案等の不適切な特定秘密文書の取扱いが行われることのないよう、今後とも緊要感を持って適切な運用、管理に努める。 (令和4年3月17日 審査会)

3 特定秘密文書の管理関係 行政機関における対応	
審議	
【防衛省】	内規に基づき、特定秘密の保護状況について年2回以上定期検査等を実施するとともに、保全教育を年1回以上実施している。保全教育に当たっては、秘密保全と文書管理の担当部署との連携を密にして、文書管理を委ねた特定秘密文書の適切な管理に係る教育資料を使用した秘密保全及び文書管理に関して一元化した教育を実施しているところである。引き続き、適正な管理及び知識、技能の向上に努める。 (令和4年3月31日 審査会)

4 適合事業者関係

意思

適合事業者は、特定秘密の提供等している行政機関においては、情報漏えいの防止の観点から、引き続き適合事業者における秘密保持の体制の把握や適性評価の実施状況の確実な確認等情報管理には万全を期すること。

【内閣情報調査室】

関係行政機関に対して、適合事業者の業務従事者を含む全ての特定秘密取扱者に対する管理徹底に努めるよう改めて周知した。
(令和4年3月3日 審査会)

適合事業者は、特定秘密の保護に関する業務の実施体制、特定秘密文書等の取扱い、保管状況の点検、従業員に対する教育等を定めた保全規則を作成することになっている。当該規則に従い、特定秘密を適切に管理している。

内閣情報調査室においては、引き続き、適合事業者に対し、契約に基づき、特定秘密の保全措置の実施状況について必要に応じて立入りを伴う検査を実施するなどとして、情報管理に万全を期す。
(令和4年3月10日 審査会)

【防衛省】

適合事業者は、特定秘密の保護に関する業務の実施体制、特定秘密文書等の取扱い、保管状況の点検、従業員に対する教育等を定めた保全規則を作成することとなり、当該規則に従い、特定秘密を適切に管理している。

防衛省においては、引き続き、適合事業者に対し、契約に基づき、特定秘密の保全措置の実施状況について必要に応じて実際に検査を実施するなど、情報管理に万全を期す。
(令和4年3月31日 審査会)

【防衛装備庁】

防衛装備庁は従来から契約に付す特約事項に基づき、下請者も含む適合事業者に特定秘密の保護に必要な措置を講じさせるとともに、毎月1回、実地において特定秘密の保護状況に関する検査を実施している。

また、適合事業者の従業者についても、実際に特定秘密を取り扱う必要最小限の範囲で選定させ、防衛装備庁がこれらの従業者の適性評価を実施している。
防衛装備庁としては、今後とも、適合事業者における特定秘密の保護に係る体制の把握や適性評価の実施状況の確認に万全を期す。
(令和4年3月31日 審査会)

委員全席に対する対応関係

【法務省】

特定秘密の管理については、特定秘密保護法、同施行令、運用基準及び法務省特定秘密保護規程に従っているところ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、その適正な運用に努める。
(令和4年3月17日 審査会)

【出入国在留管理庁】

特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務及び適性評価に関する手続等については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び出入国在留管理庁特定秘密保護規程に従って実施しているところ、衆議院情報監視審査会におけるこれまでのご意見を踏まえ、制度所管庁等と必要な連携を図りつつ、引き続き、その適正な運用に努めてまいりたい。
(令和4年3月17日 審査会)

○その他（過去の「政府に対する意見」（審査会意見）関連）

＜行政文書が不存在である特定秘密の現状＞

行政文書が不存在である特定秘密については、過去複数回におたり、当審査会の年次報告書における審査会意見の中で指摘してきており、引き続き政府における対応を注視している。令和3年においても、各行政機関より特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を受けたところ、これらを集計し、表に取りまとめた《表2-5》。

《表2-5》行政文書不存在（令和2年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣府	12	複数の特定秘密が記録された文書で代数的なもので計上しているもの	12
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
防衛省	107	複数の特定秘密が記録された文書で代数的なもので計上しているもの	25
防衛装備庁	2	行政文書も物年もないが、具体的な情報（職員の知識として）存在するもの	81
		複数の特定秘密が記録された文書で代数的なもので計上しているもの	2

（注）令和3年に文書作成済み。
（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

3 特定秘密の指定・解除

指定行政機関からの説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和4年3月10日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議では、令和2年末時点で7件の特定秘密を指定している。うち6件は令和元年末までに指定したもので、令和2年中に指定した特定秘密は1件である。

令和2年中、1件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。令和2年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、1件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

イ① 内閣官房（国家安全保障局）（令和4年3月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（令和2年中の特定秘密の指定・解除状況）

国家安全保障局では、令和2年末時点で7件の特定秘密を指定している。令和2年中に国家安全保障局が指定した特定秘密はない。

令和2年中、2件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。令和2年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、2件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

（内閣官房内閣審議官の不適切事案について）

令和4年3月9日、経済産業省から処分のあった元内閣審議官の事案²³については、元内閣審議官による特定秘密の漏えいがなされた事実は確認されていない。

(i) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 元内閣審議官の事案に関し、特定秘密を役所の外に持ち出した事実はないか。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・元内閣審議官が特定秘密を持ち出した事実は確認されていない。
・国家安全保障局では特定秘密へのアクセスについては全て管理することになっており、それを確認した状況の中で、元内閣審議官が特定秘密を外に持ち出したことはないことが確認されている。

問1-2. 元内閣審議官の事案について、情報漏えいは確認されていないことだが、どこまで調べた結果漏えいは無いというふうに言っていたきたい。

【令和4年3月10日審査会】

²³ 令和元年10月から国家安全保障局に在籍し、令和3年11月から令和4年2月まで経済安全保障法制局備置長として勤務していた元内閣審議官が、部外者に対する情報漏えい及び便宜供与等の疑い、無届けでの有罪判決案、タフワン券の不適切利用等を理由に、仲職12月の懲戒処分を受けた事案。元内閣審議官は令和4年3月9日付で解職した（懲戒処分について）（令和4年3月9日 経済産業省ニュースリリース）。

〔答弁概要〕

・元内閣審議官の特定秘密へのアクセス状況等は全て一元的に把握しており、そうしたものを確認した中で、元内閣審議官が特定秘密について情報流出をしたことはないことを確認している。

問1-3 (特定秘密への) アクセス状況について一元的に把握しているから漏えいはないことだが、もう少し具体的に説明してほしい。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

・国家安全保障局としても、法案審議を控えている中で、可能な限り早く調査結果を公表しなければならないということで、厳正かつ公正な調査を行ってきた。調査すべき範囲が非常に多岐にわたったこともあり、長期にわたったことである。
・今回の事業については国家安全保障局のみならず、経済産業省、防衛省等、各省庁における調査・情報の集約を行った。また無許可で兼業していた企業を通じて知り合った企業、あるいは講演を行った企業等、さらにタクシー券の不適切状況、補助金事業への不適切な関わり、対外公表文書の流出、セクハラ等について総合的に調査をした。
・その結果、我々が認定したのは、金融庁及び経済産業省それぞれが作成した、実質秘は含まないが対外公表である文書を、元内閣審議官が外部に流出させていたことである。
・他方、調査の中で、元内閣審議官が特定秘密をどう扱っていたのか、どのように閲覧をしていたかは把握しているが、それを外に持ち出した、あるいは外に流出させたということは確認されなかった。

問1-4 (問1-3は)「特定秘密を一元的に管理しているから漏えいがなかった」ということについて、その一元的な管理の仕方を聞いたものであると理解している。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

・国家安全保障局では、内閣官房特定秘密保護規程に基づき、特定秘密文書の閲覧記録を5年間保存すべき文書として保管をしている。
・この閲覧の記録には、当該特定秘密文書の登録番号、閲覧の日時、閲覧者の氏名といった情報が含まれている。それを一つずつ確認していく中で、元内閣審議官がどういう状況で、どのように特定秘密にアクセスしていたのかというのを確認し、それを踏まえて、実際に流出がなかったことを確認した。

問1-5 例えば写しや、データを入手したということもある。閲覧のことについては説明があったが、それ以外のことはどうか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

・国家安全保障局においては、内閣官房特定秘密保護規程があり、特定秘密の業務の扱いについて様々な防護措置を講じているところである。
・そうした中で、入室認証システムあるいは入室監視装置のようなものを持っており、仮に特定秘密に係る非違行為があれば把握できるような措置を講じている。

問1-6 特定秘密がある一定の場所にあって、その入室は全て管理している。だから誰が入ったのかも分かるということか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

・そのとおりである。

問1-7 特定秘密でない秘密の文書が元内閣審議官により外に出されたというのは、対外的に公表しているのか。

〔令和4年3月10日審査会〕

【答弁概要】

・金融庁及び経済産業省の非公開文書の流出については、既に外部に公表している。

問1-8. 特定秘密以外にも秘密のものがあり、この審査会の目的ではないところで重要なものが出ていている場合があると思う。それを、できるだけ特定秘密の要件に合致させて、(特定秘密の指定を) かけていくという作業はしているのか。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・今回、経済産業省と金融庁の内部文書の流出があったが、これらは外部非公表ではあるが、実質秘を含むものではなかった。その上で、このような事案が起きたのは誠に申し訳ないことだと考えている。

・そうした反省も踏まえて、特定秘密のみに限らず、秘密とすべきものはきちんと秘密にしていって、保全教育・保全意識も高める取組を行う。

・特定秘密への指定そのものについては、やはり特定秘密保護法で規定された3要件、①別表に該当するのか、②特定の秘匿の必要性があるのか、③公知になっているものではないのかどうか、に該当するかをきちんと検証しながら、該当しないものは特定秘密に指定しない、該当するものについてはきちんと指定をして、保護をしつつかり謹じていくことを一層徹底して参りたい。

問2. ロシアのウクライナ侵攻に関して、昨日までに特定秘密は指定されているのか。されていた場合、何件あるか。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・ウクライナ情勢については、平成26年のロシアによるウクライナ併合や、東部地域の不安定化によって悪化したということで、我が国の情報担当省庁において、官邸からの情報関心を踏まえて、継続的に分析を行ってきた。

・関係省庁が収集・分析したインテリジェンスについては、国家安全保障会議の事務局である国家安全保障局に随時提供されている。

・情勢の緊迫化を受け、令和4年2月14日、24日、25日及び3月4日に、ウクライナ情勢を議題とする国家安全保障会議(4大臣会合)を開催している。

・(昨日までに特定秘密は指定されているのか。されていた場合、何件あるかという問いについては) 【不開示情報】。

問3. 新型コロナウイルス又は東京オリンピックに関連した特定秘密は、昨日までに指定されているのか。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・新型コロナウイルス関連では、令和2年4月24日及び同年6月4日に国家安全保障会議が開かれた。(新型コロナウイルスに関連した特定秘密は、昨日までに指定されているのかという問いについては) 【不開示情報】。

・東京オリンピック関連では、国家安全保障会議あるいは国家安全保障局として指定している特定秘密はない。

問4. 国会に提出された経済安全保障推進法や国家安全保障局経済班と特定秘密の関係について伺いたい。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・国家安全保障会議等において、経済安全保障関係の関連する議論を行うことはある。そうしたもので、一部、特定秘密に該当するものもあるが、他方で経済安全保障推進法の策定事務等については、別途法制準備室を作っており、そちらでの作業となっている。同室の関係で特定秘密に指定されていることは、現時点ではない。

イー② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和４年３月１０日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、令和２年末時点で２件の特定秘密を指定している。

当該２件の特定秘密は、いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関して指定したものである。

令和２年中、指定を延長したもの、満了したものの及び解除したものはない。

イー③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和４年３月１０日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(令和２年中の特定秘密の指定・解除状況)

内閣情報調査室では、令和２年末時点で８５件の特定秘密を指定しており、そのうち７８件は令和元年末までに指定されたものである。

令和２年中に新たに指定されたのは、情報収集衛星の収集分析対象及び識別能力関係で指定した１件、外国の政府等との情報協力関係で指定した２件、人的情報源関係で指定した２件、情報収集衛星の撮像可能な地理的範囲関係で指定した１件及び情報収集衛星に用いられる暗号関係で指定した１件の計７件である。

令和２年中に指定の有効期間を延長した件数は７件であり、いずれも延長期間は５年である。また、同年中に特定秘密の指定の有効期間が満了したものはない。

令和２年中に特定秘密の指定を解除したものはない。

(指定書等における記載の変更)

令和２年中、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは７件である。これら７件については、指定の通算の有効期間の延長に伴う記載の変更を行った。

(特定秘密文書の管理関係)

令和３年９月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書１５件を、自宅としていた公務員宿舍に持ち帰っていたことが判明した。

発覚の経緯としては、病死した当該職員の自宅において、別の内閣情報調査室職員が特定秘密文書を発見したものである。内部調査の結果、規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われていたことが判明した。なお、特定秘密の漏えいは確認されなかった。

今後は文書管理を強化するほか、保全教育の内容を見直した上で、教育を徹底し、再発防止に努める。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 内閣情報調査室職員による特定秘密の不適切な取扱い事案について、漏えいは確認されなかったという。「確認はされなかった」だけでは「分からなかった」と受け取られる可能性がある。聞くところでは、関係者のパソコンや携帯電話の通信ログなども確認したようなので「考えられることは全て尽くしたが、漏えいの事実は確認されなかった」と説明した方がいいのではないか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

・関係者への聴取、印刷ログの確認、本人のスマホやパソコンの確認等を行い、漏えいの事実が確認されなかったものである。

問1-2. 特定秘密文書15件が持ち出されていたことだが、どれぐらいのレベルのものなのか。特定秘密文書にも色々重要度があるが、極めて重要度の高いものだった場合、これからどうフォローしていくのか。また、当該15件の文書はどのぐらいの期間、施設外にあったのか。今後のチェック体制を考える意味でも大事なことと思うので、伺いたい。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

・基本的には、情報収集衛星関係（指定の）有効期間5年のものである。
・今回の事案を受け、具体的ケーススタディとして記載し、教育内容を見直して、保全教育の徹底を図ることとした。
・今回の事案では複製物が持ち出されたが、特定秘密を厳格に管理するために、年2回の定期検査時における特定秘密文書と管理簿の突合に加え、特定秘密を印刷する場合には上司の許可を要することとした。さらに所属長が職員の印刷ログを定期的または抜き打ちで検査し、印刷の理由、必要性を職員に確認するなどして、再発防止に努めていきたい。
・持ち出された期間はおおよそ4年間である。

問1-3. 当該文書は（4年間）出しっぱなしなのか。保存期間の延長もあるわけだが、写しを出した後のフォローはどうなっているのか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

・当該文書は、印刷して、その当時に持ち帰ったと考えているので、そのままになっていたと考えている。
・今後の防止策としては、印刷する際に限定をする、また印刷したものは管理簿に記載して、その廃棄状況については随時確認をし、また抜き打ちでもチェックする、それから、印刷ログと管理簿との突合を行う形でチェックすることとした。

問1-4. （今回の事案では）ペテラソンの職員が自宅へ仕事を持ち帰るということは、ほかでもみんなやっているのではないか。（特定秘密が）漏れたという前提で行動した方がよいと思うが、（持ち出されたのが）暗号だったとすれば、その暗号を全て変えるなどの対応をしたのか。スモミ発表や、上司の処分はどうなっているか。また、死因に不審な点はないのか。

〔令和4年3月10日審査会〕

〔答弁概要〕

・当該職員が、文書を持ち出したのは、内閣情報調査室に着任直後のことである。
・死因に不審な点はないと聞いている。
・当該情報は衛星関係の情報で、暗号等々の関係はない。印刷と持ち出しについて厳格にチェックをすれば同様の事案は発生しないと考えている。
・処分については、担当部局と調整して、しかるべく対応されると認識している。事案の公表は、本年6月の国会報告の際に報告することと考えている。

問1-5. まず事案の公表は、なぜ今ではなく6月なのか。また現時点でも、職員が特定秘密を印刷しようとする、簡単にできてしまう体制なのか。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・国会報告に掲載することで国民に広く公表されるものと考えている。過去の不適切事案についても国会報告に掲載する形にしていたことから、本事案についても同様の対応をさせていただきたいと考えている。

・現在、印刷をする際には上司の許可を得る、それから印刷したログのチェックを抜き打ち等も含めて随時行うこととしている。そのため、同様の事案は発生しないように対応している。

問1-6. 事案の公表について、6月に行うというのではあまりに遅くないか。即時公表して何か不都合なことがあるのか。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・事案によっては即時公表も考えられるが、今回の場合特定秘密の漏えいも確認されておらず、持ち出された文書も回収されている。そのような事案の中身を見て、これまでの事案と同様に対応したいと考えている。

問1-7. 特定秘密が外部に持ち出されて、このように見つかったという事例は、今回が初めてのはずだ。以前、秘密を含む文書を持ち帰ったことが発覚した際、防衛省はその時点で報告・公表し、謝罪したことがあったと記憶している。今回、6月の国会報告を待って公表することの判断は誰が行ったのか。官房長官にも報告が上がっていて、官房長官もそのようにせよとの指示があったのか。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・内閣情報調査室で、内閣情報官まで諮って、このようにしたいと考えている。

- 66 -

・内閣情報官から官房長官にも本件事案は説明をしている。公表の仕方について、明示的にそれでいいかという指示があったかどうかについては確認させてほしい。

問1-8. 特定秘密文書を自宅に持ち帰ったことは、罪に当たらないのか。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・持ち出しただけでは特定秘密の法律違反にはならず、内規の違反である。

問1-9. 内規違反を、今までのくくらい重要なものとして扱ったのか。過去、特定秘密文書を廃棄したなど、いろいろな事案があったかと思う。(今回の事案は、)6月の国会報告にまとめて終わらせる事案なのか、その都度公表して、政府として正式に国民に対して一定の説明をするという事案なのかを検討し、速やかに判断して報告してほしい。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・審査会の指摘を大変重く受け止めた。

・早急に内閣情報官、さらに官邸と相談して、審査会の指摘を踏まえて検討し、回答したい。

問1-10. 内規違反の場合は公表しないというルールはない。今回の案件では、(文書が)簡単に持ち出されているのも驚きであるし、(簡星という)我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす問題でもある。即日、公表の方針を決めてもらいたい。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・本事案については、特定秘密の漏えいの事実は確認されなかったものの、特定秘密文書の不適切な管理が明らかになったものであり、大変重く受け止めている。

- 67 -

・改めて、今後このようなことが起こらないよう、特定秘密文書の管理を強化するほか、職員に対する保全教育を徹底し再発防止に努める。

・すぐに公表すべきという指摘を踏まえ、早速相談・検討をする。

問1-11 回答の期限が無期限というのはあり得ないので、せめて明日を目標して努力すると言っていただきたい。

【令和4年3月10日審査会】

【答弁概要】

・国会報告への掲載を待たずに公表すべきだとの審査会の意見を重く受け止め、今日すぐ、内閣情報官と相談をする。

・他方、明日までに官邸の了解を得て報告できるか確約は難しいが、いずれにしても速やかに行う。

・明日、検討結果か、若しくは途中経過なりとも、会長に報告する。

(ウ) 政府参考人からの追加説明概要 (令和4年3月17日審査会)

先日 (令和4年3月10日)、内閣情報調査室における特定秘密文書の管理に関する不適切な事案について説明をし、今年の国会報告に記載する形で公表したいという旨、報告をした。それに対して審査会からは、可及的速やかに公表すべきではないかという意見を頂いた。

内閣情報調査室ですぐに検討し、翌11日午前中には、必要な了解を得て、公表することを決定した。

環境が整ったため、明日18日の午後に記者レクをする形で公表することになったので、御報告する。改めて今回の不適切な事案を重く受け止めて、管理体制と職員の教育を強化し、再発防止に努めたい。

ウ 警察庁 (令和4年3月17日審査会)

(ウ) 政府参考人からの説明概要
(令和2年中の特定秘密の指定・解除状況)

警察庁においては、令和2年中に4件の特定秘密を指定した。

これら4件は、いずれも従来から継続的に収集している情報等であって、1年ごとに期間を区切って指定をしていたもので、令和2年も期間を区切って特定秘密とした。その内訳は以下のとおりである。

- ①警察の特殊部隊等の戦術や運用に関する情報
 - ②国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
 - ③国内テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
 - ④外国政府等との情報協力業務に関する情報
- 警察庁においては、令和2年中、特定秘密の指定3件を解除した。いずれも警察の特殊部隊等の戦術・運用に関するものである。

(令和2年中の特定秘密の指定の有効期間の延長及び満了)

警察庁においては、令和2年中に特定秘密の指定の有効期間の満了を迎えたものが7件ある。個別に検討した結果、4件については指定の有効期間を5年延長することとし、残りの3件については延長せず、指定の有効期間を満了した。

有効期間を延長しなかった3件の特定秘密のうち、2件は警察の特殊部隊の戦術や運用に関する情報、1件は国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報である。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. (令和2年中に指定した4件の特定秘密につき) 4件の中身を見せただけか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

・特定秘密の提示は、審査会で審査をいただき、我々としてもどのような文書が提示できるか検討したい。

問2. 都道府県警における指定に関し、警察庁はどのように関わっているのか。また、特定秘密取扱者の人数について、警察庁では階級で区別するのか、それとも資格か何かで区別するのか。

〔令和4年3月17日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・都道府県警が入手して警察庁に報告した情報は、警察庁長官が特定秘密の要件に該当するかを判断する。該当すると判断した場合は、特定秘密として指定する。
- ・指定した場合、長官が都道府県警に対して、法律に基づいて指定をした旨を通知する。加えて、同じく法律に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲や、その他特定秘密の保護に関して必要な事項を指示する。
- ・保護のための指示の内容としては、業務を管理する者を指名する、保護の教育をする、検査をする、必要な施設設備を整える、等である。
- ・どのような職員が特定秘密を取り扱うことができるかということについて、警察庁では特定秘密の保護に関する訓令を定め、都道府県警に対しては要綱を定めている。これに基づき、係単位、あるいは官職ごとに（取り扱う職員を）決定している。特定秘密を取り扱う必要性を考え、最小限の範囲に定めることがポイントと考えている。

エ 総務省（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総務省が指定する特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報である。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米が使用する電波の漏信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。

総務省は、在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。

昨年度の特定秘密の件数は9件だったが、令和2年には新たに2件追加し、計11件となった。

これら11件の特定秘密は、各指定書に記載のとおり、「法別表第2号イ細目b」の「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」に該当することから、これら11件の文書について、その機密性の高さから特定秘密に指定している。

これら11件の特定秘密について、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指定する職員のみが取り扱うこととしており、特定秘密の保護に必要な知識の習得等の研修を実施するとともに、特定秘密を取り扱う執務室等へのアクセス管理を徹底する等、厳格かつ適切に管理を行っている。

なお、総務省では、特定秘密の指定の解除を行った事例はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 特定秘密文書を在日米軍から借りているとのことだが、借りた文書に対して、特定秘密の表示のスタンプを押しているのか。また、特定秘密文書を借用し、返却するというのは在日米軍だけの取扱いなのか。特定秘密文書に借用という形は多いのか。

〔令和4年3月17日審査会〕

〔答弁概要〕

・在日米軍から借りた文書については、特定秘密の判をつき、対応している。

- ・借用という形を取っているのは在日米軍である。
- ・その他借用しているものとして、他省庁から提供を受けたものがあり、令和２年末時点で、内閣官庁及び外務省より情報通信分野のサイバーセキュリティに関する情報の提供を受け、総務省において、サイバーセキュリティ政策に活用しているところである。

才 法務省（令和４年３月１７日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和２年中に、法務省において新たに指定又は解除した特定秘密はない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問１ 法務省が指定する特定秘密は、「不開示情報」について我が国の政府が譲ずる措置等との記載があるが、何を想定しているのか。また、この特定秘密をなぜ法務省が指定しているのか。

〔令和４年３月１７日審査会〕

〔答弁概要〕

・「不開示情報」については、まさに特定秘密の内容に関わる部分であり、回答することは困難である。

・また、法務省がこの特定秘密を指定している理由は、元々、出入国在留管理庁の前身組織である出入国管理局が保有していたものであり、同局が出入国在留管理庁となったが、法務省も引き続き入管行政を担当するため、両方で同じ情報を保有している。

問２ これは偶然とした話ではなく、特定の物事について書かれていると理解してよいか。

〔令和４年３月１７日審査会〕

〔答弁概要〕

・「不開示情報」について、記載している。

カ 出入国在留管理庁（令和４年３月１７日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

当庁が指定している特定秘密は１件である。これは法務省入国管理局時代に指定したもので、出入国在留管理庁が新設された際に特定秘密保護法第６条第１項の規定に基づき法務省から提供されたものである。特定秘密の指定の解除を行ったものはない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１-１．指定の理由として、我が国の政府が講ずる措置等とあるが、これは何を指しているのか。

〔令和４年３月１７日審査会〕

〔答弁概要〕

・特定秘密の内容にかかることなので、答弁は差し控えていただきたい。

問１-２．特定秘密の内容を全部は言えないだろうが、概要についても言えないというのでは、余りにも判断する材料がない。もう少し（判断できる程度には）踏み込んで回答できないか。

〔令和４年３月１７日審査会〕

〔答弁概要〕

・説明できる範囲のことがこの指定書に示されていると理解いただきたい。

問１-３．先程説明した以上の説明は、特定秘密の内容にかかってしまい、法律に違反するのではないか。

〔令和４年３月１７日審査会〕

〔答弁概要〕

・そのように理解いただきたい。

- 74 -

キ 公安調査庁（令和４年３月１７日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では令和２年中に新たに２件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報である。

また、令和２年中、２件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たす状況に変化はなく、有効期間を５年延長した。

なお、特定秘密の指定の解除を行ったものはない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１．衛星関係の情報が特定秘密に指定されているが、衛星を運用し、画像の分析をする際には民間事業者の協力を得ることが多い、と聞いているところ、公安調査庁では特定秘密をどのように扱っているのか。

〔令和４年３月１７日審査会〕

〔答弁概要〕

・衛星の情報の分析について、民間事業者の知見は借りていない。

問２-１．東京オリンピック・パラリンピックにおいて、テロやサイバーテロに関する情報は入手したのか。また、東京オリンピック・パラリンピック関連で収集した情報で特定秘密に指定しているものはあるのか。

〔令和４年３月１７日審査会〕

〔答弁概要〕

・入手し、速やかに関係行政機関と情報共有等を行った。また、特定秘密として指定したものはない。

問２-２．攻撃の主体に、ロシア軍参謀本部情報総局は該当するの

か。

〔答弁概要〕

・個別の内容については、詳細にすることを差し控えない。

- 75 -

クー① 外務省（大臣官房）（令和４年３月２４日審査会）

政府参考人からの説明概要

ア 外務省全体

外務省においては、令和２年に１件の特定秘密を指定した。これは、令和２年１月１日付で指定した国際情報統括官組織の担当の外－４５である。

令和２年中に指定を解除した特定秘密はない。

なお、令和２年に新規指定した外－４５については、国際情報統括官組織のセッションで説明する。

→ /クー②外務省（国際情報統括官組織）(7) 政府参考人からの説明概要」参照

ｂ 大臣官房

大臣官房が指定している特定秘密は、令和２年末時点で４件であり、いずれも通信に関わる暗号に関するものである。その内訳は、①公電秘匿用暗号の外－１、②フライル秘匿用暗号の外－２、③ネットワーク秘匿用暗号の外－３、④公衆網秘匿用暗号の外－４である。

大臣官房では、令和２年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものや有効期間の満了を迎えたものもない。

クー② 外務省（国際情報統括官組織）（令和４年３月２４日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

国際情報統括官組織が指定している特定秘密は、令和２年末時点で２６件である。

その内訳は、①外国の政府又は国際機関から得られた情報に関する外－１２、３６、３９、４２、４３、４４及び４５の７件、②衛星情報に関する外－１７～２７の１１件、③内閣情報調査室から提供された情報に関する外－２８～３５の８件である。

国際情報統括官組織では、令和２年中に外－４５を新規に指定した。この指定は、先述した外－１２、３６、３９、４２、４３及び４４と同旨のもので、この情報が漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、特に秘匿する必要があり、指定したものである。

また、令和２年中に、平成２８年１月に指定した外－３９について、有効期間が満了している。その理由は、本指定の対象情報が、本指定の有効期間が満了する時点においても公にならず、漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、引き続き特に秘匿する必要があるためである。加えて、令和３年以降の動きとして、平成２９年１月に指定した外－４２の有効期間を延長した。

また、令和２年中に解除した特定秘密はない。
今後とも、国際情報統括官組織として、我が国の情報収集活動の発展を図る上で、情報提供元との信頼関係の維持発展が重要であること等を踏まえつつ、国会法等の規定に従って適切に対応を判断したいと考えている。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問１．ウクライナに対して特定秘密を供与したこと、ウクライナから特定秘密あるいは秘密情報の提供依頼があったこと、又は逆にロシアあるいはウクライナから特定秘密の提供を受けたことはあるか。

〔令和４年３月２４日審査会〕

〔答弁概要〕

・ウクライナとの関係、あるいはロシアとの関係についても、日々様々な情報交換を行っている。

問2. 台湾との情報のやり取りは、台湾交流協会等の民間を通して行っているのか、それとも直接行っているのか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・台湾との関係については、基本的にアジア大洋州局で行っている中で、そちらのセッションで聞いていただきたい。

→「クー④外務省（アジア大洋州局）(1) 主な質疑及び答弁の概要 問1-1」参照

クー③ 外務省（総合外交政策局）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で3件であり、その内訳は、①周辺有事に関する外国の政府との協議に関する外-11、②国際テロリズムの人的情報源に関する外-40、③国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関から提供された情報に関する外-41である。

令和2年中に、平成28年1月に指定した外-40及び外-41について、有効期間を延長した。その理由は、当該特定秘密の指定の有効期間が満了するときにおいても、特定秘密保護法第3条第1項に規定する指定の3要件を満たすことが認められると判断したためである。

また、令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除及び指定の有効期間が満了した特定秘密もない。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. テロ等の情報を収集する中で、各領事館や大使館にヒューミント、いわゆるスパイに該当するような業務を行う専門官として職員を配置しているのか。また、そのような職員は、中東やアジアのテロが顕著するような国においても活動しているのか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・国際テロ情報収集ユニットは、国際テロ情報を専門に行っており、任国の法令に則った形での活動を行っている。

問2-1. 国際テロ情報収集ユニットの新設は非常に大きな進歩だが、同ユニットが、官邸の直轄部隊とされながら、総合外交政策局にぶら下がっている理由を伺いたい。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・国際テロ情報収集ユニットは、在外公館に配置された国際テロ情報収集担当官などを通じて情報収集を行っている。在外公館は外務省に置かれた機関なので、ユニットも外務大臣の下に置かれ、外務大臣が情報収集の指示を発している。

・国際テロ事案を未然に防止し、また、発生した場合の有効な対処を

実現していくためには、官邸、情報関係の他の省庁、政策・事態対応部門と緊密に連携するとともに、外務省内においても部局機断的な判断が必要ということがあるため、総合外交政策局に設置されている。

・なお、官邸を司令塔とした情報収集が確実に行われるとともに、官邸や関係省庁の間における情報や情報関心等の共有を一層円滑に行うために、全てのユニット職員は、内閣官房の国際テロ情報集約室の職員の身分も保有している。

問2-2. 平成26年の国会法改正により規定された附則第3項では、海外の情報収集を収集することを目的とする行政機関が設置された場合は、この審査会における監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされている。

当時の会議録を見ると、そのような対外情報機関ができたら、当審査会でチェックする役割を行ったらどうかという議論があったようだ。

この議論は、国際テロ情報収集ユニットが設置される前のものだが、同ユニットが海外の情報収集することを目的とする行政機関に当たるのなら、当審査会でもチェックする議論を始めることを検討すべきではないかと考える。

まずは、同ユニットが海外の情報を収集することを目的とする行政機関なのかについて伺いたい。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・国際テロ情報収集ユニットは、平成27年5月に発表された邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会の報告書などにおける指摘も踏まえて、テロ未然防止及びび反に再発した場合の有効な対応のために設立されたものであり、対外情報機関を新たに設置するものではないと理解している。

クー④ 外務省（アジア大洋州局）（令和4年3月24日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で3件である。その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する外-7、②拉致問題に関する外-8、③東シナ海の領域保全に関する外-16である。いずれも平成26年12月26日付で指定し、令和元年12月26日付で指定の有効期間を5年間延長している。

アジア大洋州局では、令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除、満了、延長した特定秘密もない。

（4）主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 台湾との情報のやり取りは、どのような形で行われているのか。また、これはスムーズに行われているのか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・台湾との関係については、非政府当局間の交流を進めていくという原則があり、台湾交流協会等で様々な交流が行われているというのが実情である。

・外務省としても、外国政府等も含めて、台湾に関する情報については色々とやり取りを行っているところであり、現状において、特段、情報収集その他について支障が起きているという認識はしていない。

問1-2. 台湾交流協会等から色々な情報を外務省に上げても、これに対する返事が返ってこないという話も聞いている。外務省は、重要な情報が上がっても、しっかりと把握せず、活用できていないのではないか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・具体的にどういうところで、委員ご指摘のようなことが起きているのか把握できていないが、もしそうしたことがあるということであれば、我々はしっかりとそこを見直した上で、交流協会その他現地の方から来る情報についてはしっかりと受け止めた上で対処していく必要があると考えている。

問2. 拉致問題について、多くの皆さんが色々な情報を断片的に持っているが、外務省は総合的にどれくらい情報を持っていると認識しているのか。

また、外-8は、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体の保護に支障があるから特定秘密に指定しているとされているが、ある部分、それでも公開してほしいというのが拉致被害者家族の思いである。これについてどのように考えているか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・拉致問題は、我々としても非常に重要な問題だと認識しており、拉致問題に関する情報収集についても最善を尽くし、色々な手段を尽くして情報収集に取り組んでいるところである。

・外-8については、外国政府等との交渉又は協力に支障を来すおそれや人的情報源の保護も考慮した上で特定秘密に指定している。

問3-1. 本年2月21日午後、北京市内で在中国日本大使館員が当局に拘束された。これについて、違法な情報収集をしていたと中国は断じているが、同大使館員はどのような活動を行っていたのか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・この大使館員は、外交官として正当な業務を行っていたところ、意に反して拘束されたという事案である。

・一般論として申し上げれば、外交官としての正当な業務には、例えば相手国の関係者と色々な意見交換を行うこと等が含まれる。

・中国側が独自の主張をしていることは承知しているが、同大使館員が行っていた業務は正当な業務であり、違法な活動ではないと認識している。

問3-2. 外交官の身体への一時拘束は、外交特権に抵触する条約違反になるが、それについての説明は受けているのか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・ご指摘のとおり、本件については、外交関係に関するウィーン条約に中国側が明白に違反する行為を行ったと我々は認識している。

・到底看過できず、断じて受け入れられない。本年2月22日、外務事務次官が駐日中国臨時代理大使を外務省に召致して、厳重な抗議を行うとともに、謝罪と再発防止を強く求めたところである。

クー⑤ 外務省（北米局）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

北米局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で2件である。

その内訳は、①2007年8月10日に署名された日米G S O M I A（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する外一5、②日米安全保障協議委員会（12+21）及び日米防衛協力のための指針など、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報で、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報に関する外一6である。

北米局では、令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものもない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 日米の覚書、協定、取決め等、言葉は色々あるが、そのうち例えば非核三原則に反するようなものについて特定秘密に指定されているもの、あるいは特定秘密ではなく単なる秘に指定されているものは存在するのか。

【令和4年3月24日審査会】

【答弁概要】

・日米では、様々な協議、議論をしているが、御指摘のような非核三原則に反するような協議内容はそもそもない。したがって、特定秘密に指定されているものはない。

クー⑥ 外務省（欧州局）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

欧州局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で1件である。具体的には、日露平和条約締結交渉に関する外一14である。

欧州局では、令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除した特定秘密もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. ロシアがウクライナ侵攻したことによって、北方領土問題への影響をどのように考えているか。また、本年2月24日に、外務大臣がガルージン駐日ロシア大使を外務省に召致しているが、その際に北方領土問題について言及があったのか。言及があった場合に、特定秘密に該当するものはなかったのか。

【令和4年3月24日審査会】

【答弁概要】

・日本政府としては、領土問題を解決して平和条約を締結するという対露外交の基本方針は不変であるが、ロシアがウクライナを侵略した現状に鑑みると、日露平和条約交渉、領土交渉の今後の対応及び展望については、現時点で申し上げられるべき状況にはないと言わざるを得ないということだと考えている。

・ご指摘のとおり、本年2月24日、外務大臣がガルージン駐日ロシア大使を外務省に召致した。その際、北方領土問題については、[不開示情報]。

問2. ウクライナ問題により、北方領土返還運動に水を差され、今後は北海道で水産物の輸入もほとんど難しくなるのではないかと言われている。また、平和条約の交渉が中断となり、ビザなし交流や北方領土の自由訪問等もなくなるというのが、これらは、ロシア政府から外務省に正式に来ている話なのか。そして、その情報はどのような取扱になるのか。

【令和4年3月24日審査会】

【答弁概要】

- ・北方領土返還運動に水を差しかねないという点について、御高齢になられている元島民の方々あるいはその2世、3世の方々を含めた思いというのは重く受け止めています。
- ・他方、現状に鑑みれば、今後の領土交渉、平和条約交渉について、その展望あるいは対応について申し上げるような状況にはないと言わざるを得ない。
- ・現在、ロシアに対して行っている制裁措置は大きく分けて3つの側面があり、1つ目は銀行等に対する資産凍結を始めとする金融面の措置、2つ目は輸出管理の強化、3つ目は個人、団体に対する資産凍結あるいは査証発給の停止である。
- ・水産物関係については、今のところ何の措置も講じられていない。G7で協調し、連携して対応していくことが基本ではあるが、基本は同じ方向でも、各国それぞれ事情を抱えているので、基本はG7の連携を保ちつつ、日本政府として最も適切な対応をこれから必要に応じて講じていくことになる。
- ・平和条約締結交渉の停止、四島交流、自由訪問の停止に関するロシア外務省の声明について、これはロシア外務省が一方的に発表したものであり、事前の通告もなかった。それに対しては、外務事務次官がカールーン・ジン駐日ロシア大使を召致して、厳しく抗議した。

問3. 本年2月10日深夜、ロシア政府系TV局が30分の番組を放送したが、同番組中、共同通信の記者が日本の特務機関の代表者と接触しているというように、スバパイとして違法な活動をしているとされ、実名も流された。また、ビザなし交流で色丹島を訪れていた訪問団の通訳の女性がスバパイであるという報道がされ、FSB（ロシア連邦保安庁）から拘束され、女性の取調べの様様も放送された。さらに、公安調査官と協力者の顔写真と実名、偽名まで放送された。この実態と抗議の有無について確認したい。

【令和4年3月24日審査会】

【答弁概要】

- ・ご指摘のとおり、本年2月10日付、ロシアがNTVというウエブサイトで、日本の諜報活動とされるものを紹介するニュース映像が公開されたことは事実である。また、令和元年7月の色丹島でい

る自由訪問の際に、日本人通訳がロシア側に一時拘束されたことも事実である。

- ・これに対して、日本側からロシア側に対して、当然、北方領土における我が国の立場に鑑みれば、このような拘束は受け入れられないということを強く抗議した。
- ・なお、公安調査官の件については、外務省職員ではないので当省から事実関係を説明することは難しいということは御理解いただきたい。

問4. 今回のロシアのウクライナ侵略について、去年から今まで、ロシアやウクライナから特定秘密あるいは秘の情報の提供を受けたか。また、逆にウクライナに対して特定秘密あるいは秘の情報を提供したか。

【令和4年3月24日審査会】

【答弁概要】

- ・【不開示情報】

問5. 外-14は日露平和条約締結交渉に関する情報だが、相手国はロシアになるのか。それとも、それ以外の国を考えていいのか。

【令和4年3月24日審査会】

【答弁概要】

- ・日露平和条約締結交渉に関する情報なので、相手国という意味では、ロシアに限らず第三国も含まれる。

ウー⑦ 外務省（領事局）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

領事局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で1件である。具体的には、大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する外-13である。令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除した特定秘密もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 大規模緊急事態発生時における邦人退避とあるが、どの国なのか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・どの国、地域に関する事態かということについては、開示した場合、関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、その結果、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定と実施が困難となり、その結果として邦人の生命・身体を著しい危険にさらす事態が生じることとなるため、不開示としている。

問1-2. 関係国というのも特定秘密の対象なのか。

〔令和4年3月24日審査会〕

〔答弁概要〕

・そのとおりである。

ケ 経済産業省（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（令和2年中の特定秘密の指定・解除状況）

経済産業省では、令和2年末時点で4件を特定秘密に指定している。いずれも情報収集衛星に関するもので、平成23年から平成26年に年毎に指定している。

これらの特定秘密については、全て平成26年末の法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものであり、それ以降、新たな指定や指定の解除はしていない。なお、これらの特定秘密文書は全て保存期間が満了したため、適切に廃棄するための手続きを進めていたところ、内閣府から廃棄することにつき了解が得られたので、令和3年中に全て廃棄済みである。

（特定秘密文書の不適切な管理事案）

令和3年5月、誤廃棄ではないが、省内で保護規程が定める管理方法に照らして、不適切な管理が行われていた特定秘密文書1件が発見されるという事案（以下、「本件事案」という。）が生じた。

本件事案は、平成31年4月に、他省庁から当該特定秘密文書1件（以下、「本件文書」という。）の交付を受けた職員が、上司に本件文書の交付を受けたことの報告をせずに、本件文書を施錠可能な個人の引き出しに一時保管した。その後、本人が一身上の都合で辞職したため、本件文書が後任の職員により発見されるまでの間、個人の引き出しで保管されたままになっていた。引き出しの中に保管されたままであったので、損失、破損や流出、漏えいは確認されていない。

本件事案発覚後、内閣情報調査室に情報提供・相談の上、適切に対処を行った上で、再発防止に向けて、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚等を図った。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 本件事案において、他省庁から特定秘密文書を受け取った職員が辞職した理由は何か。

〔令和4年3月17日審査会〕

〔答弁概要〕

・本件事案とは関与しない別の理由での辞職である。

問2. (特定秘密が記録された) 資料やデータは具体的にどのような形で処分又は廃棄されているのか。特に、衛星画像等の紙に限らない画像データやUSB等はどのように廃棄されているのか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・(経済産業省では) 細かく裁断して処分している。
- ・これからは電子保存などいろいろなことがあるので、いろいろな廃棄の仕方があると思うが、(経済産業省で廃棄した) 特定秘密は紙によるものである。

問3-1. 本件事案の発生の原因と経緯は何か。また、経済産業省の秘密管理規程²⁴に規定された臨時検査は実施したのか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・本件事案は、他省庁から本件文書の交付を受けた担当者が、上司に報告しないまま、自分の引き出しの施錠可能なところに入れて鍵を閉め辞職してしまったため、誰も本件文書の存在に気がなかった。本件文書の交付を受けた時点で、上司への報告があれば、本件事案は生じなかったと考えており、担当者の特定秘密の管理に関する知識不足が原因であると思う。今後はeラーニング等も活用しつつ、教育を徹底していく。
- ・昨年5月に、本件事案の発覚を受けて、省内における特定秘密を取り扱う課室に対して、臨時検査を実施した。具体的には、受領した特定秘密文書の特定秘密文書等管理簿への登録や金庫への保管の漏れがなにかの照会、特定秘密文書等管理簿の記録と保管されている特定秘密文書との突合、保管に必要な施設の整備状況についての確認を行った。

問3-2. 本件文書を後任の担当者が発見するまでの間、誰も保管されている引き出しを物理的に開けることはなかったのか。また、絶対に漏えいはないと言えるのか。それとも、おそらく漏えいはないだろうとの話なのか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・個人の引き出しの鍵なので、他の者が自由に開けることができる状況にはなかった。絶対に開けた者がいない、と証明することは難しいが、当時の関係者に聞き取りした結果では、(他の者は) 開けることができなかった、と考える。

問3-3. 元々、その引き出しに本件文書があったということは、誰も知らない以上、他の者が引き出しを開けて漏えいさせるきっかけがない、ということか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・そういう理解で良い。いずれにせよ、eラーニング教育等を駆使しつつ、管理の徹底を図りたい。

問3-4. 一般的に特定秘密文書には、「特定秘密」という押印がなされなければならないと思うが、本件文書には「特定秘密」という押印はなかったのか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・本件文書自体には押印されていた。また、本件文書は、それが特定秘密と分かるような袋に入っていた。

²⁴ 経済産業省における特定秘密の管理に関する規程第36条第2項により、「特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。」と規定されている。

○委員からの指摘事項

- ・10万単位の文書を廃棄する際、本当にシュレッダーでできるのか。安全・確実な処理の方法を研究すべきではないか。
- ・(特定秘密文書を)受領するに当たっては、その手続などには厳格な対応が必要であり、そこが抜けていたのではないか。また、渡す方も同様に厳格に行うべき、と考える。教育だけでなく、特定秘密文書のやり取りを厳格に対応するよう、要望したい。

コ 海上保安庁（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(令和2年中の特定秘密の指定・解除状況)

海上保安庁において、令和2年末時点で指定している特定秘密は21件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が3件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が11件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が7件である。

また、令和2年中に指定した特定秘密は、海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係1件である。

なお、令和2年末までに特定秘密の指定を解除したものはない。

(指定の有効期間の延長)

海上保安庁では平成28年から令和2年末までの間に延べ20件の特定秘密について指定の有効期間の延長を行ったところであるが、令和2年に1件の特定秘密について、指定の有効期間を延長した。

(指定書における記載事項の変更)

情報保全諮問会議における有識者からの意見を踏まえ、平成29年12月に、14件の特定秘密に指定を解除すべき条件を設定し、それに伴い、指定書の記載を変更している。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 海上保安庁には特殊警備隊という特殊部隊が設置されているが、この特殊部隊の戦術や運用等について、特定秘密に指定されていない理由は何か。警察庁は特殊部隊の戦術や運用に関する情報を特定秘密に指定しているところ、その違いは何か。

〔令和4年3月17日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・特殊警備隊は、シージャック等の一般の海上保安官では対応できない特殊な海上警備事案に対処するため、所要の訓練を実施し、二十四時間態勢で事案の発生に備えている。
- ・特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報を含め、警備業務に係る情報については、現在のところ、特定秘密の指定の3要件に該当しない、と認識している。

問1-2. 3要件のどこに該当しないのか。また、(特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報) 特定秘密ではなく、秘密扱いにはしているのか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・3要件の1つである特段の秘匿の必要性、すなわち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を生じるおそれがあるため、特に秘匿を要することが必要である情報である、とまでは言えない、と考えている。
- ・特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報は、特に機密性の高い情報として厳格に管理を行っている。

問2-1 海上保安庁は、衛星画像やレーザー等の情報を有していると思うが、どのような形(印刷又は電子媒体への記録等)で、特定秘密文書として、保存しているのか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・(海上保安庁で直接取得した情報としては、)そのような特定秘密情報を保有していないが、外国の政府機関から提供された情報のうち、特定秘密に該当するものについては、文書又は電子媒体の形で提供を受けている。

問2-2. 基本的には、文書で保存していると聞いていたが、電子媒体で保存するならば、複製が容易になることが考えられるほか、(盗庫などで)厳重に保管せずともよい、と考えるがどうか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・我々に提供される形が、文書若しくは電子媒体という形であり、電子媒体で提供されたものを使う必要がある場合には、それを複製するということはあり得る。

問3. 海上保安庁が指定する特定秘密は21件あるが、その1つ1つを見ると、複数のデータが並んでいるようである。こういうものが複数まとまって、1件の特定秘密となっているのか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・(複数のデータがあるのは) 特定秘密が記録された文書が複数あるということであり、秘密自体はパッケージとして1つの特定秘密となっている。

問4. 指定された特定秘密の中に、安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力とあるが、この外国の政府というのは国、地域と考えるべきか、それとも、単に国と捉えるべきか。

【令和4年3月17日審査会】

【答弁概要】

- ・海上保安庁においては国である。

○委員からの指摘事項

特定秘密の中身を見ることができないのなら、指定の理由というものが非常に重要である。今後は、指定の理由を細かく、具体的に書いてほしい旨、審査会事務局から各省庁に伝えてほしい。

サ一① 防衛省（防衛政策局）（令和4年3月31日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

a 防衛省全体

防衛省では、特定秘密保護法施行以降、令和2年末までの間に、特定秘密の指定を387件、指定の解除を8件、満了を30件それぞれ行い、令和2年末時点で349件の特定秘密を運用している。

このうち、令和2年中に、特定秘密の指定を32件、指定の解除を0件、満了を1件、延長を20件、指定書の記載事項の変更を20件行った。

また、令和2年末時点で、作成から30年を超える特定秘密文書の保有件数は、106件である。

b 防衛政策局

防衛政策局が行った特定秘密の指定は24件である。その内容は、情報本部等が収集整理した衛星の画像情報等で指定したものが7件、外国の政府等との情報協力等関係で指定したものが4件、防衛、警備等計画に関する情勢等の見積り又は計画関係で指定したものが10件、ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方の検討関係で指定したものが1件、外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報関係で指定したものが1件、米軍主催の演習に関して外国政府から提供された情報関係で指定したものが1件である。

令和2年中に、指定の満了及び解除については、いずれも該当がなかった。また、指定の有効期間が満了するときにおいて、対象情報が指定の要件を満たすと判断し、延長させたものが17件ある。なお、延長した指定の有効期間は5年間である。

指定書の記載事項を変更した件数は17件であり、令和2年中に指定の有効期間が満了を迎え延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 台湾との情報のやり取りに関して、台湾における情報収集は自衛官OBが民間人として行っていると聞いているが、実際には、防衛省としての情報収集はどのように行っているのか。
[令和4年3月31日審査会]

【答弁概要】

・台湾との関係は、非政府間の実務関係として維持していくということとで、民間窓口機関である日本台湾交流協会に自衛官OB1名が勤務していると承知している。
・勤務する自衛官OBは、多くの場合、在中国の防衛駐在官などの経験者で、当地で様々な業務を行っていると承知している。
・台湾に関する情報収集の内実については、答弁を差し控えたい。

問1-2. (台湾の駐在官が) 情報を上げても活用されていないのではないかと懸念を聞くが、有効に活用されているのか。
[令和4年3月31日審査会]

【答弁概要】

・一般論になるが、入手した情報は最大限生かすように努力するのは当然と考えている。
・防衛省では、各自衛隊が収集する情報を総合し、様々な情報活動を行うことで、収集した情報の便益を最大化する努力を常に行っており、それを継続していきたい。ご指摘を踏まえて、これからの活動に繋げていきたい。

問2-1. 令和2年中に廃棄した保存期間1年未満の特定秘密文書について、審査会提出資料に記載された当該文書名からは保存しておくべき文書のように思えるが、1年未満で廃棄する理由及び文書の内容は何か。
[令和4年3月31日審査会]

【答弁概要】

・1年未満で廃棄する特定秘密文書には、意思決定の途中段階で作成したもののがかなりある。
・例えば、電波情報の報告がある。日々収集される電波情報は、特定

秘密の指定を受けており、日報のような形で次々と文書が作られる。ただ、情報資料としてはある程度情報をまとめてプロダクトにするため、その過程で多くの不要になる文書が発生する。

・不要となった文書に記載された特定秘密の逸失を避ける必要がある、また当該情報はプロダクトの方にまとめられるため、当該文書を1年未満で廃棄することは秘密情報の管理上も適正だと考えている。

問2-2 統幕作戦会議の資料が保存期間1年未満の特定秘密文書として廃棄されているが、当該会議の議事録は別に保管されていて、会議に使用したメモや資料は（特定秘密であっても）議事録に同じものがあるので廃棄したという理解でよいのか。

また、統幕作戦会議の議事録は何年間保管しているのか。

〔令和4年3月31日審査会〕

〔答弁概要〕

- ・基本的にはご指摘のとおりである。特定秘密を含む重要な会議の記録自体が1年間で廃棄されるということはない。
- ・統幕作戦会議の議事録は、統合幕僚監部が保有する文書であるため、防衛政策局からはお答えできないが、基本的には適切に保管している。

サ-② 防衛省（大臣官房）（令和4年3月31日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要
（内閣府と廃棄協議中の特定行政文書ファイル等）

資料を提出した令和3年7月30日現在、独立公文書管理監による検証・監査を終え、内閣府との廃棄協議中の特定行政文書ファイル等は令和元年度分207件、令和2年度分33件、計240件、文書にして計4,750件ある。

これらのうち、特定行政文書ファイル等236件、文書にして計4,746件を廃棄とする理由については、これらは「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書であり、これらの文書はいずれも写しであって、引き続き正本が保管されていることから、保存期間満了後の措置を廃棄としている。

残りの特定行政文書ファイル等4件、文書にして計4件については、いずれも特定秘密文書を管理するための簿冊の原簿であって「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等を記載し、管理していた簿冊である。これらの簿冊に記載されている文書はいずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載されており、現在は使用していない簿冊であることから、保存期間満了時の措置を廃棄としている。

なお、これらの240件のファイルについては令和4年2月22日に内閣総理大臣の廃棄の同意が得られたことから、適切に廃棄を行った。

（令和2年中に廃棄した特定行政文書ファイル等）

令和2年中に廃棄した特定行政文書ファイル等は6件である。この6件は、平成28年12月15日に廃棄協議を行い、令和2年7月28日に内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたものである。いずれも特定秘密文書を管理するための簿冊の原簿であり「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」や「情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等を記載し、管理していた簿冊である。これらの簿冊に記載されている文書はいずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載されており、現在は使用していない簿冊であることから、保存期間満了時の措置を廃棄としている。

この6件については、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたことから、令和2年11月5日、関係規則に基づき適切に廃棄を行った。なお、令和2年中に国立公文書館へ移管した特定行政文書ファイルはない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 平成28年に防衛省が廃棄協議を申請した保存期間1年以上の特定秘密文書6件が、令和2年に内閣総理大臣から同意を得て廃棄されたが、4年かかったのは何か不都合があったのか。

〔令和4年3月31日審査会〕

〔答弁概要〕

・防衛省は廃棄協議をお願いする立場であり、審査内容を熟知しているわけではないが、当省が理解している範囲では、防衛省から内閣府に特定行政文書ファイル等の廃棄協議を求めた初めての事例であったこと、なおかつ、6件の特定秘密文書が全て原議であり、簿冊又は帳簿という内閣府になじみの薄い文書であったため、慎重な判断が必要であったのではないかと考えている。

問2. 特定秘密のような重要な文書であれば、通常、外に漏れないよう速やかに廃棄する方が適切だと思われるが、他省庁の例においても4年も要するのか。

〔令和4年3月31日審査会〕

〔答弁概要〕

・他省庁の運用については承知していないのでお答えは困難である。
・ただ、(最近の例を) 付言すれば、防衛省が廃棄協議を申請したのが令和3年3月29日で、内閣府からの廃棄同意を得たのが令和4年2月22日ということ、この間、11か月になっているので、同意までの期間は短くなっていると考えられる。

サ-③ 防衛省 (整備計画局) (令和4年3月31日審査会)

(7) 政府参考人からの説明概要

令和2年中に、整備計画局が行った特定秘密の指定は7件である。その内訳は、情報本部等が作成する情報本部共通基盤等に使用する規約関係で指定したものが5件、米国政府から提供された次期戦闘機に関する情報であって、米国政府がSECRET又はTOP SECRETの秘密区分に指定する情報関係で指定したものが1件、英国政府から提供されたSPEAR-EWに関する情報のうち、UK SECRETに指定されている情報並びに当該情報を防衛省・自衛隊で分析・解析することによって得られた情報関係で指定したものが1件である。

期間中、対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し満了させたものは1件である。なお、満了後の秘密区分は、内規に基づき注意して管理している。

指定の有効期間が満了する時において、対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは2件であり、延長した有効期間は5年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは2件で、令和2年中に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 防-372は、米国政府から提供を受けた次期戦闘機に関する情報であるにもかかわらず、指定書に秘密情報であることを示す判を押していない理由は何か。

〔令和4年3月31日審査会〕

〔答弁概要〕

・防-372については、指定書の内容には秘の情報を含めずに指定の内容を記載することができたので、秘という区分にはしていない。

問2. 特定秘密に指定されている規約とは、システムのアルゴリズムのようなものと理解してよいか。

【令和4年3月31日審査会】

【答弁概要】

・暗号装置においては、元の情報に対して一定のルールで暗号化を行う。その際に、一般には暗号鍵と呼ばれる変数として用いる情報を防衛省においては規約と呼び、特定秘密に指定している。

問3 防一341で指定している、自衛隊のネットワークをサイバー攻撃から防護するためにサイバー空間を通じて得た情報とはどのような情報か。

【令和4年3月31日審査会】

【答弁概要】

・サイバー空間を通じて得た情報とは、防衛省・自衛隊のシステムに対する日々の様々なサイバー攻撃や不正アクセスに関して、それを管掌している部隊が集めた情報のことである。

サ一④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和4年3月31日審査会）

（7）政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部では、特定秘密保護法施行以降、令和2年末までの間に、特定秘密の指定を9件行い、運用している。

このうち、令和2年中に指定した特定秘密は1件で、指定の解除及び指定の満了は共になかった。なお、指定を行った1件の特定秘密は、自衛隊の運用関係の情報である。

指定の延長期間が満了する時において、対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは1件である。なお、延長した指定の有効期間は5年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは1件で、令和2年中に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、業務上の必要性から、特定秘密を取り扱わせることができる官職を追加するなどの変更を行った。

（1）主な質疑及び答弁の概要

問. 防一251の指定書の記載事項に関し、特定秘密を取り扱わせることのできる官職に防衛大臣政策参与を追加する変更を行ったとのことだが、同じような特定秘密には既に政策参与が入っているにもかかわらず、この特定秘密だけが今回新たに追加することになった理由は何か。

【令和4年3月31日審査会】

【答弁概要】

・特定秘密に指定した時点では、防衛大臣政策参与がなかったため、今回、指定の有効期間を延長するに際して、同職を追加する変更を行った。

シ 防衛装備庁（令和 4 年 3 月 31 日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

防衛装備庁における令和 2 年末時点の特定秘密の指定件数は 18 件である。このうち、令和 2 年中に新たに指定したものは 1 件で、日本政府と英国政府との間の将来戦闘機及び将来戦闘航空システムに関する日英パートナーシップ・スタディに関する取決めに基つき英国政府から提供される秘密情報を特定秘密に指定したものである。

平成 27 年に指定した 16 件の特定秘密について、令和 2 年中に指定の有効期間の満了を迎えたところ、引き継ぎ、指定の 3 要件を満たすと認められ、関連する装備品の長期的な運用が想定され特定秘密として保護する状況に変化はないことから、有効期間をいずれも 5 年延長した。また、指定の解除をしたものはない。

また、令和 2 年末時点において、作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有件数は、[不開示情報]。今後の装備品の研究開発によって活用する可能性があることから、引き続き保有している。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 神戸の造船所では、建造中の潜水艦を遊覧船で見学させているが問題はないのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

【答弁概要】

- ・建造中であっても関連する特定秘密は適切に保護している。
- ・特定秘密以外の秘密や注意といった対外的に非公開としている部分についても、適合事業者たる造船所が保護をしながら建造していると承知しているところであるが、ご指摘を踏まえ、引き続き適正に行ってまいりたい。

問 2-1. 防衛装備庁が保有している作成から 30 年を超える特定秘密文書は、今の防衛装備に資する資料である旨の説明があったが、当該特定秘密を審査会に提示することは可能か。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

【答弁概要】

- ・当該特定秘密には諸外国から提供された情報もあり、提示にあたっでは諸外国と調整する必要がある。国会としてお求めの場合は、検討させていただく。

問 2-2. 当該特定秘密は、指定の 3 要件を全て満たしているということでしょうか。また、それはどのような情報なのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

【答弁概要】

- ・ご指摘のとおり、指定の 3 要件に全て合致している。
- ・作成から 30 年を超える特定秘密文書には様々なものがあるが、例えば、防衛省が指定する特定秘密で、装備品の制式に関する訓令の中で指定されている装備品の型式、性能、諸元が記載された文書がある。
- ・また、防衛目的のために特許権あるいは技術の知識の交流を容易にするために日本政府とアメリカ合衆国との間の協定に基づいてアメリカ合衆国から提供された技術情報が記載された文書というものもある。

問 3. 適合事業者に対し活発化するサイバー攻撃について、防衛装備庁としてどのように対応しているのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

【答弁概要】

- ・ご指摘のとおり、防衛関連企業に対し、いわゆる不正アクセスという形でサイバー攻撃が行われており、防衛装備庁としても深刻に捉えている。企業に対しては適正に対応するよう指示している。
- ・特定秘密に関しては、公のインターネットにつながらない、いわゆるスタンプアロンのシステムの中で取り扱うよう契約の中で取り決めており、それに従って企業が管理している。
- ・管理状況について、定期的に防衛装備庁が検査を行っており、特定秘密については適切に保護されていると考えている。全ての機微な情報が適切に保護されるよう、適合事業者等のサイバーセキュリティーについて意を用いていきたい。

4 適性評価

(1) 政府参考人（内閣情報調査室）からの報告聴取
行政機関における適性評価に係る実施状況等は次のとおりである。

《表2-6》適性評価の実施状況（令和2年1月1日～12月31日）

項 目	件 数
○実施機関数	26 機関
○実施件数	59,958 件
行政機関の職員等	58,643 件
適合事業者の従業員	1,315 件
○評価対象者が同意しなかった件数	5 件
行政機関の職員等	5 件 （国土交通省1件・防衛省4件）
適合事業者の従業員	0 件
○同意を取り下げた件数	0 件
行政機関の職員等	0 件
適合事業者の従業員	0 件
○特定記録を遷らすおそれがないと認められなかった件数	1 件
行政機関の職員等	1 件
適合事業者の従業員	0 件
○評価件数	0 件

（国会報告（令和3年6月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査事務局で作成）

《表2-7》指定行政機関、特定秘密が記録された行政文書の保有状況
及び適性評価実施件数 対比表（令和2年）

行政機関名	指定行政機関	特定秘密が記録された行政文書数 ^{※1}	令和2年中の適性評価実施件数 ^{※2} （うち行政機関の職員等）
国家安全保障会議	○	0	0 (0)
内閣府	○	129,026	784 (466)
内閣法制局	-	3	2 (2)
内閣府	○	4	51 (51)
国家公安委員会	○	0	0 (0)
警察庁	○	36,853	1,152 (1,152)
警察庁	-	36,747	331 (331)
相道府県警察 （行政文書を搬出して保有）	-	68	821 (821)
金融庁	○	38	- (-)
消費庁	○	0	2 (2)
総務省	○	0	6 (6)
消防庁	○	50	24 (24)
消防庁	○	0	13 (13)
法務省	○	3	6 (6)
出入国在留管理庁	○	3	11 (11)
公安調査庁	○	23,408	76 (76)
外務省	○	125,825	509 (504)
財務省	○	10	72 (72)
文部科学省	-	0	15 (11)
厚生労働省	○	0	11 (11)
農林水産省	-	0	14 (14)
水産庁	-	0	17 (17)
経済産業省	○	125	46 (46)
資源エネルギー庁	○	0	4 (4)
国土交通省	-	3,629	36 (36)
気象庁	-	0	6 (6)
海上保安庁	○	20,633	197 (197)
環境省	-	0	1 (1)
原子力規制委員会	○	0	9 (9)
防衛省	○	183,303	55,841 (55,562)
防衛装備庁	○	295	1,053 (404)
合計	20	523,170	59,958 (58,643)

（国会報告（令和3年6月閣議決定）を基に衆議院情報監視審査事務局で作成）
※1 特定記録が記録された行政文書の保有状況（令和2年12月31日時点）より抜粋。
※2 令和2年中の各行政機関の適性評価の実施件数より抜粋。

(2) 関係行政機関からの説明概要及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和4年3月10日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議の議長及び議員は、いずれも行政機関の長又は国務大臣であることから、特定秘密保護法により、適性評価を受けることを要しないこととされており、適性評価を行っていない。

イー① 内閣官房（内閣情報調査室）（令和4年3月10日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。適性評価の結果等が目的外利用されることを防止するため、適性評価実施担当と人事担当は分けている。

内閣官房では、職員に対して406件、適合事業者の従業員に対して378件、計784件の適性評価を実施した。

適性評価の対象者による不同意、同意の取り下げ及び苦情の申出はなかった。

イー② 内閣官房（国家安全保障局）（令和4年3月10日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

イー③ 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和4年3月10日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房の適性評価実施部署である内閣情報調査室から説明済みである。

ウ 警察庁（令和4年3月17日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和2年中の適性評価の実施件数は、警察庁が331件、都道府県警察が821件、計1,152件である。前年からやや増加しているが、これは直近に実施した適性評価から5年経過し、再度適性評価を実施した者もいたためとみている。

エ 総務省（令和4年3月17日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和2年中、適性評価を実施した職員の数は24名、適合事業者の従業員数は0名である。適性評価の実施に同意をしなかった者及び同意を取り下げた者の数はそれぞれ0名、苦情の申出件数も0件である。

オ 法務省（令和4年3月17日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和2年中に適性評価を実施した職員は6名である。適合事業者の従業員数は0名である。また、令和2年末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は22名である。

カ 出入国在留管理庁（令和4年3月17日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和2年中に適性評価を実施した職員は11名である。適合事業者の従業員数は0名である。また、令和2年12月末時点における特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は26名である。

キ 公安調査庁（令和4年3月17日審査会）

政府参考人からの説明概要

公安調査庁では、令和2年中、76人の職員に対し適性評価を行った。適性評価の実施に対する不同意件数、同意取下げ件数、申出のあった苦情の件数は、いずれも0件であった。なお、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、令和2年12月末時点で227人である。

ク 外務省（令和4年3月24日審査会）

政府参考人からの説明概要

外務省では、令和2年に509件の適性評価を実施した。その内訳は、外務省職員が504件、適合事業者が5件である。

令和2年に行なった適性評価の評価対象者のうち、評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数はない。また、適性評価の対象者が同意を取り下げた件数及び申出のあった苦情の件数は共に0件である。

ケ 経済産業省（令和4年3月17日審査会）

政府参考人からの説明概要

令和2年中に、合計46名の適性評価を実施した。なお、現在、適合事業者はいない。

コ 海上保安庁 (令和4年3月17日審査会)

政府参考人からの説明概要

令和2年中に実施した職員に対する適性評価の件数は、職員に対して197件、適合事業者の従業員に対して0件であった。

なお、適性評価の実施に対する不同意、同意の取り下げ、苦情の申出については、いずれも0件であった。

サ 防衛省 (令和4年3月31日審査会)

政府参考人からの説明概要

令和2年中に、防衛省の職員に対して55,562件、適合事業者の従業員に対して279件、計55,841件の適性評価を実施した。

また、同年中に防衛省における適性評価の評価対象者が同意しなかった件数は4件、評価対象者が同意を取り下げた件数及び苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

なお、令和2年末時点において、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は、防衛省の職員が116,659人、適合事業者の従業員が705人で、計117,364人である。

シ 防衛装備庁 (令和4年3月31日審査会)

政府参考人からの説明概要

令和2年中に、防衛装備庁の職員に対して404件、適合事業者の従業員に対して649件、計1,053件の適性評価を実施した。

また、評価対象者が同意をしなかった件数、評価対象者が同意を取り下げた件数及び評価対象者からの苦情の申出の件数は、いずれも0件である。

第3 政府に対する意見

- 1 政府に対する意見 112
- 2 政府に対する意見の理由及び背景 114

第3 政府に対する意見（調査結果）

衆議院情報監視審査会は、本報告書における対象期間中、数次にわたる調査を行うとともに、委員間で活発な議論を行った。
その結果、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として、以下のとおり合意した。

1 政府に対する意見

衆議院情報監視審査会は、政府に対し、引き続き当審査会をはじめとした立法府に対する説明責任を十分果たすとともに、当審査会において指摘を行った事項及び以下に記した意見について、早急に対応することを強く求める。なお、これまでの審査会意見に対しても同様である。

本意見に対し、政府が具体的な対応を行わない場合、必要に応じて国会法第102条の16第1項に基づく勧告²⁵を行うものとする。

1 特定秘密文書の管理関係

各行政機関においては、保全教育等を通じ特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。特に不適切な管理事案が発生した行政機関については、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施すること。また、引き続き適合事業者等における秘密保全状況の把握に努め、必要に応じて立入検査を行うなど情報管理に万全を期すること。

2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表

各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること。

3 審査会への対応関係

各行政機関においては、審査会意見で繰り返し当審査会への対応の改善を求めてきたことも重く受け止め、審査会での説明方法や資料の在り方について検討すること。なお、説明に当たっては、必要な場合には特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう求めた令和元年審査会意見の趣旨を踏まえ、引き続き真摯に対応すること。

4 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、「特定行政文書ファイル等」にすべきものの「写し」に関する検証・監察について、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外から主体的に選択するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。

5 特定秘密指定書関係

各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること。また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、不開示情報を含めより具体的に説明するよう努めること。

²⁵ 国会法第102条の16第1項において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」と定められている。

2 政府に対する意見の理由及び背景

1 特定秘密文書の管理関係
各行政機関においては、保全教育等を通じ特定秘密に対する職員の意識及び理解を徹底し、その上で適切な管理がなされているか改めて確認すること。特に不適切な管理事案が発生した行政機関については、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施すること。また、引き続き適合事業者等における秘密保全状況の把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すること。

(理由及び背景)

行政機関における特定秘密文書の不適切な管理事案は、これまでも繰り返し発生しており、その都度、当審査会としても管理を徹底するよう指摘してきた。昨年の審査会意見においても、特定秘密文書の誤廃棄事案等が複数発生した事態を重く捉え、各行政機関に対し、再発防止策を講じるよう強く求めたところである。

当審査会の指摘を受け、政府として文書管理の強化、職員の教育の徹底等対策を講じるとしたにもかかわらず、今調査対象期間中も、令和3年5月に、経済産業省において、不適切な管理が行われている特定秘密文書が発見され、同年9月には、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において特定秘密文書の持ち出し事案が発覚した。

その他、令和4年3月には、適性評価を受け特定秘密にアクセス可能であった国家安全保障局の幹部職員が、特定秘密等の実質秘は含まないものの政府の非公開文書を外部に流出させていたことが発覚した。今回は特定秘密に係る非遵行為は無かったとするものの、万一、漏えい事案が発生した場合には、情報提供元との信頼関係を損なうことで我が国の情報収集活動に支障を及ぼすだけでなく、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼を失うことにもなりかねない事案である。

以上の不適切事案に共通するのは、職員の意識や理解不足に起因する特定秘密に対するさまざまな取扱いである。各行政機関においては、保全教育等を通じた職員の意識及び理解の向上を図ることはもとより、現在の管理体制を改めて確認した上で必要に応じて管理手続を見直すなど、より厳格な運用を行うことを求めるものである。特に、事案が発生した行政機関については、その原因を検証し、当該事案を受けた再発防止策を確実に実施することを求める。

また、防衛関連企業等に対するサイバー攻撃等が深刻化しているのに対し、企業側の認識や情報管理体制が未だ不十分と考えざるを得ない報道等も散見される。このことから、適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関においては、引き続き下請負先を含めた適合事業者の秘密保全体制等の状況の

把握に努め、必要に応じて立入検査等を行うなど情報管理に万全を期すよう求めるものである。

2 不適切な管理事案発覚後の審査会への報告と国民への公表
各行政機関においては、特定秘密の管理において重大な事案が生じた場合には、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、当審査会に速やかに報告し、丁寧に説明すること。また、国民に対しても可能な限り早期に公表するよう努めること。

(理由及び背景)

令和3年9月、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室において特定秘密文書の持ち出し事案が発覚した。この事案について説明を受けた際、当審査会は、特定秘密の漏えいの事実は確認されなかったものの、特定秘密文書が初めて外部に持ち出されていたという点で従来とは次元の異なる極めて重大な事案であるとの認識を持った。ところが、政府は当初、国民への公表について、例年6月頃に公表される国会報告への記載によるとしており、これまでの特定秘密文書の誤廃棄事案と同程度に考えていると思える対応を取ろうとしていた。これに対し、審査会では多数の委員から、事案の重要性に鑑み早期の公表が必要であると指摘する発言があり、当審査会として当該行政機関に対し、可及的速やかに事案を公表し国民に対し説明することを検討するよう強く要請した。これを受け政府において検討が行われ、3月中の公表に至ったことについては、当審査会が抱いた危機感に対し理解が得られたものと一定の評価をするものである。

また、委員からは、不適切な管理事案が生じた行政機関に対し、「漏えいの事実は無かった」と安易に報告するのではなく、どのような調査を行った結果漏えいの事実が確認されなかったのかなど、具体的な調査内容を丁寧に説明するよう指摘があった。各行政機関においては、不祥事案が生じた場合には、当審査会に対し速やかに報告するとともに、その事実や漏えいの有無の判断理由を含む経緯、再発防止策等について、丁寧に説明するよう求めるものである。

さらに、万一今回のような事案が生じた場合には、国民から「何かを隠している」という疑念を抱かれぬよう特定秘密保護制度に対する信頼性確保の観点から、国民に対して可能な限り早期に公表するよう努めることを求めるものである。

3 審査会への対応関係
各行政機関においては、審査会意見で繰り返し当審査会への対応の改善を求めたことも重く受け止め、審査会での説明方法や資料の在り方について検討すること。なお、説明に当たっては、必要な場合には特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう求めた令和元年審査会意見の趣旨を踏まえ、引き続き真摯に対応すること。

(理由及び背景)
行政機関の当審査会への対応の在り方について、毎年のように指摘しているところであり、一部の行政機関で改善が見られてきたことは一定の評価をするものである。一方で、行政機関によっては、未だ説明方法や資料の提示の仕方が分かりにくいなど、基本的なところで時間を空費してしまうことがあった。そのため、当審査会が限られた時間の中で充実した調査が行えるよう各行政機関において、改めて説明方法や資料の在り方について検討し、改善を求めるものである。

また、当審査会は、令和元年審査会意見において、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程で必要な場合には、特定秘密以外の不開示情報についても積極的に説明するよう努めることを求めた。その趣旨は、厳格な保護措置を講じている審査会において各行政機関が丁寧に説明することで、特定秘密の指定の適正性を適切に判断することが可能となり、審査会の監視機能の信頼性を高めることになり、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼につながるものと考えらるからである。確かに、特定秘密にはサーボ・ドメイン・ルールに関わるものもあり、情報提供元との信頼関係等から慎重に対処する必要があるものがあることは当審査会としても十分理解しているものの、その周辺情報の説明まで全て差し控えられてしまえば、当審査会として特定秘密の指定の適正性について十分な調査を行うことはできなくなる。

各行政機関においては、改めて当該意見の趣旨を確認した上で、必要な場合には不開示情報を含めた説明を積極的に行うなど、引き続き真摯に対応することを求めるものである。

4 独立公文書管理監関係
独立公文書管理監においては、「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察について、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外から主體的に選択するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。

(理由及び背景)
独立公文書管理監は、政府部内の組織として特定秘密の指定・解除及び特定行政文書ファイル等の管理について検証・監察を行っており、当審査会としてもその活動内容に重大な関心を持ち、これまで検証・監察業務の強化に

係る様々な指摘を行ってきたところである。

具体的には、平成 29 年審査会意見を受け、平成 30 年 7 月、内閣情報調査室から各行政機関に対し通知²⁶が发出され、平成 30 年度から「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」(保存期間 1 年未満の特定秘密文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか)に関する検証・監察が独立公文書管理監の業務として追加された。

その後、当審査会は令和元年審査会意見において、当該検証・監察について、実効性向上に向けた取組を行うよう指摘したところであるが、委員から、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全体の件数に対して、抽出調査した文書が 42 件というのは少なすぎるのではないか、また、文書の抽出に当たっては、「写し」以外の文書の中から独立公文書管理監が主體的に選定すべきとの指摘があった。このことから、実効性の向上については未だ道半ばであるという感が否めない。

当審査会としては、当該検証・監察については、コロナ禍での実施には困難が伴うことは認識しているが、十分機能することで特定秘密保護制度に対する国民の信頼性が高まると期待するものである。そのため、当該検証・監察においては、実施件数を増やし対象文書を「写し」以外の文書の中から主體的に選定するなど、実効性向上に向けた取組を更に継続することを求めるものである。

5 特定秘密指定書関係
各指定行政機関においては、特定秘密指定書の作成に当たり、「指定の理由」が特定秘密の指定要件の充足性等の判別が可能となる記述内容となっているかよく精査すること。また、審査会において当該理由の説明を求められた場合には、不開示情報を含めより具体的に説明するよう努めること。

(理由及び背景)
特定秘密指定書には「指定の理由」が記載されているが、同じような内容のものが並び、個々の特定秘密の指定に至った事情に応じた書きぶりとはなっていないものが少なくない。確かに、特定秘密の内容それ自体を記載できないことは当然であるが、審査会の委員が特定秘密の指定の適否を判断する際、重要な材料である当該記述内容がその特定秘密の事情に則したものでなければ、指定要件の充足性等の判別が困難となり、審査会本来の役割を果たすこともできなくなる。そのような事態を回避するためにも、各指定行政機関においては、特定秘密指定書の「指定の理由」の記述内容を精査し、表現を考慮するなどすることにより可能な限り具体的に記載するよう求めるもの

²⁶ 「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について(通知)」(平成 30 年 7 月 27 日)

である。
また、表現を考慮したとしてもなお具体的な記述に至ることが困難な場合が存在することは当然であり、審査会において、現状の記述を了としつつ当該理由を理解するため、より詳細な説明を求めることもあるので、その場合には、必要に応じて不開示情報を含め具体的に説明するなど、より踏み込んだ対応をするよう努めることを求めるものである。

参 考 資 料

I 関係法規..... 121	I 関係法規
(1) 国会法 (昭和22年4月30日法律第79号) (抄) 121	(1) 国会法 (昭和22年4月30日法律第79号) (抄)
(2) 衆議院規則 (昭和22年6月28日議決) (抄) 125	〔情報監視審査会の設置〕
(3) 衆議院情報監視審査会規程 (平成26年6月13日議決) 126	第102条の13 行政における特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)) 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。))の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定 (同項の規定による指定をいう。))及びその解除並びに適性評価 (特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。))の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項 (第54条の4第1項において運用する場合を含む。))の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長 (特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。))の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。
(4) 特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号) (抄) 131	〔調査のための報告〕
(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に關し統一的な運用を図るための基準 (平成26年10月14日) (最終改正：令和3年6月11日) (抄) 133	第102条の14 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告を受ける。
II 特定秘密の保護に関する法律のポイント (内閣官房資料) 135	〔特定秘密の提出〕
III 国会報告の概要 (令和3年6月11日閣議決定)	第102条の15 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出 (提示を含むものとする。以下第104条の3までにおいて同じ。))を求めたときは、その求めに応じなければならない。
「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要..... 136	2 前項の場合における特定秘密保護法第10条第1項及び第23条第2項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第1項第1号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第1項 (同法第54条の4第1項において運用する場合を含む。))又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和22年法律第225号) 第1条」とあるのは「第102条の15第1項」と、「審査又は調査であつて、国会法第52条第2項 (同法第54条の4第1項において運用する場合を含む。))又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査 (公開しないで行われるものに限る。))」と、特定秘密保護法第23条第2項中「第10条」とあるのは「第10条 (国会法第102条の15第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))とする。
IV 各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表 (令和3年12月末現在) (内閣官房資料) 138	3 行政機関の長が第1項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をしない。
V 独立公文書管理監報告のポイント (令和3年6月24日)	4 前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をしない。
「特定秘密の指定及びその解除並びに特行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとつた措置の概要に関する報告」のポイント..... 141	5 前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないうときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。
VI 令和2年中に指定が解除された特定秘密一覧..... 142	
VII 提示を受けた特定秘密一覧..... 143	
VIII これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況 144	
IX 会長及び委員一覧..... 162	
X 委員派遣・海外派遣一覧..... 165	
XI 参考人一覧..... 166	
XII 活動経過一覧表 167	

(報告) 第 102 条の 16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。 2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の報告の結果とられた措置について報告を求めることができる。 (審査) 第 102 条の 17 情報監視審査会は、第 104 条の 2 (第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。 2 各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。 3 前項の場合における特定秘密保護法第 10 条第 1 項及び第 23 条第 2 項の規定の適用については、特定秘密保護法第 10 条第 1 号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第 104 条第 1 項(同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和 22 年法律第 225 号)第 1 条」とあるのは「第 102 条の 17 第 2 項」と、「審査又は調査であつて、国会法第 52 条第 2 項(同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。)又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査(公開しないで行われるものに限る。)」と、「特定秘密保護法第 23 条第 2 項中「第 10 条」とあるのは「第 10 条(国会法第 102 条の 17 第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。 4 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が第 2 項の求めに応じない場合について準用する。 5 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じして報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。 6 第 102 条の 15 第 3 項から第 5 項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第 5 項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。 7 情報監視審査会は、第 1 項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。 (事務を行う者の制限) 第 102 条の 18 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価(情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をい	う。)においてその事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。 (特定秘密の利用又は知ることができる者の範囲) 第 102 条の 19 第 102 条の 15 及び第 102 条の 17 の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。 (準用規定) 第 102 条の 20 情報監視審査会については、第 69 条から第 72 条まで及び第 104 条の規定を準用する。 (情報監視審査会に関する事項) 第 102 条の 21 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。 [官公署等に対する報告及び記録の提出要求] 第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。 2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。 3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。 4 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないとときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。 [審査の要請] 第 104 条の 2 各議院又は各議院の委員会が前条第 1 項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第 2 項の規定により理由を説明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第 3 項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。 (特定秘密を含む報告等の利用又は知ることができる者の範囲) 第 104 条の 3 第 104 条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
---	---

附 則 (抄) (国会法等の一部を改正する法律 (1 条)) (平成 26 年法律第 86 号) [施行期日] 1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) の施行の日から施行する。ただし、第 3 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。 [準備行為] 2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行爲その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。 [検討] 3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	(2) 衆議院規則 (昭和 22 年 6 月 28 日 議決) (抄) [委員による特定秘密の閲覧] 第 56 条の 5 委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができ、 2 前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。 [秘密を漏らした者に対する懲罰] 第 234 条の 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出 (提示を含むものとする。次項において同じ。) がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。 [議員による特定秘密の閲覧] 第 256 条の 2 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができ、 2 前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。
--	---

(3) 衆議院情報監視審査会規程（平成 26 年 6 月 13 日議決）

〔設置の趣旨〕

第 1 条 情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第 12 条第 1 項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第 3 条第 1 項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

〔委員数〕

第 2 条 情報監視審査会は、8 人の委員で組織する。

〔委員〕

第 3 条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第 1 項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第 4 条 委員は、選任後選滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2 第 17 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第 5 条 委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2 委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を經由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第 6 条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

〔会長〕

第 7 条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第 101 条及び第 102 条の規定は、会長について準用する。

第 8 条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表

する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、会長の職務を行う。

〔閉会〕

第 9 条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができ、

第 10 条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第 67 条第 2 項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

〔情報監視審査室〕

第 11 条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

〔定足数〕

第 12 条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔表決〕

第 13 条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

〔審査〕

第 14 条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事実を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

〔委員の発言〕

第 15 条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

〔議長及び副議長の出席及び発言〕

第 16 条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

〔審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言〕

第 17 条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人は、当該要請に係る事実の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事 1 人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事 1 人」

と、「委員長（常任委員長を除く。）及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとす る。 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、衆議院規則第101条第2項及び第3項の規定を準用する。 〔特定秘密の利用し又は知ることができる者の範囲〕 第18条 国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第5条の4に規定する議院の議決により定める者は、前2条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。 〔委員の派遣〕 第19条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。 〔特定秘密の提出又は提示〕 第20条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を經由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。 〔勧告〕 第21条 情報監視審査会は、調査又は審査の結果に基づき必要があるときは、議長を經由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。 2 情報監視審査会は、議長を經由して、国会法第102条の16第1項の報告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。 〔報告書の提出〕 第22条 情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。 2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。 3 議長は、前2項の報告書を公表するものとする。 〔会議の秩序保持〕 第23条 委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会が終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 〔休憩及び散会〕 第24条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。 〔懲罰事犯の報告等〕 第25条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めるなければならない。 2 衆議院規則第235条の規定は、情報監視審査会における懲罰事犯について準用する。	〔傍聴〕 第26条 情報監視審査会は、傍聴を許さない。 2 情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとする ことができる。 〔特定秘密の保管〕 第27条 行政機関の長から情報監視審査会又は議員若しくは委員会若しくは両議院の合同審査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。 〔特定秘密の閲覧〕 第28条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。 2 前項の規定は、第32条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。 〔会議録〕 第29条²⁷ 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。 2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他の重要な事項を記載しなければならない。 3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。 4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第23条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。 第30条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。 2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。 3 前項の規定は、第32条第1項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。
---	--

²⁷ 「衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程」（令和4年4月7日議決）により、第29条第3項中「これを印刷して配付することをしない」を「各議員には提供しない」に改め、同条第4項中「これを印刷して各議員に配付する」を「電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供する」に改めることとされた。衆議院における全議員への配付物のペーパーレス化を進める措置の一環であり、同規程は第209回国会の召集の日から施行される。

〔特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等〕 第 31 条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。 2 衆議院規則第 295 条の規定は、前項の懲罰事犯について準用する。 〔事務局〕 第 32 条 情報監視審査会の事務を処理するため、情報監視審査会に事務局を置く。 2 事務局に事務局長 1 人その他必要な職員を置く。 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。 第 33 条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 〔準用〕 第 34 条 衆議院規則第 41 条、第 45 条の 2、第 45 条の 3、第 47 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 56 条、第 70 条、第 85 条の 2 及び第 234 条の規定は、情報監視審査会について準用する。 附 則 〔施行期日〕 1 この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 86 号）の施行の日〔平成 26 年 12 月 10 日〕から施行する。 〔衆議院政治倫理審査会規程の一部改正〕 2 衆議院政治倫理審査会規程（昭和 60 年 6 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。 第 3 条第 1 項中「若しくは憲法調査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。	(4) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）（抄） 〔その他公益上の必要による特定秘密の提供〕 第 10 条 第 4 条第 5 項、第 6 条から前条まで及び第 18 条第 4 項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。 一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準する業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第 10 条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。 イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条第 1 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和 22 年法律第 225 号）第 1 条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第 52 条第 2 項（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 62 条の規定により公開しないこととされたもの 〔ロ 省略〕 〔第 2 号以下 省略〕 〔第 2 項以下 省略〕 〔特定秘密の指定等の運用基準等〕 第 18 条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。 2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に關し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 3 内閣総理大臣は、毎年、第 1 項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。 〔第 4 項 省略〕 〔国会への報告等〕 第 19 条 政府は、毎年、前条第 3 項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。 附 則 〔国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方〕 第 10 条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することとを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用す。
---	--

るものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日）（最終改正 令和3年6月11日）（抄）

Ⅴ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

５ 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

(1) 内閣総理大臣への報告等

ア 行政機関の長は、毎年1回、(7)から(9)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(7)から(9)まで及び(9)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(7) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ1.(1)に規定する事項の細目ごと。(4)及び(9)において同じ。）

(4) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数

(9) 過去1年に指定を解除した件数

(エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数

(イ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数

(ホ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(キ) 過去1年に処理した4.(2)ア(7)の通報の件数

(9) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。）(9)及び(9)において同じ。）

(9) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数

(ロ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(9) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例

(9) その他参考となる事項

イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(7)から(9)まで及び(9)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

- (2) 特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者への報告
内閣総理大臣は、毎年 1 回、(1)エの状況を特定秘密保護法第 18 条第 2 項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年 1 回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、同院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)(に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

6 その他の遵守すべき事項

- (1) 2、3(1)イ、4(2)イ又は 5(1)イに基づき特定秘密の提供を受けた内閣保全監視委員会又は内閣府独立公文書管理監は、当該特定秘密を提供した行政機関の長とあらかじめ協議して定めるところに従い、当該特定秘密を利用する職員の範囲を制限することその他の当該特定秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 内閣保全監視委員会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(3) 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書データベース等の管理の適正を確保するために必要な専門的技術的知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(4) 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(5) 行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法(昭和 22 年法律第 79 号)その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

Ⅶ 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5 年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

特定秘密の保護に関する法律のポイント

Ⅱ 特定秘密の保護に関する法律のポイント(内閣官房資料)

特定秘密—大臣等が指定—

国家公務員法等上の秘密

特定秘密

特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当する情報

- ① 防衛
② 外交
③ 特定有害活動(スパイ行為等)の防止
④ テロリズムの防止

に関するものとして
法律で列挙する
事項

のうち、

特段の秘匿の必要性があるもの

- ※ 指定の有効期間は上限 5 年(更新可能)。通算で 30 年まで。30 年を超える延長には、内閣の承認が必要。暗号や人的情報源等を除き、60 年を超える延長は不可。
※ 内閣総理大臣は、有識者から意見を聴いた上で、閣議決定により、指定等の運用基準を策定。
※ 内閣総理大臣は、必要があれば、指定等の運用について、大臣等に改善を指示。
※ 指定等の運用状況は、毎年、有識者に報告するとともに、その意見を付して、国会に報告・国民に公表。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰(懲役 10 年以下等)

- ※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由十分に配慮しなければならない旨を規定。
※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

Ⅲ 国会報告の概要（令和3年6月11日閣議決定）

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の
実施の状況に関する報告」の概要

- 1 報告の趣旨
特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの
- 2 対象期間
令和2年1月1日から同年12月31日までの間
- 3 運用基準の一部変更
平成26年10月14日に閣議決定された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）について、特定秘密保護法別表に掲げる事項の内容を具体的に示した事項の細目及び具体的な情報が出現する前に特定秘密に指定する際の手続の明確化等について見直しを行い、令和2年6月16日に一部変更
- 4 特定秘密保護法における行政機関
対象期間末（令和2年12月31日）時点において特定秘密保護法上の行政機関は、28機関
- 5 指定権限を有する行政機関（対象期間末時点）
 - ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
 - ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、12機関23人
- 6 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況
 - (1) 特定秘密の指定の状況
 - ア 全体の指定の状況
9機関・51件（行政機関別の内訳を記載）
 - イ 事項別の指定の状況
（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）
 - ウ 各行政機関別の指定の状況
（行政機関別の指定内容の概要及び件数）
 - (2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況
 - ・ 有効期間を満了したのは、2機関・4件
 - ・ 有効期間を延長したのは、9機関・57件
 - ・ 特定秘密を指定している12機関全てが指定の理由の点検を実施
 - ・ 特定秘密の指定を解除したものは、1機関・3件
 - (3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況
 - ・ 特定行政文書ファイルの移管件数は、0件
 - ・ 特定行政文書ファイルの廃棄件数は、6件
 - ・ 緊急廃棄された文書の件数は、0件
 - (4) 運用基準に基づく通報の状況
 - ・ 通報の件数は、0件

- (5) 適性評価の実施の状況
 - ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、26機関・59,958件（行政機関別の内訳を記載）
 - ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は5件
- 7 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況
 - (1) 特定秘密の指定の状況
 - ア 全体の指定の状況
12機関・6134件
 - イ 事項別の指定の状況
（法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）
 - ウ 情報の類型別の指定の状況
暗号、情報収集衛星及び武器に関するものが多い
 - エ 指定の有効期間別の件数
 - ・ 16件を除き5年
 - ・ 有効期間を指定当初からの通算で見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが191件、5年を超えて10年未満となるものが17件、10年以上となるものが403件
 - オ 指定を解除すべき条件を設定しているのは、183件
 - カ 各行政機関別の指定の状況
（行政機関別の指定内容の概要及び件数）
 - (2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況
特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数
15機関・523,1704件
 - (3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数
26機関・128,452人（行政機関別の内訳を記載）
- 8 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応
 - ・ 内閣府独立公文書管理監から4件の是正の求めがあり、当該各省庁において対応
 - ・ 衆議院情報監視審査会の令和元年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の平成30年12月1日から令和元年8月31日までの間を対象とした年次報告書における主な指摘事項について、政府の対応を説明
 - ・ 衆議院情報監視審査会の令和2年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の令和2年11月12日に提出した年次報告書における政府に対する主な指摘事項について、今後真摯に検討した上で説明
- 9 内閣府独立公文書管理監からの意見
- 10 有識者からの意見

※国会報告の全文は<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimutsu/hokoku.html>を参照

各行政機関における特定秘密の指定状況—一覧表(令和3年12月末現在)

××()内の数値は、令和3年中に指定した特定秘密の件数で、内数
××△△△△の数値は、令和3年中に指定の有効期間が満了した特定秘密の件数
××××××××××内の数値は、令和3年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数で、内数
××△△の数値は、令和3年中に指定を解除した特定秘密の件数

第1号
防衛に
関する
事項】

1011

659	1933	
-----	------	--

V 独立公文書管理監報告のポイント（令和3年6月24日）

「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について
独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

- ・ 報告対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。

検証・監察の結果等

- 特定秘密の指定
 - ・ 特定秘密の指定21件について適正と認めた。
 - 特定秘密の指定の有効期間の延長及び指定の解除
 - ・ 有効期間の延長191件、解除15件について適正と認めた。
 - 特定秘密の記録とその表示
 - ・ 令和3年3月26日に2件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。
 - ・ それ以外の21部署による記録とその表示を適正と認めた。
 - 特定行政文書ファイル等の保存
 - ・ 令和3年3月26日に1件、特定行政文書ファイル等の保存については是正を求めた。
 - ・ それ以外の22部署による保存を適正と認めた。
 - 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置
 - ・ 内閣官房8件、内閣法制局1件、経済産業省1件及び防衛省33件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。
 - 特定行政文書ファイル等につききもの存否
 - ・ 11部署について保存期間1年未満の特定秘密文書の中に保存期間を1年以上と設定すべきものはないものと認めた。
 - 定量的指標
 - ・ 説明開取、実地調査等の回数 74回
 - ・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数 1,944件
 - （これら文書等に記録されている特定秘密の件数 延べ4,748件）
- 通報への対応
 - ・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。
- 今後の展望
 - ・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

※管理監報告の全文は<https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/noukoku/index.html>を参照

VI 令和2年中に指定が解除された特定秘密一覧

行政機関 年月日	解除 特例番号	特定秘密の概要	解除理由
警察庁 令和2年 12月31日	警一31	平成29年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	解除
	警一36	平成30年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	
	警一40	平成31年中に警察が策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報	

×なお令和2年中、警察庁の指定する特定秘密3件、防衛省の指定する特定秘密1件につき、指定の有効期間が満了している。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査事務局で作成）

Ⅶ 提示を受けた特定秘密一覧

提示日	行政機関	提示を受けた特定秘密の概要
提示場所 平成 28 年 1. 25 内閣衛星情報センター (委員派遣) 28 年 11 月 30 日 審査会	内閣官房	内閣衛星情報センターが情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報
	警察庁	作成から 30 年以上が経過している特定有害活動(スパイ活動等)の防止に関する警察の特定秘密文書
	経済産業省	平成 23 年から平成 27 年中、内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(資源エネルギー関係、災害関係等)であって、経済産業省が提供を受けていたもの
30 年 1 月 26 日 審査会	外務省	安全保障に関する外務省の特定秘密の一部
	経済産業省	内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(資源エネルギー関係、災害関係等)であって、平成 23 年度から平成 25 年度中に経済産業省が提供を受けていたものうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛省	情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等又は情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等を記した特定行政文書フナイル等のうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの
	防衛装備庁	防衛装備庁が防衛省より提供を受けた「そうりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間を明示する数値で、保存期間満了時の措置を廃棄としたもの
30 年 6 月 6 日 内閣衛星情報センター (委員派遣)	内閣官房	・画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 ・情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 ・情報収集衛星に係る暗号に関する情報

Ⅷ これまでの主な「政府に対する意見」と政府の対応状況

1 行政文書が不在の特定秘密関係

※ 政府に対する意見、政府の対応状況

・平成 28 年審査会において、内閣官房及び各行政機関に対し特定秘密ごとの特定秘密文書の件数の提出を求めたところ、指定されている特定秘密 443 件のうち、特定秘密文書が不在の特定秘密が 166 件あることが判明した(平成 27 年 12 月 31 日現在)。

・行政文書が不在の特定秘密については、特定秘密が物件であり文書作成が困難であるもののようにはその理由が明確である特定秘密もあるが、情報が不在であるものや文書作成が可能であるにもかかわらず作成していないものもあることから、その指定については、必要性和特定秘密に該当する情報の出現可能性について厳格に審査し、特定秘密の指定を行う必要がある。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 行政文書が不在の特定秘密(物件のように文書作成が困難なものを含むものを除く。)については、その必要性や出現可能性について厳格に審査した上で、特定秘密の指定を行うこと。	【内閣情報調査室】 ■「行政文書が存在しない情報を特定秘密として指定し、取り扱う際の考え方」と題する事務連絡を差出した。今後はこのような考え方に沿って指定の取扱いを行っていく。 (平成 29 年 11 月 14 日審査会)
✓ 具体的な情報が出現する前に特定秘密をあらかじめ指定する場合は、その出現の蓋然性が極めて高い場合に限り、最低限の期間に区切った上で特定秘密の指定を行うこと。また、指定後においても、具体的な情報の出現可能性を年 1 回の定期点検のみならず、随時点検し、出現が見込めないと判断した場合は、直ちに当該指定の解除を行うこと。なお、情報が不在のまま有効期間の更新を行わないこと。	■各行政機関において、文書の作成や指定の解除等の措置が講じられた(平成 29 年 3 月末時点で、指定解除 9 件、文書作成 8 件等により、36 件が解消)。
✓ 特定秘密保護法の逐条解説に基づき、いわゆる「あらかじめ指定」が拡大しすぎていることを踏まえ、より適切な規定を定めること。その際、例外的な取扱いであることを明記するとともに、厳格な要件を定めること。	
✓ 行政文書及び物件もなく、職員の知識の中にだけ存在する特定秘密の指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行わないこと。	

×「特定秘密の廃止に関する法律【逐条解説】」(平成 26 年 12 月 9 日 内閣府特定秘密保護法施行準備室)

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 行政文書が不在の特定秘密のうち、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。（この場合）情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。 他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 （平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会）
✓ 行政文書が不在の特定秘密については、指定管理簿の備考欄等にその旨を記載するなどとして、記録に残す措置を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 審査会に提出する特定秘密指定管理簿等に、行政文書が不在の特定秘密の一覧が添付されることとなった。 ■ なお政府としては、審査会が集計している①複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの、②他機関が保有しているもの、③物件が存在しているもの、の 3 類型については「行政文書不在の特定秘密」にはあらず、④具体的な情報が未出現のもの、及び⑤行政文書も物件もないが、具体的な情報が（職員の知識として）存在するもの、の 2 類型のみが「行政文書不在の特定秘密」に該当するとしている。この整理に基づき、平成 30 年末時点で「行政文書不在の特定秘密」は存在しないとしている。

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ いわゆる『あらかじめ指定』を行う場合の厳格な要件）及び「指定管理簿への記載等記録に残すための措置」について、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。	【警察庁】 ■ 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方に基つき、慎重な検討の上、将来出現することが確実なものに限り行っている。 なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後も出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を欠くに至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。 （令和元年 11 月 5 日審査会）

2 作成から 30 年を超える特定秘密文書

政府に対する意見（審査会意見）の事実及び経緯

- ・ 特定秘密保護法において、特定秘密の指定の有効期間は、理由を示して内閣の承認を得ない限り、通算で 30 年を超えることはできないと規定されており、また、運用基準においては、指定の有効期間が通じて 30 年を超える特定秘密が記録された文書は、指定解除後、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとされている。
- ・ 一方で、同法施行以前に作成され、30 年を超える特定秘密が記載されている文書が存在するが、これらの文書については法施行時から特定秘密の指定の有効期間が開始されたものとされている。
- ・ 特定秘密保護法の対象は、文書ではなく情報であるものの、そもそも、特定秘密として保護される条件を考慮すれば、当該文書作成時において、既に指定されたものとみなすことが妥当であることから、作成から 30 年を経過したものは指定から 30 年を経過したものと同等のものとも考えられる。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密保護法施行前から保有している行政文書で、作成から 30 年を超える行政文書を特定秘密文書として保有している場合、若しくは、今後保有しようとする場合、独立公文書管理監督が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を課す措置を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有状況について、内閣情報調査室が調査したところ、警察庁、外務省及び防衛省において、保有していることが判明した。その上で、今後とも特定秘密文書の長期にわたる保有については、政府全体でその状況の把握に努め、その上で適正を確保するために何らかの措置が必要かどうか、実務を積み重ねつつ、引き続き検討してまいりたい。 （平成 29 年 11 月 14 日審査会）
✓ 特定秘密文書の保存期間満了に伴い、特定秘密文書を廃棄及び廃棄予定とする場合は、当審査会に件名及び文書等の名称、廃棄する合理的理由を記した資料を提出し、説明すること。	■ 廃棄の事例について、類型別、省庁別の数字を示した資料が提出された。
✓ 当初の特定秘密指定において「平成 26 年までに」「平成 26 年以前」と指定管理簿及び指定書に記載し、かつ、平成 26 年より前の特定秘密を保有していない場合は、「平成 26 年に」と記述を改めること。	【内閣情報調査室】 ■ 指定管理簿及び指定書の記載と実態が合っていない特定秘密の保有状況について、内閣情報調査室が各省庁へ照会した結果、内閣官房、警察庁及び外務省において該当する特定秘密が存在することが判明した。これを受けて、内閣官房の 1 件、警察庁の 1 件及び外務省の 1 件について指定書等における記述を修正したとの報告があった。

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 作成から30年を超える特定秘密文書を保有する行政機関においては、その概要を整理して当審査会に報告すること。	【警察庁】 ■ 警察庁では、特定有害活動動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。 (平成 30 年 11 月 6 日審査会)
✓ 作成から 30 年を超える特定秘密文書について、その秘密として取り扱われてきた期間の長さを考慮し、保存期間満了時の措置を再検討の上、原則として歴史公文書等とし、保存期間満了後は国立公文書館等に移管することを検討すること。	【外務省】 ■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有している。 (平成 30 年 11 月 8 日審査会)
✓ 平成 28 年年度報告書の審査会意見で付した、作成から 30 年を超える 特定秘密文書を保有指ししくは今後保有しようとする場合、独立公文書管理監が審査を行うことや指定の有効期間を通じて 30 年を超えて延長する場合と同等の厳格な手続を検討の上、速やかに必要な措置を講じること。	【防衛省】 ■ 防衛省における、平成 29 年末時点において同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書の件数は 57 件であり、特定秘密文書の長期にわたる保有の状況の把握に努めてまいりたいと考えている。 (平成 30 年 11 月 27 日審査会)
	【内閣情報調査室】 ■ 特定秘密が記録された行政文書のうち、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され、又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することとなっている。また歴史公文書等に該当しないものについても、恣意的に廃棄されることがないような重層的な仕組みが設けられている。個別の文書が歴史公文書等に該当するか否かについては各省庁にお尋ね願いたい。今後とも、特定秘密文書の長期にわたる保有については、その状況の把握に努めつつ、その適正を確保するために何らかの措置が必要かどうかについて引き続き検討してまいりたい。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 作成から30年を超える特定秘密文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものに係る個別具体的な理由の表明に至っていない指定行政機関にあっては、速やかに対応すること。	【警察庁】 ■ 警察庁では、特定有害活動動関係及び外国政府との情報協力業務関係について、作成から 30 年を超える文書を保有しているところ、平成 28 年の審査会の指摘等を踏まえ、再検討を行い、警察が収集、分析したことにより得られた特定有害活動の実行の意思、能力に関する情報等に関する（作成から 30 年を超える）文書については、歴史公文書等に該当するものとして、保存期間満了時の措置を移管に変更した。 (令和元年 11 月 5 日審査会)
	【外務省】 ■ 外務省では、日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、作成から 30 年を超える文書を保有しており、これらの文書のうち、保存期間満了時の措置が廃棄とされているものはない。 (令和元年 11 月 7 日審査会)
	【防衛省】 ■ 防衛省は、同省が保有する作成から 30 年を超える特定秘密文書 63 件のうち、平成 30 年の審査会の指摘を踏まえ、省内で再検討を行い、62 件の特定秘密文書については、歴史公文書等に該当するものと考えられることから、保存期間満了時の措置を移管に変更することとして手続中である。 (令和元年 11 月 12 日審査会)

3 定期点検

政府に対する意見（審査会意見）の概要及び経過

- ・ 平成 27 年 5 月 20 日、衆議院法務委員会において、特定秘密の指定の解除に関し、警察庁及び外務省に対し質疑が行われた。
- ・ その際、指定の理由の点検を実施した年月日について、両政府参考人（警察庁及び外務省）ともに、答弁の時点で確認をとることができなかった。
- ・ さらに、各行政機関から点検の実施を内閣情報調査室等に報告させ、これを一元化する仕組みが設けられていなかったなど、実施状況をはじめとする点検の実態が、各行政機関及び政府全体として適切に把握されていないことが明らかとなった。

【平成 28 年審査会意見及び政府の対応状況】

各行政機関における対応	
意見	
✓ 内閣情報調査室は、行政機関の定期点検や検査等において各行政機関が是正した事項について把握し、当審査会に報告するとともに、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、特定秘密を指定あるいは特定秘密文書を保有している 18 行政機関において、特定秘密保護規程に基づき保護措置を講じており、そのうち 5 行政機関において、特定秘密文書等の事務的な記載の不備に係る是正が行われた旨説明した。また、各行政機関における特定秘密の保護状況及び指定の理由の点検について、是正された事項については、その概要を国会報告に記載するなど公表を検討するとの認識を示した。 (平成 29 年 11 月 14 日審査会)
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の点検日、点検項目、点検内容について取りまとめ、その実施状況について国会報告に掲載すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、各行政機関がそれぞれの内規に基づいて行う定期点検の各行政機関における実施状況についても、国会報告に掲載することを検討する旨の認識を示した。 (平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会)
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除した時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、随時、当審査会に報告し、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 内閣情報調査室は、指定解除についての情報は今後とも適切に審査会に報告し、公表する旨の認識を示した。 (平成 29 年 6 月 5 日・11 月 14 日審査会)

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 内閣情報調査室は、各行政機関が特定秘密を指定解除（一部解除を含む。）をした時は、各行政機関の指定解除についての情報を収集し、速やかに当審査会に報告し、公表すること。	【内閣情報調査室】 ■ 各行政機関が特定秘密について、一部解除を含む指定の解除を行った際は、各行政機関が個別に随時報告しているものと承知している。内閣情報調査室としても、今後とも当該情報を収集し、公表したいと考えている。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)

4 特定秘密文書の廃棄

政府に対する意見（審査会意見）の背景及び経緯

- ・ 特定秘密を含む文書等の廃棄については、特定秘密の指定期間中に当該特定秘密を含む文書等が保存期間満了により廃棄された場合、外部チェックがないと不適切な廃棄が行われる可能性がありうる。
- ・ また、その廃棄に当たっては、特定秘密文書の保存期間が1年以上のものとして1年未満のものとの間で取扱いを異にするものとなることから、とりわけ保存期間1年未満のものの取扱いについて、管理が適正に行われているかを判断するには一定の期間にわたる継続的な調査が不可欠である。

【平成27年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。	【独立公文書管理監】 ■ 独立公文書管理監は、本来移管すべき歴史公文書等に該当する、1年以上の保存期間が設定されたファイル等は一度廃棄されると次いで元に戻すことができないことから、当該ファイル等の保存期間満了時の措置に関する検証・監査は重要な任務であると認識しており、慎重にも慎重を期して検証・監査に臨むとの認識を示した。 他方、当審査会が求めた定期的な報告制度の構築について、独立公文書管理監は、現時点の考え方として、求めに応じての審査会での丁寧な報告、1つの検証・監査事項に区切りがついた段階で社会的関心と呼ぶ措置を講じた段階での随時報告などにより対応したいとの認識を示した。

【海上保安庁】

- 特定秘密の指定期間以前に公文書管理法上の行政文書の保存期間を設定していた海上保安庁に対し、行政文書の保存期間が延長される可能性について質問があった。これに対し、海上保安庁は、公文書管理法上の保存期間満了時に職務の遂行上の必要性について検討した上で延長を決定していること、今後は特定秘密の指定期間と公文書管理法上の文書の保存期間とをできる限り合致させるよう検討を行っていきたい旨を答弁した。

(平成28年10月17日審査会)

意見

- ✓ また、1年間に廃棄した文書及び今後1年以内には廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。

各行政機関における対応

- 【内閣情報調査室】
- 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、公文書管理法上、行政文書ファイル単位で行政文書を管理することになっているため、廃棄に関するものについても、行政ファイル単位で報告したいとの認識を示した。

【平成29年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断基準関係	
✓ 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 公文書管理監は、歴史資料として重要な行政文書を「歴史公文書等」と定義しており、歴史資料として重要な情報である特定秘密を記録した行政文書は歴史公文書等となる。各行政機関はガイドラインを踏まえて行政文書管理規則等を制定しており、既に内閣上、歴史資料として重要な行政文書は歴史公文書等とされている。平成30年4月の第6回内閣保全監視委員会において、上川国務大臣（当時）から各府庁の事務次官級の各委員に対して、以下の点について指示があった。 ① 特定秘密が記録された行政文書を含む公文書は健全な民主主義の根幹を支える「国民共有の知的資源」であり、公文書管理法の下、適切に管理されなければならないこと ② 本年4月からの改正ガイドラインによる厳格なルールを全職員に徹底し、確実に運用すること ③ 特定秘密が記録された行政文書も、公文書管理法により、歴史公文書等に該当するものについては、特定秘密の指定が解除され又は指定の有効期間が満了し、保存期間が満了した場合には国立公文書館等に移管することとなることを前提にした適切な管理を行うこと (平成30年7月10日・10月31日 審査会)

意見		各行政機関における対応
✓ 特定秘密文書における歴史公文書等の該当性の判断につき、独立公文書管理監が、当該特定秘密の政策への反映の有無等とあわせ、特定秘密としての重要性を当該保有行政機関に慎重に確認することを検討すること。	【独立公文書管理監】 ■ 従前より、特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察においては、慎重の上にも慎重を期して確認していた。引き続き、歴史公文書等の該当性判断に当たっては「重要な情報」が記録されているかなどを当該行政機関に慎重に確認するなどして、歴史公文書等に該当しない旨の行政機関側の説明が、各行政機関の行政文書管理規則等において定められているルールに基づき妥当であるかどうかについて、慎重の上にも慎重を期して、検証・監察してまいりたい。 (平成 30 年 7 月 10 日審査会)	監は、抽出して検証・監察することが想定される。本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監においては、特定行政文書ファイル等に基づきもとの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。 (平成 30 年 10 月 31 日審査会)
	【内閣情報調査室】 ■ カイロドラインの改正（平成 29 年 12 月 26 日）を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成 30 年 4 月から施行している。同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を 1 年未満と設定することができ行政文書の類型を明示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間 1 年未満の行政文書についてその判断基準を明確化することとして、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1 年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)	※参考 保存期間を 1 年未満と設定することができる行政文書の類型 ①別添、正本・原本が管理されている行政文書の写し ②定型的・日常的な事務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 ⑦保存期間満了において、業務単位で具体的に定められた文書 （行政文書の管理に関するカイロドライン 第 4-3(6)抜粋）
✓ 独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の廃棄の検証・監察を行う際は、歴史の専門家であるアーキヒストなどから意見を聞くプロセスを設ける措置を運用基準等に明確化することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定行政文書ファイル等の廃棄に際しては、独立公文書管理監の検証・監察を招いた後、内閣総理大臣への廃棄協議が行われ、その際内閣府大臣官房公文書管理課において確認作業を行っている。現状においても、公文書管理課は確認作業を行う際は、国立公文書館法第 11 条第 1 項第 4 号に基づき、いわゆるアーキヒストなどから意見を聞くこともできるものと承知している。このような規定も踏まえつつ、さらなるアーキヒストの活用の方策が必要かどうか、検討していく。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)	
✓ 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が 1 年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成 30 年 7 月 27 日付で、内閣官房内閣情報調査室次長兼事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について（通知）」を差出した。これにより、保存期間を 1 年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。 独立公文書管理監が当該検証・監察を行うに当たり、保存期間 1 年未満の特定秘密文書全てを調査するために一定期間厳重に管理するということは、情報保全上、執務室のキヤベネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うことと、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保することから、独立公文書管理	

意見		各行政機関における対応
✓ 保存期間1年以上の特定秘密文書に係る特定行政文書ファイル等の廃棄をする場合において、独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡するとともに、当該文書を保有する各行政機関においても当審査会に対し最大限の説明を行うこと。	【国家公安委員会】 ■ 国家公安委員会においては、国家公安委員会行政文書管理規則第3条により、保有する文書が限定列挙されており、いずれの文書も同規則別表第1により保存期間を1年以上に設定している。 (平成30年国家公安委員会提出資料より)	【国家公安委員会】 ■ 保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、(廃棄を行っても、)行政文書不存在の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。 (平成30年11月6日 審査会)
	【独立公文書管理監】 ■ 当審査会への説明については、これまで求めに応じて活動状況等について折々に説明しているが、今後とも、一つの検証・監察事項に区切りかついた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で随時説明するなど、誠実に対応してまいりたい。 例えば平成29年度については、当審査会の関心が非常に高いことを踏まえ、対象となった全ての行政機関に対して、保存期間満了時の措置に関する検証・監察結果を通知した段階で、当審査会の委員に個別に説明する機会を設けさせていただいたところである。また求めがあれば審査会の場でできる限り詳細に説明してまいりたい。 (平成30年7月10日審査会)	【防衛省】 ■ 旧防衛秘密から特定秘密に移した時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。 旧防衛秘密から特定秘密に移した時期の文書の状況について、法施行(平成26年12月10日)時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間1年以上の文書は84,547件、保存期間1年未満の文書は13,746件であった。 (平成30年11月27日審査会)
✓ 独立公文書管理監において廃棄について検証・監察が行われている。または、廃棄協議中の特定行政文書ファイル等に含まれる特定秘密文書につき、当該文書が廃棄されると行政文書不存在の特定秘密となる場合は、廃棄をせず保存期間を延長して当該特定秘密の指定期間に合わせるか、廃棄する場合は当該特定秘密の指定解除を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 当該意見で指摘されている特定秘密は、法施行日以前に他の行政機関から提供を受けていた特別管理秘密を、法施行時に提供先の行政機関において特定秘密に指定したものである。(この場合、)情報提供元の行政機関においては提供した文書の正本・原本を保有し続け適切に情報を管理しており、提供先の行政機関が文書を保有しなくても問題は生じないものと考えている。他方、当該情報は指定の要件を満たしており、引き続き特定秘密として保護する必要があることから、提供先においても、指定を維持することが適当であると考えている。 (平成30年7月10日・10月31日審査会) 【経済産業省】 ■ 現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き総務内閣官房で保存されており、	【防衛省】 ■ カイロライソンの改正(平成29年12月26日)を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成30年4月から施行している。 同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を1年未満と設定することができる行政文書の類型を明示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間1年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 (平成30年7月10日・10月31日 審査会)

意見		各行政機関における対応
✓ 防衛省の保有する特定秘密文書の廃棄に関し、旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書の状況を整理し、当審査会が納得できる説明をすること。	【防衛省】 ■ 旧防衛秘密から特定秘密に移した時期の文書の状況について、法施行(平成26年12月10日)時点での特定秘密文書の保有件数は、保存期間1年以上の文書は84,547件、保存期間1年未満の文書は13,746件であった。 (平成30年11月27日審査会)	保存期間満了後は国立公文書館に移管されると承知している。したがって、(廃棄を行っても、)行政文書不存在の特定秘密とはならないことから、経済産業省が廃棄することに問題はないと考えている。 (平成30年11月6日 審査会)
	行政文書の保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄関係 【内閣情報調査室】 ✓ 特定秘密文書の保存期間を1年未満とするのは正本・原本(他省庁が保有する文書も含む)の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。 ✓ 保存期間が1年未満の特定秘密文書について、正本・原本の写し以外のもの(「正本・原本の素材」及び「暗号関係」)については、そのうち保存期間を1年以上とすることが極めて困難なものについては、(7)の例外として各行政機関の内規に明記するよう検討すること。	【防衛省】 ■ カイロライソンの改正(平成29年12月26日)を受けて、各行政機関は行政文書管理規則を改正し、平成30年4月から施行している。 同改正では、 ①意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を設定すること ②保存期間を1年未満と設定することができる行政文書の類型を明示し、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されてきた保存期間1年未満の行政文書についてその判断基準を明確化すること として、特定秘密文書を含め重要な行政文書について、1年未満の保存期間が設定されることのないようにしようとしているところである。 (平成30年7月10日・10月31日 審査会)
✓ 保存期間が1年未満の特定秘密文書が大量に廃棄されている実態に鑑み、保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。	【経済産業省】 ■ 現在、経済産業省が廃棄協議を行っている文書はいずれも内閣官房が作成した文書の副本である。原本は引き続き総務内閣官房で保存されており、	【内閣情報調査室】 ■ 平成30年7月27日付で、内閣官房内閣情報調査室次長兼事務連絡「内閣府独立公文書管理監による『特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか』の検証・監察について(通知)」を発出した。これにより、保存

意見	
各行政機関における対応	
	期間を1年以上と設定すべき特定秘密文書の廃棄を防止する効果が見込まれる。 独立公文書管理監が当該検証・監査を行うに当たり、保存期間1年未満の特定秘密文書を全て調査するために一定期間厳重に管理すること は、情報保全上、特務室のキヤベネット等の物理的な制約、システム等の観点から困難を伴うこと と、独立公文書管理監による実効的な検証・監察を確保する必要があることから、独立公文書管理監は、抽出して検証・監察をすることが想定される。 本事務連絡を踏まえ、現在、独立公文書管理監において、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察を行うべく準備を進めているところであると承知している。 (平成30年10月31日 審査会)
特定秘密文書件数関係	
✓ 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成28年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況については、国会報告（平成30年5月閣議決定）24頁に記載している。なお、平成28年中の保存期間1年以上の特定行政文書ファイル等の廃棄がなかったことについては、国会報告（平成29年5月閣議決定）に記載している。 （平成30年7月10日・10月31日 審査会） 【警察庁】 ■ 複製を含めた件数を計上した結果、警察における平成29年12月31日時点の複製物を含む特定秘密文書の件数は約29,000件である。 (平成30年11月6日 審査会)
✓ 各年末時点での特定秘密文書の保有件数につき、特定秘密文書の全体像を明らかにするため、複製を含めた件数についても計上できるよう、その方法をよく検討し、当審査会に報告するよう努力すること。	【内閣情報調査室】 ■ 複製物を含めた文書の数は、特定秘密文書を閲覧した延べ人数や特定秘密文書の政府内での活用状況を反映しておらず、また、万一端々あった場合の対応に役立つものでもない。複製物を含めた文書件数の集計について正確、簡易な方法がないか改めて検討したが、集計には長期間を要し、困難である。 (平成30年7月10日 審査会)

意見	
各行政機関における対応	
	■ 内閣情報調査室から各行政機関に対し照会した結果、平成29年末時点における複製物を含む特定秘密文書の政府全体の件数は約61万件であることがわかった。 (平成30年10月31日 審査会)

【平成30年審査会意見及び政府の対応状況】	
意見	
各行政機関における対応	
✓ 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況につき、引き続き当審査会に報告すること。また、国会報告への継続的な記載を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 平成29年中の保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を国会報告（令和元年6月閣議決定）の23、24頁に記載済みである。 (令和元年10月24日 審査会) 【警察庁】 ■ 国会報告（令和元年6月閣議決定）においては、保存期間1年未満の特定秘密文書について、平成29年中における政府全体の廃棄件数を掲載している。 警察庁が平成29年中及び平成30年中に廃棄した特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。 (令和元年11月5日 審査会) 【外務省】 ■ 平成30年中に廃棄した保存期間1年未満の特定秘密文書は全て、「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」である。今後も引き続き、審査会に報告する。 (令和元年11月7日 審査会)

【令和元年審査会意見及び政府の対応状況】	
意見	
各行政機関における対応	
✓ 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係について、ご指摘を受け、来年の国会報告では、廃棄の状況を「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載することを検討中である。 (令和2年11月17日 審査会)

5 運用基準の見直し

政府に対する意見(警察庁意見)の概要及び対応

・特定秘密保護法の施行に当たり、閣議決定された運用基準においては、「特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合には、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じた必要の見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表する」とされている。・国会の情報監視審査会は、特定秘密保護制度の運用に際し、我が国の安全保障に関する情報の秘匿の必要性に留意しつつ、国会の行政監視機能、ひいては国民の知る権利に資するとの観点から設置されたものである。運用基準は特定秘密保護制度の実施の運用における重要な指針であり、その見直しについては、当審査会としても重大な関心を持たざるを得ない。政府は、この点についても国会、とりわけ両院の情報監視審査会に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

【平成 29 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 特定秘密の指定要件である非公知性に関し、運用基準における「なお、実際の判断に当たっては、…個別具体的にを行う」ということについて、個別具体的な判断に当たっての例示などより具体的な判断基準の作成を検討すること。	【内閣情報調査室】 ■ 特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が、報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると我が国の政府が認定する場合に、我が国の政府により公表されていない場合であっても「公になつていないもの」とはならない。しかし、公表されている情報が特定秘密と同一性を有するかどうかの判断は、個別具体的な状況を踏まえつつ、行政機関の長が行うもので、判断基準を作成することは困難であると考えているが、必要に応じて、個別具体的な情報ごとに非公知性の有無について説明してまいりたいと考えている。 (平成 30 年 7 月 10 日・10 月 31 日審査会)

【平成 30 年審査会意見及び政府の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 本年 12 月に特定秘密保護法施行後 5 年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。 ① 特定秘密の名称に係る統一方針 ② 行政文書が不存在の特定秘密関係 ・いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件	【内閣情報調査室】 ■ 運用基準の見直しの検討については、法の施行後 5 年を経過した後、すなわち令和元年 12 月 10 日以降に検討を加えることとされている。検討に当たっては有識者の意見を聴取する一方、平成 30 年審査会意見の検討結果を衆議院情報監視審査会へ報告する。その後、運用基準を見直す場合には、令和 2 年度中に情報保全諮問会議の開催を経て閣議決定を行いたいと考えている。いずれにせよ、今後

意見

各行政機関における対応

・指定管理簿への記録等記録に残すための措置 ③ 作成から 30 年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き ④ 独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告 ⑤ 独立公文書管理監による検証・監察関係 ・各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務 ・保存期間 1 年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務 ・保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても職員の高い専門家からも意見聴取するプロセス	の国会において適切な説明を努めてまいりたい。 (令和元年 10 月 24 日審査会) 【警察庁】 ■ 運用基準の見直しについては、法施行後 5 年を経過した後に、内閣情報調査室を中心に検討が進められていくものと承知している。当庁においても、審査会からの指摘の点については必要な対応を行っている。 「あらかじめ指定」については、内閣情報調査室から示された考え方に基つき、慎重な検討の上、将来出現することが確かなものに限り行っている。 なお、警察庁においては、平成 27 年中に指定した人的情報源に関する特定秘密 1 件について、当該指定に該当する情報は現存せず、今後とも出現する可能性はないことが確定し、指定の要件を大きく至ったことから、平成 28 年に当該指定を解除している。 作成から 30 年を超える特定秘密文書については、歴史公文書談話性等を十分に検討の上、保存期間満了時の措置として適切な措置を設定しているところである。 (令和元年 11 月 5 日審査会)
✓ 運用基準の見直しに当たり、上記以外の改正等を行うおうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、上記②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。	上記参照

【令和元年審査会意見及び取所の対応状況】

意見	各行政機関における対応
✓ 運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。	【内閣情報調査室】 ■ 政府において、阿院情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者委員、特定秘密を取り扱っている関係省庁などの意見を踏まえ、検討を重ねてきた。その上で、審査会のご指摘を踏まえ、令和2年4月7日～20日までの間、パブリック・コメントにて意見募集を実施した。 ■ （今回の運用基準の見直しにおいて）衆議院情報監視審査会からの意見等を踏まえて、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努めることを盛り込んだ。 (令和2年11月17日 審査会)

Ⅱ 会長及び委員一覧

(1) 会長一覧

会 長 名	就 任 日	退 任 日
額 賀 福志郎 君 (自民)	平成 27 年 3 月 30 日	平成 29 年 9 月 28 日
額 賀 福志郎 君 (自民)	平成 29 年 11 月 2 日	平成 30 年 10 月 24 日
浜 田 靖 一 君 (自民)	平成 30 年 10 月 24 日	令和 2 年 10 月 26 日
松 野 博 一 君 (自民)	令和 2 年 10 月 26 日	令和 3 年 10 月 8 日
小野寺 五 典 君 (自民)	令和 3 年 10 月 8 日	令和 3 年 10 月 14 日
小野寺 五 典 君 (自民)	令和 3 年 11 月 11 日	—

(2) 委員一覧 (会長は、名前の左に○印)

期 間	委 員 名
平成 27 年 2 月 26 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 松本 純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 松本 剛明君 (民主) 井出 庸生君 (維新) 漆原 良夫君 (公明)、 ※11月10日松本剛明君 (民主) 委員辞任 ※12月18日井出庸生君会派異動 (維新→民維ク)
平成 28 年 1 月 4 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 松本 純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 後藤 祐一君 (民維ク) 井出 庸生君 (民維ク) 漆原 良夫君 (公明) ※1月4日後藤祐一君 (民維ク) 委員選任 ※3月28日後藤祐一君及び井出庸生君所属会派名称変更 (民維ク→民進)
平成 28 年 9 月 26 日～	※8月3日松本純君 (自民) 委員辞任 ○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 平沢 勝栄君 (自民) 今津 寛君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 井出 庸生君 (民進) 後藤 祐一君 (民進) 漆原 良夫君 (公明) ※9月26日今津寛君 (自民) 委員選任 ※平成29年9月20日後藤祐一君 (民進) 委員辞任 ※同年9月28日衆議院解散
平成 29 年 11 月 2 日～	○額賀福志郎君 (自民) 岩屋 毅君 (自民) 、今村 雅弘君 (自民) 後藤田正純君 (自民) 大塚 高司君 (自民) 山内 康一君 (立憲) 井出 庸生君 (希望) 太田 昭宏君 (公明)

期 間	委 員 名
※平成30年5月7日井出庸生君会派異動（希望→無所属）	
平成30年5月8日～	○額賀福志郎君（自民） 岩屋 敏君（自民） 今村 雅弘君（自民） 後藤田正純君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立憲） 渡辺 周君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※5月8日井出庸生君（無所属）委員辞任、渡辺周君（国民）委員選任 ※9月27日渡辺周君（国民）委員辞任 ※10月2日岩屋敏君（自民）委員辞任 ※同月4日大塚高司君（自民）委員辞任 ※同月24日額賀福志郎君（自民）及び今村雅弘君（自民）委員辞任
平成30年10月24日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 江崎 鐵磨君（自民） 赤澤 亮正君（自民） 山内 康一君（立憲） 大島 敦君（国民） 太田 昭宏君（公明） ※令和元年9月30日山内康一君所属会派名称変更（立憲→立国社）、大島敦君会派異動（国民→立国社）
令和元年10月4日～	○浜田 靖一君（自民） 後藤田正純君（自民） 金田 勝年君（自民） 小野寺五典君（自民） 大塚 高司君（自民） 山内 康一君（立国社） 篠原 孝君（立国社） 太田 昭宏君（公明）
令和2年10月26日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 大塚 高司君（自民） 大島 敦君（立国社） 津村 啓介君（立国社） 太田 昭宏君（公明） ※10月27日大島敦君及び津村啓介君所属会派名称変更（立国社→立民） ※令和3年2月1日大塚高司君会派異動（自民→無所属）
令和3年2月9日～	○松野 博一君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 津村 啓介君（立民） 太田 昭宏君（公明） ※2月9日大塚高司君（無所属）委員辞任、盛山正仁君（自民）委員選任

期 間	委 員 名
令和3年10月8日～	○小野寺五典君（自民） 山口 俊一君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 津村 啓介君（立民） 太田 昭宏君（公明） ※10月8日松野博一君（自民）委員辞任、小野寺五典君（自民）委員選任 ※10月14日衆議院解散
令和3年11月11日～	○小野寺五典君（自民） 高市 早苗君（自民） 柴山 昌彦君（自民） 盛山 正仁君（自民） 大島 敦君（立民） 新垣 邦男君（立民） 和田有一朗君（維新） 大口 善徳君（公明）
令和3年12月6日～	○小野寺五典君（自民） 田村 憲久君（自民） 松本 剛明君（自民） 伊東 良孝君（自民） 長妻 昭君（立民） おおつき紅葉君（立民） 和田有一朗君（維新） 大口 善徳君（公明） ※12月6日高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、盛山正仁君（自民）、大島敦君（立民）及び新垣邦男君（立民）委員辞任、田村憲久君（自民）、松本剛明君（自民）、伊東良孝君（自民）、長妻昭君（立民）及びおおつき紅葉君（立民）委員選任

X 委員派遣・海外派遣一覧

1 委員派遣			
国会 開会 期次	派遣期間	派遣地	派遣の目的、派遣委員
190 (特)	H28 1 25	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査 会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 松本 純君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民進ク) 委員 井出 康生君 (民進ク) 委員 藤原 良夫君 (公明)
196 (特)	H30 6 6	東京都 (内閣衛星情報 センター)	行政における特定秘密の指 定及びその解除並びに適性 評価の実施の状況に関する 実情調査 会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 今村 雅弘君 (自民) 委員 大塚 高司君 (自民) 委員 山内 康一君 (立憲) 委員 渡辺 周君 (国民) 委員 太田 昭宏君 (公明)

2 海外派遣			
国会 開会 期次	派遣期間	派遣地	派遣の目的、派遣委員
191 (議) 閉会 後	H28 8 31 ～9 11 (12日間)	イギリス ドイツ アメリカ	欧米各国における情報機関 に対する議会の監視等の実 情調査 会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 後藤 祐一君 (民進) 委員 井出 康生君 (民進)
193 (特) 閉会 後	H29 9 2 ～9 9 (8日間)	オーストラリア 韓国	オーストラリア及び韓国に おける情報機関に対する議 会の監視等の実情調査 会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 平沢 勝栄君 (自民) 委員 今津 寛君 (自民)
196 (特) 閉会 後	H30 7 28 ～8 5 (9日間)	イスラエル サイプレス デネバーク	イスラエル、サイプレス 及びデネバークにおける情 報機関に対する議会の監視 等の実情調査 会長 額賀福志郎君 (自民) 委員 岩屋 毅君 (自民) 委員 渡辺 周君 (国民)

XI 参考人一覧

審議会日時	職 名	氏 名
平成 28 年 5 月 12 日 〔平成 27 年次報告書に 対する意見聴取〕	有人宇宙システム株式会社技術顧問、 元内閣衛星情報センター所長 一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師、 前駐マレーシア大使 特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長 三井住友銀行顧問、元内閣情報官 ジャーナリスト 特定非営利活動法人情報公開クリアリング ハウス理事長 前内閣情報官 日本大学危機管理学部教授 専修大学教授 元警視總監 元内閣危機管理監 公立大学法人兵庫県立大学理事長 ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長	國見 昌宏君 中村 滋君 三木由希子君 三谷 秀史君 春名 幹男君 三木由希子君 植松 信一君 小谷 賢君 山田 健太君 米村 敏朗君 五百旗頭真君
令和元年 5 月 20 日 〔平成 30 年次報告書に 対する意見聴取〕	原後綜合法律事務所代表弁護士	三宅 弘君

Ⅱ 活動経過一覧表

年 月 日	事 項
平成 25 (2013)	
10 15	第 185 回国会 (臨時会) 召集 (会期 55 日間 12 8 まで)
10 25	特定秘密の保護に関する法律案 (内閣) 提出
11 26	本会議にて、同法案議決 (修正)
12 6	参議院本会議にて、同法案可決、成立
12 13	特定秘密の保護に関する法律 (平成 25 年法律第 108 号) 公布
平成 26 (2014)	
1 24	第 186 回国会 (常会) 召集 (会期 160 日間 6 22 まで)
5 30	国会法等の一部を改正する法律案 (自民・公明) 提出
6 5	衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案 (いずれも自民・公明) 提出
6 13	本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案議決 (いずれも修正)
6 20	参議院本会議にて、国会法等の一部を改正する法律案可決、成立
9 29	第 187 回国会 (臨時会) 召集 (会期 54 日間 11 21 解散)
10 14	政府が特定秘密の保護に関する法律施行令等を閣議決定
12 10	特定秘密の保護に関する法律施行 ※法第 11 条 (取扱者の制限) は平成 27 年 12 月 1 日から施行 特定秘密の保護に関する法律施行令施行 国会法等の一部を改正する法律施行 衆議院規則の一部を改正する規則施行 衆議院情報監視審査会規程施行
12 24	第 188 回国会 (特別会) 召集 (会期 3 日間 12 26 まで)
平成 27 (2015)	
1 26	第 189 回国会 (常会) 召集 (会期 245 日間 9 27 まで)
2 26	本会議にて、情報監視審査会委員選任
3 30	情報監視審査会委員の宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
5 18	政府が情報保全諮問会議にて「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(案)を説明
6 18	○情報監視審査会【第 2 回】 ・運営協議会設置について協議決定 ・内規各件の制定に関する件について協議決定

6 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7 2	○情報監視審査会【第 3 回】 ・上川国務大臣から説明聴取 (特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告)
8 19	○情報監視審査会【第 4 回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議)
8 24	○情報監視審査会【第 5 回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (警察庁、法務省、公安調査庁、外務省)
8 27	○情報監視審査会【第 6 回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省)
9 25	○情報監視審査会【第 7 回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房、独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省)
11 10	議長において、委員松本剛明君の辞任許可
11 19	○情報監視審査会【第 8 回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省)
平成 28 (2016)	
1 4	第 190 回国会 (常会) 召集 (会期 160 日間 6 1 まで)
1 20	本会議にて、後藤祐一君 (民維フ) 委員選任、宣誓 ○情報監視審査会【第 1 回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・説明聴取及び対政府質疑 (独立公文書管理監、法務省)
1 25	○委員派遣 (行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査)
3 23	○情報監視審査会【第 2 回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (独立公文書管理監、内閣官房)
3 30	○情報監視審査会【第 3 回】 ・平成 27 年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 27 年次報告書を提出
4 1	本会議にて、額賀会長が平成 27 年次報告書について報告

4	20	○情報監視審査会【第4回】 ・対政府質疑（外務省）
4	26	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
5	12	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5	18	○情報監視審査会【第6回】 ・岩城田務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8	1	第191回国会（臨時会）召集（会期3日間 8 3まで）
8	3	議長において、委員松本純君の辞任許可
8	31	○海外派遣「イギリス、ドイツ、アメリカ」（欧米各国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9	11	第192回国会（臨時会）召集（会期83日間 12 17まで）
9	26	本会議にて今津寛君（自民）委員選任。宣誓
10	14	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議）
10	17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）
10	26	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省）
11	9	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
11	21	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公安調査庁、外務省、防衛省及び防衛装備庁） ・特定秘密提示要求決議
11	30	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密の提示（警察庁及び経済産業省） ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、経済産業省及び資源エネルギー庁）
平成 29（2017）	1 20	第193回国会（常会）召集（会期150日間 6 18まで）
1	30	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）

3	6	○情報監視審査会【第2回】 ・情報監視審査会の傍聴許可
3	29	○情報監視審査会【第3回】 ・平成28年年度報告書の決定
4	4	額賀会長から大島議長に平成28年年度報告書を提出
4	27	本会議にて、額賀会長が平成28年年度報告書について報告
5	15	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定
5	19	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取
5	31	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
6	5	○情報監視審査会【第6回】 ・金田国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6	5	○情報監視審査会【第7回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理監及び独立公文書管理監）
9	2	○海外派遣（オーストラリア及び韓国における情報機関に対する議会の監視等の実情調査）
9	28	第194回国会（臨時会）召集、衆議院解散
11	1	第195回国会（特別会）召集（会期39日間 12 9まで）
11	2	本会議にて情報監視審査会委員の選任 情報監視審査会委員の宣誓
11	14	○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 額賀福志郎会長選出
11	22	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、公文書管理監及び独立公文書管理監）
11	30	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、内閣官房、独立公文書管理監及び外務省）
12	4	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省、警察庁、総務省及び法務省）
		○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（公安調査庁、内閣官房、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁）

12	8	○情報監視審査会【第6回】 ・特定秘密提示要求決議	
平成 30 (2018)			
1	22	第 196 回国会 (常会) 召集 (会期 182 日間 7.22 まで)	
1	26	○情報監視審査会【第1回】 ・特定秘密の提示 (外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁) ・説明聴取及び対政府質疑 (外務省、経済産業省、防衛省及び防衛装備庁)	
1	31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房、独立公文書管理監、公文書管理課)	
3	6	○情報監視審査会【第3回】 ・情報監視審査会の傍聴許可	
3	28	○情報監視審査会【第4回】 ・平成 29 年次報告書の決定 額賀会長から大島議長に平成 29 年次報告書を提出	
4	3	本会議にて、額賀会長が平成 29 年次報告書について報告	
4	18	○情報監視審査会【第5回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定	
5	8	本会議にて、委員井出庸生君の辞任許可、渡辺周君 (国民) 委員連任	
5	9	委員渡辺周君 (国民) の宣誓	
5	18	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告	
5	21	○情報監視審査会【第6回】 ・参考人からの意見聴取	
5	31	○情報監視審査会【第7回】 ・特定秘密提示要求決議 ・委員派遣承認申請決議 ・内規の一部を改正する件について協議決定	
6	6	○情報監視審査会【第8回】 ・上川国務大臣から説明聴取 (特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告) ○委員派遣 (行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査)	
7	10	○情報監視審査会【第9回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房及び独立公文書管理監)	

7	28	○海外派遣 (イスラエル、フィリピン及びデベンパークにおける情報機関に対する議会の監視等の実情調査)	
～8	5	議長において、委員渡辺周君の辞任許可	
9	27	議長において、委員岩屋毅君の辞任許可	
10	2	議長において、委員大塚高司君の辞任許可	
10	4	第 197 回国会 (臨時会) 召集 (会期 48 日間 12.10 まで)	
10	24	本会議にて、委員額賀福志郎君及び今村雅弘君の辞任許可、浜田第一君 (自民)、金田勝年君 (自民)、江崎鐵磨君 (自民)、赤澤亮正君 (自民) 及び大島敦君 (国民) を委員に選任	
		○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 浜田靖一会長選出 新任委員の宣誓	
10	31	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房、独立公文書管理監及び国家安全保障会議)	
11	6	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁及び経済産業省)	
11	8	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (外務省)	
11	27	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁)	
12	6	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑 (内閣官房及び独立公文書管理監)	
平成 31 (2019)			
1	28	第 198 回国会 (常会) 召集 (会期 150 日間 6.26 まで)	
3	5	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可	
3	26	○情報監視審査会【第2回】 ・平成 30 年次報告書の決定 浜田会長から大島議長に平成 30 年次報告書を提出	
令和元 (2019)	4	本会議にて、浜田会長が平成 30 年次報告書について報告	
5	14	○情報監視審査会【第3回】 ・参考人からの意見聴取について協議決定	
5	20	○情報監視審査会【第4回】 ・参考人からの意見聴取	

6	7	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告	6	17	○情報監視審査会【第3回】 ・衛藤国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
6	18	○情報監視審査会【第5回】 ・宮腰国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）	9	16	第202回国会（臨時会）召集（会期 3 日間 9 18 まで）
8	1	第199回国会（臨時会）召集（会期 5 日間 8 5 まで）	10	26	第203回国会（臨時会）召集（会期 41 日間 12. 5 まで）
10	4	第200回国会（臨時会）召集（会期 67 日間 12 9 まで）			本会議にて、委員浜田靖一君、後藤田正純君、金田勝年君、小野寺五典君、山内康一君及び篠原孝君の辞任許可、
		本会議にて、委員江崎鐵磨君、赤澤亮正君及び大島敦君の辞任許可、小野寺五典君（自民）、大塚高司君（自民）及び篠原孝君（立国社）を委員に選任			松野博一君（自民）、山口俊一君（自民）、高市早苗君（自民）、柴山昌彦君（自民）、大島敦君（立国社）及び津村啓介君（立国社）を委員に選任
10	24	○情報監視審査会【第1回】 ・新任委員の宣誓			○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 松野博一会長選出
10	29	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）	11	17	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び独立公文書管理監）
11	5	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）	11	24	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房及び国家安全保障会議）
11	7	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）	12	3	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁）
11	12	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）	令和3	(2021)	第204回国会（常会）召集（会期 150 日間 6 16 まで）
11	21	○情報監視審査会【第6回】 ・説明聴取及び対政府質疑（国家安全保障会議、警察庁、外務省、出入国在留管理庁、公安調査庁及び内閣官房）	1	18	本会議にて、委員大塚高司君の辞任許可、
12	9	○情報監視審査会【第7回】 ・情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものとの決議	2	9	盛山正仁君（自民）を委員に選任
令和2	(2020)		3	16	○情報監視審査会【第1回】 ・新任委員の宣誓
1	20	第201回国会（常会）召集（会期 150 日間 6 17 まで）	3	18	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑（外務省）
3	4	○情報監視審査会【第1回】 ・情報監視審査会の傍聴許可	4	13	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、防衛装備庁及び外務省）
3	17	○情報監視審査会【第2回】 ・令和2年々次報告書の決定	5	11	○情報監視審査会【第4回】 ・令和2年々次報告書の決定
3	19	浜田会長から大島議長に令和元年年次報告書を提出	5	18	松野会長から大島議長に令和2年々次報告書を提出
6	16	本会議にて、浜田会長が令和元年年次報告書について報告	6	11	本会議にて、松野会長が令和2年々次報告書について報告
		◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告	6	16	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告

10	4	第205回国会(臨時会)召集(会期 11 月 間 10 14 解散)
10	8	本会議にて、委員松野博一君の辞任許可 小野寺五典君(自民)を委員に選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 小野寺五典会長選出
11	10	第206回国会(特別会)召集(会期 3 日間 11 12 まで)
11	11	本会議にて情報監視審査会委員の選任 ○情報監視審査会【第1回】 ・会長互選 小野寺五典会長選出
12	6	第207回国会(臨時会)召集(会期 16 日間 12 21 まで) 本会議にて、委員高市早苗君、柴山昌彦君、盛山正仁君、大島敦君、 新垣邦男君の辞任許可、 田村憲久君(自民)、松本剛明君(自民)、伊東良孝君(自民)、長妻 昭君(立民)及びおおつき紅葉君(立民)を委員に選任 情報監視審査会委員の宣誓
令和 4	(2022)	
1	17	第208回国会(常会)召集
3	3	○情報監視審査会【第1回】 ・説明聴取及び対政府質疑(内閣官房及び独立公文書管理監)
3	10	○情報監視審査会【第2回】 ・説明聴取及び対政府質疑(内閣官房及び国家安全保障会議)
3	17	○情報監視審査会【第3回】 ・説明聴取及び対政府質疑(独立公文書管理監、内閣官房、警察庁、 総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び 海上保安庁)
3	24	○情報監視審査会【第4回】 ・説明聴取及び対政府質疑(内閣官房及び外務省)
3	31	○情報監視審査会【第5回】 ・説明聴取及び対政府質疑(内閣官房、防衛省及び防衛装備庁)

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する
法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和四年四月十三日

参議院議長 山東 昭子
衆議院議長 細田 博之殿

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する
法律の一部を改正する法律

第一条 自動車損害賠償保障法の一部改正

第九十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十三条の二十」を「第二十三

条の二十三」に、「第四章 政府の自動車損害賠償
保障事業(第七十一条―第八十二条の二)」を
「第四章 自動車事故対策事業」
第一節 総則(第七十一条)
第二節 自動車損害賠償保障事業(第七十二
条)
第三節 被害者保護増進等事業(第七十七
条)
第四節 雑則(第七十八―第八十二条の

条―第七十七条)
に改める。
第二―第七十七条の四)」

第一条中「確立する」の下に「とともに、これ
を補完する措置を講ずる」を加える。

第二十三条の五第一項中「係る紛争」の下に
「(以下「紛争」という。)」を加える。

第二十三条の六第一項第一号中「保険金等又
は共済金等の支払に関する」を削る。

第三章第二節の二中第二十三条の二十一を第
二十三条の二十三とし、第二十三条の二十を第
二十三条の二十二とする。

第二十三条の十九第一項第二号中「第二十三
条の十四又は第二十三条の十五第一項を第二
十三条の十六又は第二十三条の十七第一項」に
改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により指定の取消しの処分を
受けた者は、当該処分の日から二週間以内
に、当該処分の日に関係する紛争が実施されてい
た紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨
を通知しなければならない。

第二十三条の十九を第二十三条の二十一と
し、第二十三条の十六から第二十三条の十八ま
でを二条ずつ繰り下げる。

第二十三条の十五に次の一項を加える。

4 第一項の規定により紛争処理業務の全部の
廃止の許可を受けた者は、当該許可の日から
二週間以内に、当該許可の日に関係する紛争が実
施されていた紛争の当事者に対し、当該許可
を受けた旨及び第二項の規定により指定がそ
の効力を失つた旨を通知しなければならない。

第二十三条の十五を第二十三条の十七とし、
第二十三条の十四を第二十三条の十六とし、第
二十三条の十三の次に次の二条を加える。

(時効の完成猶予)

第二十三条の十四 紛争処理による解決の見込
みがないことを理由に指定紛争処理機関によ
り当該紛争処理が打ち切られた場合におい
て、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者
がその旨の通知を受けた日から一月以内に当
該紛争処理の目的となつた請求について訴え
を提起したときは、時効の完成猶予に関して
は、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起

があつたものとみなす。

2 第二十三条の十七第二項の規定により指定がその効力を失ひ、かつ、当該指定がその効力がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が同条第四項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 指定が第二十三条の二十一第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日に紛争処理が実施されていた紛争がある場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

第二十三条の十五 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること。

二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当

事者間に指定紛争処理機関による紛争処理によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

「第四章 政府の自動車損害賠償保障事業を「第四章 自動車事故対策事業」に改め、第四章中第七十一条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 政府は、この法律の規定により、自動車事故対策事業として、次条第一項に規定する自動車損害賠償保障事業及び第七十七条の二第一項に規定する被害者保護増進等事業を行う。

第七十一条の次に次の節名を付する。

第二節 自動車損害賠償保障事業

第七十二条を次のように改める。

(業務)

第七十二条 政府は、自動車損害賠償保障事業として、次の業務を行う。

一 自動車の運行によつて生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が第三条の規定による損害賠償の請求をすることができないときに、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。

二 責任保険の被保険者及び責任共済の被共

済者以外の者が、第三条の規定によつて損害賠償の責に任ずる場合(その責任が第十条に規定する自動車の運行によつて生ずる場合を除く。)に、被害者の請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害を填補すること。

三 第十六条第四項又は第十七条第四項(これらの規定を第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求により、これらの規定による補償を行うこと。

2 前項各号の請求の手続は、国土交通省令で定める。

第七十三条第一項中「前条第一項を」前条第一項第一号又は第二号に、「てん補」を「填補」に、「同項」を「同項第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「前条第一項後段の場合」を「前条第一項第二号の場合」に、「前条第一項後段の規定」を「同号の規定」に、「てん補」を「填補」に改める。

第七十三条の二の見出しを「第七十二条第一項第一号又は第二号の規定による損害の填補についての履行期」に改め、同条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「てん補」を「填補」に、「てん補すべき」を「填補すべき」に改め、同条第二項中「てん補」を「填補」に改める。

第七十四条の見出しを「差し押えの禁止」に改め、同条中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第七十五条中「第七十二条第一項」を「第七十

二条第一項第一号若しくは第二号」に改める。
第七十六条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に、「てん補」を「填補」に改める。

第七十七条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号又は第二号」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節 被害者保護増進等事業

(業務)

第七十七条の二 政府は、被害者保護増進等事業として、次の業務を行う。

一 被害者の療養を行う施設の設定及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護その他の被害者の保護の増進を図るために必要な業務

二 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)に従事する者に対する運行の安全の確保に関する事項の指導、自動車事故の発生防止に資する機器及び装置の導入の促進その他の自動車事故の発生防止を図るために必要な業務

2 政府は、被害者保護増進等事業に係る業務のうち、独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条に掲げるものについては、独立行政法人自動車事故対策機構に行わせるものとする。

(被害者保護増進等計画)

第七十七条の三 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図る

ため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画(以下「被害者保護増進等計画」という。)を作成するものとする。

2 被害者保護増進等計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 被害者の生活の実態、自動車事故の発生の状況その他の被害者保護増進等事業の実施に際し考慮すべき事項

二 被害者保護増進等事業の目標に関する事項

三 前号の目標の達成のため実施すべき被害者保護増進等事業の概要に関する事項

3 国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成するときは、あらかじめ、被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、財務大臣に協議しななければならない。

4 国土交通大臣は、被害者保護増進等計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、被害者保護増進等計画の変更について準用する。

(助成)

第七十七条の四 政府は、被害者保護増進等計画に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構に対する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十六条第一項の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法第五条第三項の出資及び同法第十八条第一項の貸付け並びに独立行政法人自動車事故対策機構その他の被害者保護増進等計画に規定する事業を実施する者に対する補助を行うものとする。

第四節 雑則

第七十八条の見出しを「(自動車事故対策事業賦課金)」に改め、同条中「者は」の下に「第七十一条に規定する自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため」を加え、「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に改める。

第七十九条中「第七十二条第一項後段」を「第七十二条第一項第二号」に、「てん補」を「填補」に改める。

第八十条第一項及び第四項並びに第八十一条中「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に改める。

第八十二条の見出しを「(自動車事故対策事業に関する費用の繰入れ)」に改め、同条第一項中「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に改める。

第八十三条中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に改める。

第八十六条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2 第八十四条の二第二項又は第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十七条中「受けた」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第八十七条の二中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第八十八条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号及び

第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三条の十七第四項又は第二十三条の二十一第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第八十八条の二中「ときは」を「場合には」に改め、同条第一号中「第二十三条の十五第一項」を「第二十三条の十七第一項」に改め、同条第二号中「第二十三条の十六」を「第二十三条の十八」に改め、同条第三号中「第二十三条の十七第一項」を「第二十三条の十九第一項」に改める。

第八十九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第九十条中「第八十六条の三第一号若しくは第二号」を「第八十六条の三第一項」に改める。

附則第三項中「第二百十三条第一項第一号ロ」を「第二百十三条第一項第一号へ」に改める。

附則中第四項の前の見出し、同項から第六項まで、第七項の前の見出し、同項及び第八項を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百十條第一項中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に改め、同条第二項中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に、「の規定による」を「第七十一条に規定する」に改める。

第二百十二條中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(自動車事故対策勘定の基金)

第二百十二條の二 自動車事故対策勘定においては、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第三条第四項の規定によりこの勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額(同法第二条の規定による改正前の附則第五十五條第一項に規定する自動車事故対策計画に基づく交付等に係るものに限り)に相当する金額をもつて基金とする。

2 前項の基金の金額は、第二百十八條第二項又は第三項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

第二百十三條第一項中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同項第一号イ中「自動車損害賠償保障事業賦課金」を「自動車事故対策事業賦課金」に改め、同号中ホをリとし、ロからニまでをへからチまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 積立金からの受入金

ハ 積立金から生ずる収入

ニ 自賠法第七十七条の四の規定による貸付金の償還金

ホ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十五條第二項の規定による納付金

第二百十三條第一項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「第七十二条第一項及び第二項」を「第七十二条第一項各号」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 自賠法第七十七条の四の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金

第二百十三条第二項第一号ホ中「保障勘定を「自動車事故対策勘定」に改め、同項第二号イ中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に改める。

第二百十四条及び第二百五条第一項中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改める。

第二百十六条の見出し中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同条中「自動車損害賠償保障事業」を「自動車事故対策事業」に、「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改める。

第二百十八条中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業(自賠法第七十七条の二第二項に規定する被害者保護増進等事業をいう。以下この節において同じ。)に係る損益計算上の利益として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業に係る損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。

第二百十八条の次に次の一条を加える。
(積立金)

第二百十八条の二 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を

生じた場合には、当該剰余金のうち、被害者保護増進等計画(自賠法第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画をいう。以下この節において同じ。)を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、被害者保護増進等計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。

第二百十九条及び第二百二十一条(見出しを含む。)中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改める。

附則第五十五条の見出し中「及び自動車事故対策計画に基づく交付等」を削り、同条第一項中「(以下「なお効力を有する旧自賠法」という。)」及び「(以下「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。)」並びに自賠法第二百十條第二項に規定する自賠法をいう。以下同じ。附則第四項の自動車事故対策計画(以下「自動車事故対策計画」という。))に基づく自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資金及び貸付け並びに補助(以下「自動車事故対策計画に基づく交付等」という。))を削り、同条第二項を削る。

附則第五十六条を次のように改める。
(自動車安全特別会計において前条の規定による経理を行う場合における歳入及び歳出の特例等)

第五十六条 前条の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合における第二百十二条の二、第二百十三條、第二百十五條、第二百十六條、第二百十八條及び第二百十八條の二の規定の適用については、第二百十二條の二

第一項中「に係るもの」とあるのは「並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(以下この節において「なお効力を有する旧自賠法」という。))の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任再保険事業(以下この節において「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。))に係るもの」と、第二百十三條第一項第一号中「リ」附

属雑収入」とあるのは「リ」なお効力を有する旧自賠法第四十六條(なお効力を有する旧自賠法第五十條第一項において準用する場合を含む。))の規定による納付金」と、同項第二号中「二」一時借入金金の利子」とあるのは「二」なお効力を有する旧自賠法第四十條第三ホ」なお効力を有する旧自賠法第四十五條ヘ」一時借入金金の利子」と、同項第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十條

第二項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十條第二項において準用する場合を含む。))の規定による返還金」と、同条第二項第二号イ中「及び自動車検査登録等事務」とあるのは「自動車検査登録等事務及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百十五條第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一條の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百十六條中「自動車事故対策事業」とあるのは「自動車事故対策事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百十八條第二項及び第三項中「に係る」とあるのは「及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る」と、第二百十八條の二第二項中「必要な金額」とあるのは「必要な金額並びに自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、自動車損害賠償責任再保険事業等、なお効力を有する旧自賠法第四十條第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十條第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金及び一時借入金金の利子の財源に充てるために」とする。

第二項の規定による再保険の再保険金及び同条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十條第二項において準用する場合を含む。))の規定による返還金」と、同条第二項第二号イ中「及び自動車検査登録等事務」とあるのは「自動車検査登録等事務及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百十五條第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一條の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百十六條中「自動車事故対策事業」とあるのは「自動車事故対策事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百十八條第二項及び第三項中「に係る」とあるのは「及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る」と、第二百十八條の二第二項中「必要な金額」とあるのは「必要な金額並びに自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、自動車損害賠償責任再保険事業等、なお効力を有する旧自賠法第四十條第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十條第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金及び一時借入金金の利子の財源に充てるために」とする。

車検査登録等事務及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百十五條第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一條の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百十六條中「自動車事故対策事業」とあるのは「自動車事故対策事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百十八條第二項及び第三項中「に係る」とあるのは「及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る」と、第二百十八條の二第二項中「必要な金額」とあるのは「必要な金額並びに自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る。)、自動車損害賠償責任再保険事業等、なお効力を有する旧自賠法第四十條第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十條第一項において準用する場合を含む。))の規定による返還金及び一時借入金金の利子の財源に充てるために」とする。

附則第五十七條から第六十四條までを次のように改める。

第五十七條から第六十四條まで 削除

附則第六十五條を削り、附則第六十五條の二を附則第六十五條とする。

附則第二百五十九條の第三項中「附則第五十五條第一項」を「附則第五十五條」に改め、同条第四項中「保障勘定」を「自動車事故対策勘定」に改め、「自動車事故対策勘定」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條の規定 公布の日

二 第一条中自動車損害賠償保障法の目次の改正規定(「第二十三條の二十一」を「第二十三條の二十三」に改める部分に限る。)、同法第二十三條の五第一項及び第二十三條の六第一項第一号の改正規定、同法第三章第二節の第二十三條の二十一を第二十三條の二十三とし、第二十三條の二十を第二十三條の二十二とする改正規定、同法第二十三條の十九の改正規定、同法第二十三條の二十一とし、同法第二十三條の十六から第二十三條の十八までを二条ずつ繰り下げる改正規定、同法第二十三條の十五に一項を加える改正規定、同条を同法第二十三條の十七とし、同法第二十三條の十四を同法第二十三條の十六とし、同法第二十三條の十三の次に二条を加える改正規定並びに同法第八十六條の三から第九十條までの改正規定並びに次條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内に

において政令で定める日

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に指定紛争処理機関に係属している第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法第二十三條の六第一項第一号に規定する紛争処理に關し当該紛争処理の目的となつてゐる請求についての第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法(附則第五條において「新自賠法」という。第二十三條の十四の規定の適用について)は、前条第二号に掲げる規定の施行の時に、当該紛争処理の申請がされたものとみなす。(特別会計に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特別会計に關する法律(以下この項及び第三項において「新特会法」という。)の規定は、令和五年度の予算から適用し、同条の規定による改正前の特別会計に關する法律(以下この項において「旧特会法」という。)に基づく自動車安全特別会計(第三項において「旧自動車安全特会」という。)の保障勘定(以下この条において「旧保障勘定」という。及び自動車事故対策勘定(以下この条において「旧自動車事故対策勘定」という。の令和四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、この項前段の規定によりなお従前の例によることとされる旧特会法附則第六十一條第一項中「並びに一時借入金」の利子に充てるために」とあるのは、「一時借入金」の利子並びに自動車損害賠償保障法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律(令和四年法律

第 号)第一条の規定による改正前の自賠法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助の財源に充てるために」と

し、旧保障勘定及び旧自動車事故対策勘定の令和五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特会法に基づく自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定(以下この条において「新自動車事故対策勘定」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧保障勘定又は旧自動車事故対策勘定の令和四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四條の第三項又は第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新自動車事故対策勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧自動車安全特会の令和四年度の出納の完結の際、旧保障勘定及び旧自動車事故対策勘定に所屬する積立金は、新特会法第二百十八條の二第一項(新特会法附則第五十六條の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定により、新自動車事故対策勘定に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧保障勘定又は旧自動車事故対策勘定に所屬する権利義務は、新自動車事故対策勘定に歸屬するものとする。

5 前項の規定により新自動車事故対策勘定に歸屬する権利義務に係る収入及び支出は、新自動車事故対策勘定の歳入及び歳出とする。

(政令への委任)

第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、新自賠法の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百十四の項中「第七十二條第一項」を「第七十二條第一項第一号又は第二号」に、「てん補」を「填補」に改める。

(消費税法の一部改正)

第七条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号へ中「第七十二條第一項(定義)」を「第七十二條第一項第一号及び第二号(業務)」に、「てん補する」を「填補する」に改める。

(平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に關する法律の一部改正)

第八条 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に關する法律(平成六年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定」を「当該各勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定、自動車損害賠償保障法及び特別会計に關する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第二条の規定による改正前の特別会計に關する法律に基づく自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定」に、

「保障勘定に繰り入れる」を「自動車事故対策勘定に繰り入れる」に改め、同条第三項中「保障勘定への」を「自動車事故対策勘定への」に改める。
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律の一部改正)

第九条 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律(平成七年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定」を「当該各勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)第二条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に、「保障勘定に繰り入れる」を「自動車事故対策勘定に繰り入れる」に改め、同条第三項中「保障勘定への」を「自動車事故対策勘定への」に改める。
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二条第二項中「新自賠法附則第三項中「第二百十三条第一項第一号ロ」を「自動車損害賠償保障法附則第三項中「第二百十三条第一項第一号へ」に、「附則第六十三条」を「附則第五十六条」に、「第二百十六条の見出し中」を「第二百十六条中」に、「同法第二百十三条第一項第一号ロ」を「同法第二百十三条第一項第一号へ」に改める。
(独立行政法人自動車事故対策機構法の一部改正)

第十一条 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第十三条第六号中「又は損害のてん補」を「又は損害の填補」に改め、同号ロ中「第四章」を「第四章第二節」に、「てん補」を「填補」に改める。
(保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十二条 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第十六条第一項中「第七十二条第一項」を「第七十二条第一項第一号若しくは第二号」に、「てん補」を「填補」に改める。

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、自動車事故による被害者の保護の増進及び自動車事故の発生を防止を一層図るため、当分の間の措置として実施している被害者

の保護の増進又は自動車事故の発生を防止の対策に関する事業を恒久的かつ安定的に実施する措置を講ずるとともに、指定紛争処理機関による紛争処理の手段の利用を促進するため、調停による時効の完成猶予及び訴訟手続の中止の特例を新設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車損害賠償保障法の一部改正
(一) この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

(二) 紛争処理に対する時効の完成猶予効の付与等
(1) 保険金等又は共済金等の支払に係る紛争の調停(以下「紛争処理」という。)による解決の見込みがないことを理由に指定紛争処理機関により当該紛争処理が打ち切られた場合において、当該紛争処理の申請をした紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争処理の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該紛争処理の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなすこと。

(2) 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定

めて訴訟手続を中止する旨の決定をできること。

ア 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定紛争処理機関による紛争処理が実施されていること。

イ アに掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定紛争処理機関による紛争処理によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

(三) 自動車事故対策事業の創設

(1) 政府は、自動車事故対策事業として、自動車損害賠償保障事業及び被害者保護増進等事業を行うこと。

(2) 政府は、被害者保護増進等事業として次の業務を行うこと。

ア 被害者の療養を行う施設の設置及び運営、被害者の療養生活の援護、被害者の受ける介護の援護その他の被害者の保護の増進を図るために必要な業務。

イ 自動車運送事業に従事する者に対する運行の安全の確保に関する事項の指導、自動車事故の発生を防止に資する機器及び装置の導入の促進その他の自動車事故の発生を防止を図るために必要な業務。

(3) 国土交通大臣は、被害者保護増進等事業の安定的かつ効果的な実施を図るため、被害者保護増進等事業の実施に関する事項を定めた計画(以下「被害者保護増進等計画」という。)を作成し、被害者保護増進等計画に定める事項は、次のとおりとすること。

ア 被害者の生活の実態、自動車事故の発生状況その他の被害者保護増進等事業の実施に際し考慮すべき事項。

イ 被害者保護増進等事業の目標に関する事項。

ウ イの目標の達成のため実施すべき被害者保護増進等事業の概要に関する事項。

(4) 保険会社等は、自動車事故対策事業に必要な費用に充てるため、国土交通省令で定めるところにより、政令で定める金額を、自動車事故対策事業賦課金として政府に納付しなければならないものとする。

2 特別会計に関する法律の一部改正

(一) 自動車安全特別会計は、自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とし、同特別会計は、自動車事故対策勘定及び自動車検査登録勘定に区分すること。

(二) 自動車事故対策勘定においては、この法律の規定によりこの勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額(自動車事故対策計画に基づく交付等に係るものに限る。)に相当する金額をもって基金とする。

(三) 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合には、当該剰余金のうち、被害者保護増進等計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。とともに、積立金は、被害者保護増進等計画を実施するために必要がある場合には、

予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができるものとする。

3 この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

自動車事故による被害者の保護の増進及び自動車事故の発生防止を一層図るため、当分の間の措置として実施している被害者の保護の増進又は自動車事故の発生防止の対策に関する事業を恒久的かつ安定的に実施する措置を講ずるとともに、指定紛争処理機関による紛争処理の手続の利用を促進するため、調停による時効の完成猶予及び訴訟手続の中止の特例を新設する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年六月八日

国土交通委員長 中根 一幸

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 財務大臣及び国土交通大臣は、財源の枯渇を招いた原因と現状を含め、自動車ユーザーの納得を得るべく説明責任を果たすとともに、被害

者支援対策・事故防止対策の維持に責任を果たすこと。また、繰入金残額の約六千億円全額を被害者支援対策・事故防止対策が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう、令和三年十二月の新たな大臣間合意を最低限遵守し、一般会計から早期かつ着実に繰戻し措置を講ずること。

二 新たな賦課金制度の導入に当たっては、被害者支援対策・事故防止対策に係る取組の現状及び課題について積極的な情報を発信し、その必要性について丁寧な説明を行うなど自動車ユーザーの理解が得られるよう努めること。また、その具体的な負担額の水準の決定に当たっては、一般会計からの繰戻し額を踏まえて、「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」において、中立的な第三者を交えた議論の結果を考慮して、自動車ユーザーの負担を極力抑えるよう努めること。

三 今後、追加・拡充される被害者支援対策・事故防止対策として実施すべき施策については、新たな賦課金を求めることとする以上、施策決定過程の「見える化」を行い、実施内容を精査すること。特に、各施策の費用対効果等に関する事前及び事後の検証については、使途を明らかにした上で、自動車事故被害者、その家族及び遺族団体その他関係団体などの意見を踏まえ、第三者による客観的な視点で、毎年実施すること。また、未成年者及び高齢者を対象とする事故防止対策を強化すること。

四 被害者支援対策については、自動車事故被害者、その家族及び遺族等が求める支援のニーズが、事故直後の専門的な治療・リハビリの機会の充実のみならず、介護者なき後の被害者の生

活支援、高次脳機能障害への対応、就労支援、遺族の精神的ケアなど長期的なものに関しても高まっていることから、これらの充実を図ること。特に、希望した在宅重度後遺障害者が、グループホーム等障害者支援事業所への入所を含め、必要とする障害福祉サービスを円滑に受けられるよう、十分な体制を整備すること。また、短期入院・入所協力の充実を図ること。

五 被害者支援対策の実施に支障を来すことのないよう、療護施設等の老朽化対策、防災対策を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の充実・強化に努めること。

六 自動車の検査時期について使用者の認識を向上させるための措置等、無車検車、無保険車の排除のための適切な措置を早急に講ずること。

七 自動車事故対策勘定の積立金については、一定期間引き続き経常的な歳出の一部に充てることにより、自動車ユーザー負担の抑制を図ることとするが、将来的な自然災害などの非常時等に備えた臨時的な歳出の財源に充てるために必要な規模は常に確保すること。

八 自動車事故対策勘定における積立金の運用状況が大幅に改善される等の環境変化が生じた場合は、賦課金水準の引下げを図るなど、自動車ユーザーの負担軽減を行うこと。また、自動車安全特別会計の各勘定における剰余金の取扱いについては、今後、他会計への繰入れを行わないこと。

九 自動車ユーザーの負担による賦課金によつて被害者保護増進等事業が行われることを踏まえて、独立行政法人自動車事故対策機構は、事業全般の精査・見直しを行い、機構の運営体制を効率的なものとし、管理業務の簡素化等を図ること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部 四八四円 四四〇円)